麗澤大学大学院 平成 29 年度 博士論文

ビジネスレポーティングの変容を踏まえた財務報告の新展開 ー財務情報と ESG 評価指標の連係による業績評価の可能性ー

> 麗澤大学 経済研究科 経済学・経営学専攻 齋藤 香織

目 次

序章	問題の設定	1
0.1	本博士論文における問題提起	2
0.2	本博士論文の目的とリサーチクエスチョンの設定	3
0.3	本博士論文の構成	4
第1部	予 今日の会計情報開示に関わる諸課題の整理	6
第1章	章 企業活動の変容をめぐる会計学の課題	6
1.1	問題の所在	7
1.2	企業活動の変容をめぐる会計学の課題	8
1.	.2.1 企業活動と会計学との関係	9
1.	2.2 会計学のパラダイムシフト	10
1.3	リスク要因の拡大と会計学のあり方	13
1.	3.1 リスク概念と不確実性	13
1.	.3.2 会計学に対してリスク要因の変遷が及ぼす影響	15
1.4	本章のまとめ	16
第2章	6 企業の役割と企業責任の変遷	19
2.1	問題の所在	20
2.2	アカウンタビリティ概念と情報開示	21
2.	2.1 会計学におけるアカウンタビリティと受託責任	21
2.	.2.2 会計情報と情報開示	23
2.3	企業の特性とステークホルダーとの関係	26
2.	.3.1 財務報告とステークホルダーの関係	27
2.	3.2 企業の特性と会計学の役割	28
2.4	企業の「私的性」と「公共性」	30
2.	.4.1 私的性と公共性をめぐる議論の発展	31
2.	.4.2 企業の3つの側面とステークホルダーに対する責任	33
2.	.4.3 企業の私的公共性と情報開示	37
2.5	本章のまとめ	40
第3章	財務情報と非財務情報の連係に資する報告書の類型化	43
3 1	問題の所在	44

3.2 財務報告と非財務情報をめぐる動向	44
3.2.1 財務報告の機能の拡張	45
3.2.2 非財務情報の開示動向	49
3.2.3 代替的業績指標の広がり	50
3.3 財務情報と非財務情報の特徴と連係の課題	52
3.3.1 財務情報と非財務情報の質的特徴と類型化	53
3.3.2 財務情報と非財務情報の連係における方向性	55
3.4 本章のまとめ	60
第4章 新たなビジネスレポーティングの潮流と現状には	おける課題62
4.1 問題の所在	63
4.2 新たなビジネスレポーティングの潮流	64
4.2.1 統合報告の目的とその意義	64
4.2.2 財務報告と非財務報告、統合報告の関係	66
4.2.3 統合報告の形態と動向	67
4.2.4 わが国における統合報告の形態と動向	68
4.3 わが国における統合報告書の現状と課題	71
4.3.1 新たな企業リスク情報の開示	71
4.3.2 財務情報と非財務情報の連係を目指す開示のお	あり方74
4.4 本章のまとめ	86
第 2 部 新たなビジネスレポーティングの展開	89
第5章 新たな報告形態-ビジネスレポーティングーのプ	5向性89
5.1 問題の所在	90
5.2 企業活動における ESG 活動関連情報の生成	91
5.2.1 企業に求められる ESG 活動の体系	92
5.2.2 企業経営における情報フロー	95
5.2.3 会計情報システムの位置づけと統合的システム	ふへの再編成97
5.3 ESG 活動会計システムの意義と役割	100
5.3.1 ESG 活動に関わるマネジメント・システムの	 享入100
5.3.2 マネジメントプロセスにおける ESG 活動関連	コストの集計101
54 本章のまとめ	104

第6章	Ē E	SG 活動の会計的な識別と測定に関わる枠組みの構築	. 107
6.1	問題	題の所在	. 108
6.2	新力	たな計算体系への接近方法	. 108
6.3	企業	業価値創造と企業価値への投資・分配計算書の構造	. 110
6.	3.1	企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書の構成	. 110
6.	3.2	企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書の仕組み	. 112
6.	3.3	損益計算書と統合した ESG 活動関連コスト統合計算書	. 115
6.4	ESC	G 活動の範囲と識別	. 117
6.	4.1	ESG 活動関連コストの概念と範囲	. 117
6.	4.2	ESG 活動関連コストの抽出	. 120
6.5	ESC	G 活動関連コスト計算書の仕組み	. 122
6.	5.1	共通項目	. 126
6.	5.2	独自項目	. 127
6.6	財務	タ情報と非財務情報を連係したビジネスレポーティングの展開	. 128
6.7	本重	章のまとめ	. 130
終章	本博	∮士論文のまとめと今後の展望	. 133
7.1	本性	専士論文の要約と結論	. 134
7.2	今往	後の展望	. 138
謝辞			. 140
引用•	参考	今 文献:	141

序章 問題の設定

0.1 本博士論文における問題提起

現在、産業構造の変化や金融市場のグローバル化に伴い、企業は継続的な事業活動の遂行に向けたステークホルダーとの関係性の見直しに迫られており、会計学もまた事業に影響を与える関係者を資金提供者としての株主を含む広範なステークホルダーへと拡大しはじめている。昨今話題となっている短期的な視点に基づく企業経営や財務報告の不正を契機としたコーポレートガバナンスへの関心の高まりは世界規模で広がりを見せており、わが国においてもこうした世界的な流れを受け、企業の国際競争力の強化や持続可能な企業価値創造を目標に掲げてコーポレートガバナンス改革が進行している。

そうした状況において、2014年2月に受託者としての機関投資家に対する行動原則として『日本版スチュワードシップ・コード』が公表され、また2015年6月には企業統治指針として『コーポレートガバナンス・コード』が公表されたことは記憶に新しい。これらのコードは企業の持続的な成長と中長期的な価値創造に資するために、企業と多様化するステークホルダーとの適切な協働と株主との双方向のコミュニケーションを求めており、企業が開示する情報は主たる情報利用者である株主との建設的な目的を持った対話(エンゲージメント)の基盤とならなければならない。しかし、『コーポレートガバナンス・コード』にはコミュニケーションの基盤として財務情報と非財務情報を収集して開示する必要性について明示されてはいるものの、財務報告のフレームワークを構築する諸概念とどのように関連するのか、さらには財務情報と非財務情報との関係性や両者の開示方法については必ずしも明言されてはいない。

このようにコーポレートガバナンス改革が進む中、財務情報と非財務情報の 統合プロセスに関していくつかの報告形態が示されている。そのひとつとして、 近年、『統合報告』への注目が集まっている。統合報告とは、資本市場のグロー バル化が進行する今日、短期的な視点に加えて中・長期的な企業の価値評価の

¹ スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会 (2017), p.3.

必要性に着目し、財務情報と非財務情報を有機的に連係させることによって企業を持続可能な成長、すなわち創造的価値の向上に資するレポーティングシステムを意味する。

それでは、こうした特徴を有するビジネスレポーティングの新たな潮流と位置づけられる統合報告は、多様化する今日のステークホルダーとのコミュニケーションツールとなり得るのであろうか。本博士論文に取り組むきっかけとなった問題意識は、上記に示した財務報告をめぐる新たな動向に疑問をもったことに端を発している。

0.2 本博士論文の目的とリサーチクエスチョンの設定

上記の問題意識を踏まえた本博士論文の目的は、第一に、企業の持続可能な事業活動の展開に向けたステークホルダーとのコミュニケーション活動はどうあるべきかという問いに対して、企業と社会の関係およびその特性に着目してアカウンタビリティと情報開示との関係について議論を深める点にある。第二に、財務情報と非財務情報との連係に関わる課題を抽出し、新たな展開として注目を集める「統合報告」が多様化するステークホルダーとの双方向のコミュニケーションツールとなり得るかという仮説を設け、実際に企業が発行する報告書の検証を通してビジネスレポーティングとしての財務報告の方向性を模索することにある。

以上の問題提起を踏まえて、本博士論文は以下のリサーチクエスチョン(以下、RQと略す)を設定している。

- RQ1: 現在、グローバル化や多様化が進む社会においてエンティティとしての 企業はどのように捉えられているのか、さらにはそうしたエンティティ に対して会計学や財務報告にはいかなる対応が迫られるのか?
- RQ2: 上記 RQ1 を解決へと導く方策のひとつに「統合情報」があり、その形態が「統合報告」であると仮定した場合、統合報告にはどのような役割・機能が求められるのか、また財務情報と非財務情報との関係をどのよう

な方法によって整理すべきか?

RQ3: RQ1 と RQ2 の検証結果を踏まえた場合、今後、多様化するステークホルダーとの有効なコミュニケーションツール(説明手段)となり得るには、現在の財務報告の体系をどう再編成して情報開示を実践すべきか?上記3つのRQの検討を通じて、企業の持続可能な価値創進へと結びつける財務報告の今後の展開を模索することが、本博士論文が担うべき課題と位置づけられる。

0.3 本博士論文の構成

本博士論文の構成を上記の RQ に対応させると、以下の通りとなる。

序章は本研究の問題の所在を明らかにすべく、社会的要請の変化に即応するために会計学はいかなる方向へと進んでいるのか、さらに財務報告をどのように再編成すべきか、という観点から課題を浮き彫りにする役割を担っている。序章で示された課題の解明に向けて、第1章ではRQ1の設問に関わる背景と会計学が担うべき役割を明示することを目的として、産業構造や企業活動の変化と会計学はどのように向き合い、どう対処しながら現在に至っているのか、会計学が直面する現状を整理する。

第2章においては、現在、ステークホルダーとのコミュニケーションを主たる目的とする財務報告が今後どのような方向へ進むべきかを考える。ここでは、現在、会計学が「計算」よりも「開示」に力点を置きはじめている現状を踏まえ、あらためて会計学の「利害調整」機能に着目しながら会計学が担うべき責任について検討している。さらに、エンティティとしての企業の特性と情報開示のあり方との関係を確認することにより、現代の会計学に求められる基礎概念に関して検討を加えることを目標として考察を行う。

続く第3章では、RQ1に対する第1章と第2章から得られた知見を踏まえ、 RQ2に対応する会計情報開示の機能と役割について考究し、その条件を満たす ビジネスレポーティングのあり方について検討を加える。そして、第3章で示 された条件に基づき、財務情報と非財務情報の連係の重要性と現在求められる企業情報の質的特性を明らかにする。第4章は現在、企業が発行する報告書の動向に照らしつつ、具体的にどのような対応策を講じれば適正な情報開示が実践できるのか、RQ3で示される課題解法の糸口となる ESG 評価指標や代替的評価指標を用いた統合情報の必要性、さらには新たなビジネスレポーティングに必要不可欠な視点の提示を試みている。

ここまでの議論の内容を踏まえ、第5章ではRO2の設問に対する答えのひと つが「統合情報」であり、その媒介手段が現在多くの企業が取り組みはじめた 「統合報告」であると位置づけた場合、財務情報と非財務情報の連係に関わる 課題は新たな情報システムの構築と企業活動の推進に必要不可欠となる組織体 系の整備にある点を指摘している。具体的には、投資家をはじめとするステー クホルダーの情報要求を満たすには、事業活動のプロセスと組織内部の情報フ ローとの関係性を整理しなければならない。統合情報作成に必要とされる情報 システムと組織体制問題の検討を通して、統合情報の開示を目的とした統合報 告が抱える課題を浮き彫りにすることが可能となり、RQ3 への接近が可能とな る。第6章はRQ3で示された課題の解決策の提案を試みているが、ここでは本 博士論文の独自性を明示している。すなわち、株主を中核に据えたステークホ ルダーに対して、企業がどのように価値を創造したのか、そしてその価値をど う分配したかを明らかにする『企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書』 の構造を示している点である。さらに、統合情報を作成するために財務情報と 非財務情報とを連携させることを目的とした『ESG活動関連コスト統合計算書』 を提案している。

最後に、終章においては、本博士論文のまとめとして本研究の成果を総括するとともに、新たな展開として期待される統合情報生成における問題点と、その延長線上にある統合報告が抱える課題を抽出している。そして、本研究で得られた統合報告が抱える課題を踏まえながら、今後のビジネスレポーティングとして財務報告はどうあるべきか、財務報告の方向性を総括しまとめとした。

第1部 今日の会計情報開示に関わる諸課題の整理

第1章 企業活動の変容をめぐる会計学の課題

1.1 問題の所在

今日の財務報告は、経済主体となる企業の活動を一定のルールにしたがって 貨幣額に写し替えた情報として、企業内外の情報利用者に提供することを主た る役割としている。つまり、財務報告の目的は、「会計方法の基底にある会計 理論とそれを構成する会計諸概念によって、企業の経済活動を認識する行為」 であるといえる。しかし、経済活動を貨幣額で認識するにあたっては、会計思 考様式の相違や算定根拠となる基準単価および評価基準の違い、社会的影響や 時代背景などからその理論体系にはいくつかのタイプが存在する。すなわち、 財務報告は経済活動の成果報告を目的としているために、経済活動のプロセス や社会全体の経済状況の変化などの企業内外の情報を考慮しなければならな いのである。ステークホルダーとの関係性を重視する現代の株式会社は、情報 利用者としての株主をステークホルダー(利害関係者)の中心に据え、株主が 意思決定を行う際に有用な情報ーより具体的には、ステークホルダーが必要と 考える価値計算の結果ーを提供する点にその目的がある。

近年の企業をとり巻く経済環境に目を転じると、産業構造の変化やグローバル化などの環境変化に伴って企業環境は大きく変貌を遂げ、経済活動も広範囲に及んでいる。こうした経済環境や人々の常識・社会通念の変化と呼応する形で、企業が作成する財務報告も変化を余儀なくされている。例えば、グローバル化に伴う金融市場の拡大や株式会社の構造的変化は、株主と経営者との関係に変化をもたらす。かつて主流であったエージェンシー理論では、株主と経営者は互に自己の効用を最大にしようと行動する利害対立関係にあり、経営者をモニタリングするため仕組みとしてガバナンスの必要性が求められていた。

しかし、1990 年代以降、エージェンシー理論に基づくスチュワードシップ理論が展開されると、経営者は自己の効用を最大化すべく、組織目標を達成しようと行動する。その結果、株主と経営者のみならず、すべてのステークホルダー間の相互作用による企業価値創造が結果的に個人の効用の最大化へとつながり、経営者は集団の利益のために行動するガバナンスシステムの整備へとそ

の関心を移行する。市場や企業形態が変化したとしても、会計学の主たる目的 は企業の経済活動を会計的な手法によって写像することに他ならず、会計学で 用いる方法は社会通念からかけ離れたものであってはならない。中・長期的な 視点を重視する市場環境の構築に向けては持続可能な成長に資する企業価値 評価が求められるが、そうした価値評価を実践するには投資家を中心とする各 種ステークホルダーの一定の合意が必要となる。この点に加えて今日留意しな ければならない重要な点は、企業に求められる中・長期的な企業価値評価に資 する持続的な成長の実現に向けては、従来の財務情報だけでなく、非財務情報 との連係を意識した統合情報の開示が必要とされる現実にどう耳を傾け、どの ように向き合うのかという視点ではないだろうか。

上記の背景を踏まえた本章の目的は、企業活動の変化に対して会計学はどのような対応をとってきたのか、その変遷過程の検討を通して変革を遂げる社会的要請に今後いかなる取り組みを講じて対処すべきか、その方向性を模索する点にある。

1.2 企業活動の変容をめぐる会計学の課題

近年、適正な企業価値評価を実践するには、企業価値と何らかの関わりを有するステークホルダーに対して、ESG (Environment、Social、Governance:環境、社会、ガバナンス)要因をはじめとする CSR (Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)に関わる非財務情報の提供が不可欠であるとの認識で一致している。そうした非財務情報への需要の高まりは、株主を含む資金提供者や企業情報を必要とする各種ステークホルダーにとって重要な財務情報と同様に、適正な価値評価に欠くことのできない重要な情報源であることを物語っている。

情報利用者の拡大と情報ニーズの変容に伴う会計学への要請が変化する現状 に照らして考えると、会計学の構造に多大な変化を促す要因は企業をとり巻く 市場環境と経済基盤の変化と深い関係があるといえよう。換言すれば、産業構 造の変化に伴う企業活動の変化と、その活動領域の拡大が会計学をはじめとす る財務報告の体系に大きな影響を与えていることが伺える。そこで、次に企業 活動と会計学の関係を整理して、財務報告の今後のあり方を考えてみたい。

1.2.1 企業活動と会計学との関係

まず、産業構造の変化を概観すると、産業革命以降の19世紀から20世紀初頭にかけては、有形の商製品を中心とする市場経済が財務報告の発展に寄与したことが明らかとなる²。市場環境に目を転じると、製造される商製品それ自体もしくはその商製品を生み出すために企業が有する機械や設備、工場や土地・建物などの有形資産に価値が認められ、これら物的な資産が企業の実質的な資本とみなされてきた。一連の市場環境の変化に着目した会計学の目的は、企業が自身の保有する物的資産を利用して、どの程度の有形財を生み出し利益を創出するに至ったのか、すなわち資産とエクイティを一体としてみなして企業が有する資産を正確に計算する点にあった。このように企業価値は、企業が保有する物的資産とそこから創出される有形財が、持続的に維持される長期的視点から形成されるという見方が大勢を占めていた。

ところが、20世紀後半になると、企業は物的資産を保有するだけでは十分な収益を得ることができなくなる。これは変動為替相場制導入後の金融資産取引が実物財の取引を上回るまでに成長を遂げる産業構造の大きな変化に起因するものであり、こうした事態は金融資産を中心とする市場経済への移行と位置づけられよう。市場環境の変化は変動性と流動性に起因しており、金融商品やバーチャルな資産が重視され、その結果、企業価値は企業が保有する流動的な資産を、清算時の価値として現在価値で評価する短期的な視点から形成されるようになる。

しかし、金融資産を中心とする市場経済は、行き過ぎたデリバティブ取引やサブプライムローンに端を発する 2008 年の金融危機、さらには IT の発展を背

² 武田によれば、製造業によって生み出されるプロダクトを主軸とする経済社会を「モノの経済」として「プロダクト型市場経済」、金融サービス業を主軸とする「カネの経済」を「ファイナンス型市場経済」と定義している(武田隆二 (2001)「論壇 会計学認識の基点」『企業会計』第53号, pp.4-10)。

景としながらさらなる変化を遂げる。具体的には、物的資産や金融資産として表面に現れるものだけでなく、企業の有するブランドやノウハウなどの知的資産、さらには人的資産などの創出として現れることとなる。このような市場環境においては、企業がさまざまな形で保有する知識や経営戦略、さらにはビジネスモデル、外部環境との繋がり、ステークホルダーとの関係性などに表象される無形資産をいかに企業活動とリンクさせて企業価値評価と結びつけるかが、会計学の課題として提起される。

加えて、企業価値評価を行う際の規準としては、金融資産評価のような短期的な視点だけでなく、企業がいかに価値を創造し続けられるのか、企業活動の中・長期的な計画や戦略と連係させる長期的なビジョンが求められる。つまり、市場が求める短期的な価値から企業の持続可能な成長に向けた中・長期的な価値創造への重点移行により、市場に対して開示すべき情報と企業が自らの活動遂行のために求める会計情報とをリンクさせることが重要課題として浮上することになる。ここで今後の財務報告の動向を展望するならば、「知識」という無形財を重視した企業価値評価を志向する知識・無形資本を中核に据えた市場経済を想定し、そうした基盤のうえで財務報告システムの新たな展開を考えることが重要となろう。

1.2.2 会計学のパラダイムシフト

会計学をとり巻く市場環境の変化は、会計学の構造的変化をもたらすことにつながる。有形資産を中心とする市場経済では商品の安定性は高く、財貨の流動性が相対的に低いために、利益概念として費用収益中心観が採用された。すなわち、収益は実現主義、費用は発生主義によって実現した時点で認識を行い、利益は収益・費用が決定するある時点までの対応プロセスとして「純利益」と位置づける考え方であり、過去を起点としたフロー思考を重視して、資産の評価には取得原価が用いられてきた。

その一方で、金融資産を中心とする市場経済においては、実現可能性基準に 基づいて利益概念は資産負債観を採用した「包括利益」が用いられ、一定期間 における経済活動の結果、企業価値の増分である資産と企業価値の減少である 負債との差額を利益と捉える考え方が台頭している。ここでは将来に焦点をあ てた実現可能なストック思考が重視され、資産は時価で評価される。

上記2つの市場環境の発展形と位置づけられる無形資産を中核とする市場経済では、金融資産を中心とした市場経済と同様に、資産負債中心観に基づいて資産・負債を時価で評価した純資産のうち、期首分を上回る期末の純資産を利益として認識する。しかし、ここで重視されるのはその「プロセス」であり、企業は自身が保有する無形財をどのように活用して企業価値を創造したかが問題視される。そのため、将来のキャッシュフローを中心とするフロー計算が重視されることとなる。

市場環境の重点が「実物資産→金融資産→無形資産」へと移行するに伴い、企業のリスク環境は一変する。企業が生み出す商製品や保有する有形財に重点を置く実物資産を中心とした市場経済に関わるリスクとは、保有する有形財の価格変動と利益の変動として表れる。すなわち、棚卸資産や土地・建物の価格上昇や他社状況・市場変化による商製品の価格下落、それに伴う設備機械の陳腐化などがリスク要因として想定される。ここでは企業自身が保有する実物資産をいかに維持するのか、分配可能利益として業績を開示する受託責任を目的として掲げている。したがって、従来の財務報告の目的は、資金提供者から提供された資本を有効活用し、どの程度の利益を生み出せたかという利益計算を重視する「利害調整」にあった。

ところが、金融商品を重視する市場経済の登場により、企業リスクは有形財の価値変動のみにとどまらず、金融商品の市場価格や信用力の変化などの金融リスクが大きな影響を及ぼす。こうした市場環境のもとでは、企業はリスクの主たる要因となる金融リスクに対する対応が求められる。そこでは、財務報告の目的も企業が保有する金融商品を実現可能性という基準によって認識・測定して財務活動を表現し、外部の資金提供者に対して情報開示を行うことが主たる目的となる。とりわけ、企業の所有者である株主に対して投資意思決定に資する不確実な将来に対してどう対応しているのか、つまり、非財務的な活動状

況を把握して開示する姿勢が強く求められることになった。このような流れを 辿る財務報告に対して、事業活動に関わる内部要因となるガバナンスの視点が 付加される。企業の活動実態を開示することの意義は、組織内部において会計 学の仕組みをいかに利用して戦略を実践しているのか、さらに事業活動をどの ような体制によって監督・管理しているのか報告する点に求められる。ここで 管理会計3と財務会計とが接近するプロセス、換言すれば管理会計と財務会計と の連係問題が次なる課題として浮上することとなる。

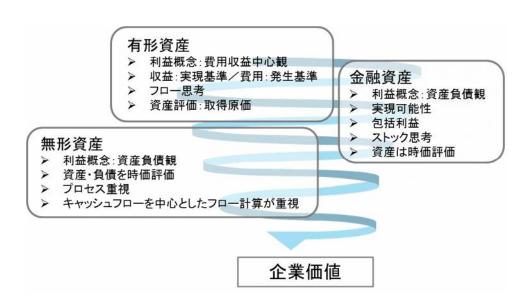


図 1 企業が保有する資産の特徴と企業価値との関係図

(出所) 筆者作成。

こうしたパラダイムの転換は、無形資産を重視する市場経済においてさらに加速する。その理由は、企業の差異性や独自性を発揮して企業利益を生み出し続けるには、企業が有する「知識」という無形財が必要不可欠となるからである。つまり、企業が保有するプロダクトやファイナンスが企業の差異や特性を表現することにつながり、それらを向上させるには企業のビジネスモデルや戦

³ 管理会計は、経営者や管理者、従業員など企業内の管理者の意思決定を助け、業績管理に有用な情報を提供することに目的があるが、その情報には意思決定を促進する役割と意思決定に影響を与える役割がある。その役割の区別は、環境的不確実性と通信的不確実性に由来するとされている。

略、技術やブランドなどの無形財をどのように活用して企業価値を創造しているかが重要な鍵を握ることになる。

1.3 リスク要因の拡大と会計学のあり方

市場環境の変化に伴う企業リスクの変遷と情報開示の変化について整理を行うと、資金提供者としての株主へのリスク開示と無形資産の開示という2つの側面が重要となる。つまり、起こり得る可能性のあるリスクとその回避に必要不可欠な情報、そして将来の不確実なリスクに対して適切かつ積極的に対処するための情報の開示である。

岩井(2005)は、企業の本質を株主に所有されるモノとしての部分と企業固有の資産を保有するヒトとしての部分を有する存在と位置づけ、企業を二重の所有関係から説明している。こうした考えに基づけば、市場環境の変化とリスク要因への対応策としての情報開示は、企業が有する上記2つの特性に関わる状況説明を目的とする財務報告と密接不可分の関係にあるといえる。

1.3.1 リスク概念と不確実性

リスクとは、不確実な事象に対して損害を被る可能性を意味する。リスクには、自然や環境から被る「自然リスク」、社会的な関係性から生じる「社会リスク」、特定の個人や組織に固有な特定事象に関する「特定リスク」、倫理的な問題から発生する「モラル・リスク」が存在するが⁴、安定性や継続性を求める場合には起こり得るさまざまなリスクを想定して危険性(リスク)を回避する、もしくは被害を最小限に抑える対応が求められることになる。ここで回避型のリスク対応をマイナスの側面と位置づけすると、リスク対応には不確実なリスクに積極的に立ち向かい、乗り越えようと努力するプラスの側面も存在する⁵。

⁴ 酒井泰弘 (2010)『リスクの経済思想』ミネルヴァ書房, pp.30-33.

⁵ 酒井は、旧来からのリスク概念を「人間の生活維持や社会経済活動にとって〈望ましくない事象〉の不確実性の程度、およびその結果の大きさの程度」と定義するが、不確実性の高い現代社会において効率性や経済性を追求するだけでは社会は不安定化することを踏まえ、新

複雑化する今日の社会では起こり得るリスクも不確実性を増しており、効率的な経営や経済性を求めるだけでは、安定性や持続可能な発展を維持することは難しい。こうした状況において企業のリスク対応能力を評価するには、起こり得るリスクをどのようにして想定し、回避手段を講じているかという情報だけでなく、リスク対応のプラス面であるリスクを乗り越える力を示す情報が必要といえる。つまり、企業が有する人的資産や知的資産、マネジメントプロセスや戦略等の組織資産、取引先との関係性を示す顧客資産など6の無形資産への開示要求は、価値評価に関わる不確実性の高いリスクに対してどう立ち向かってどのように乗り越えたのか、というリスク対応のプラス面に関わる情報提供と位置づけることが可能である。

また、安定性と効率性、公平性は、トレードオフの関係にあるといわれている7。持続可能な発展を目指すための無形資産の質の向上は企業の安定性を高める一方で、継続的な価値創造は将来のリスクを乗り越えるための投資(コスト)の側面も有するため、株主から見ると短期的には株主利益の効率性を低下させることになる。しかし、長期的な視点に立てば、企業の継続可能な発展は株主利益を維持するだけでなく、その他のステークホルダーとの関係性構築にも大いに貢献する。社会・経済市場に対する企業活動の影響度の増大に伴い、企業と社会との関係性の構築やステークホルダーとのコミュニケーション活動の促進が求められるが、無形資産の源泉となる従業員や顧客、取引先等と適切な関係を築くことは、企業活動の継続に不可欠な取り組みと位置づけられる。さらに、そうした健全な企業経営を維持する取り組みを非財務情報として社会に対して情報開示することは、ステークホルダーとの良好な関係づくりにとどまら

_

しいリスク概念として「リスクとは状態の如何によって、ひとつの行為から複数個の結果が生まれること」と定義し、「それは人間の生活維持や社会経済に対して、プラスとマイナスの両側面を持つ」と指摘している(酒井 (2010), 前掲書, pp.12-35.)。

⁶ Boulton, Libert, Samek は、「経営に関わる遺伝子」構築する有形資産や無形資産のうち、物的資産(土地、建物、器具・備品、在庫など)、金融資産(現預金、売掛金、負債、投資、資本など)、顧客資産(顧客、流通チャネル、提携会社など)、従業員/サプライヤ資産(従業員、サプライヤ、パートナーなど)、組織資産(リーダーシップ、戦略、組織構造、文化、ブランド、知識、システム、プロセス、知的資産など)を企業価値創造において重要な資産と置づけている。

⁷ 藪下史郎 (2002)『非対称情報の経済学 - スティグリッツ新しい経済学』光分社, pp.144-

ず、株主に対するリスク対応情報の開示につながるものと推測される。

1.3.2 会計学に対してリスク要因の変遷が及ぼす影響

企業をとり巻くリスク環境や変化する市場環境への適応行動を説明するために、今日の会計学は変化を余儀なくされているが、こうした一連の変化は企業をどのように位置づけるのかというエンティティ問題とも深い関わりがある。また、市場環境と企業活動の変化に伴って企業価値評価に資する情報も変貌を遂げるが、企業が創出する価値をどのような方法によって認識・測定し、そうした情報をどう活用すれば持続可能な成長へとつなげられるのであろうか。

近年、短期的な視点に基づく経営行動や会計不正問題などを契機として、コーポレートガバナンスへの関心が高まりを見せており、現在、世界的な潮流へと進展している。こうした世界的な動向を受け、企業の国際競争力の強化と持続可能な価値創造の促進に向けてコーポレートガバナンス改革が進んでいるが、2014年2月には受託者としての機関投資家に対する行動原則として『日本版スチュワードシップ・コード』が、2015年6月には企業統治指針として『コーポレートガバナンス・コード』が公表されている。これらの規定は企業の持続可能な成長と中・長期的な価値創造には企業とステークホルダーとの対話が必要であるとの認識に基づき、企業とステークホルダーとのコミュニケーション活動の促進を要請する。

すなわち、金融・証券市場において投資家が要求する短期的な会計情報よりも、企業の継続性を重視する中・長期的な投資家を含むステークホルダーとのコミュニケーションに資する会計情報の開示が重要であり、こうした情報開示の実践によって持続可能な価値創造は実現するのである。これは企業価値が社会との関係性によって創造されることを意味するものであり、企業が社会的な存在として重要な役割を果たしていることに起因する。企業の二重の所有関係に照らして考えると、私的なモノとしての考え方に加え、ヒトとして社会とのコミュニケーション活動を通じた関係性の構築によって創出される価値を増大させることに課題があることを示唆している。また、今日の複雑化する市場経

済においては企業の私的側面に陰りが生じはじめており、新たな価値創造に向けては公的な側面がその重要性を一層増している。

それでは、コーポレートガバナンス・コードで求めるステークホルダーの価 値創造に配慮した経営と適切かつ透明性の高い情報開示を目的とするガバナン ス改革を推進する流れは、従来の財務報告に対していかなる変革を迫っている のだろうか。この課題の解決策は、社会的な責任を有するヒトとしての企業の 存在を再考するとともに、社会との信認関係の構築に向けた財務報告のあり方 を問い直すことから見えてくるものと推察される。かかる課題は、(1) 企業の 持続可能な成長と中長期的な価値創造を達成すべく、企業が CSR や ESG 問題 にどのように対応しているのか、さらにそのプロセスや結果を財務報告として どのように開示・提供しているのかという問題と、(2)企業は株主をはじめと するステークホルダーに対してどのような責任を有し、その責任をいかなる方 法で遂行しているのかという問題を、いかにして両立させるかにかかっている。 企業価値評価のあり方は、市場環境や産業構造の変化と呼応しながら表面化 した価値だけでなく、将来創造される価値やその源泉に関わる要因を明らかに することからその全体像が次第に明確となってくる。企業が創造する価値をよ り適切に評価して開示するために財務報告の目的は日々変化を遂げることとな るが、環境変化や各種リスクにどう対応しながら適切な情報開示を実践できる かがそうした課題の解決に向けた出発点となる。管理会計を企業活動とそのプ ロセスを管理して統治する仕組みと位置づけるならば、マネジメント・システ

1.4 本章のまとめ

財務会計との連係を図ることが可能である。

本章の考察を通して、会計学の構造に多大な変化を促す要因は、企業をとり 巻く市場経済と経済基盤の変化、すなわち産業構造の変化に伴う企業活動の変 化、さらにその延長線上で展開される企業活動の領域拡大と捉えることが可能

ムの一部を構成する枠組みとして、経営者の意思決定に資する情報を創出する

である。産業革命以降の 19 世紀から 20 世紀初頭にかけては、有形の商製品を中心とした市場経済が形成され、20 世紀後半になると金融市場の拡大に伴って金融資産の重要性が増大した。しかし、2008 年の金融危機や IT の発展を背景として、金融資産を評価する際には短期的な視点だけでなく、企業がいかに価値を創造し続けることができるのか、という中・長期的な視点に立脚したものでなければならないとの考え方が主流を占めはじめている。

企業価値の創造に資するべく、情報ニーズにも変容が迫られているが、企業が保有する資産も物質資産や金融資産として表面に現れるものだけでなく、ブランドやノウハウなどの知的資産、さらには人的資産などの創出として現れる無形資産に注目が集まっている。すなわち、企業資産から生み出される価値はいずれかの資産のみで構成されるわけではなく、それぞれの資産が相互に関係し合いながら価値の創造を続けている。現在の会計学に求められる課題のひとつとして、それらの資産がどのように関連し合いながら事業活動にいかなる影響を及ぼすのか、という点に着目してそうした課題の解決に向けた取り組みがなされている。

さらに、今日の企業価値評価においては、現在の価値だけでなく、将来的な価値創造と不確実なリスクへの対応策の有効性を企業活動全体の中で捉える必要がある。こうした情報ニーズの変化に対応した財務報告が担うべき課題は、企業が保有する各種の資産の存在を明らかにするとともに、企業価値形成のプロセスを財務情報と関連づけながら可視化する点にある。そこで、次章では財務情報と企業活動のプロセスとを連係させるキー概念としてエンティティとしての企業をどう捉えるべきか、本博士論文の基本スタンスを明示することに努めている。

会計学をとり巻く市場環境と産業構造の変化は、企業が担うべき社会的責任を拡張させる方向に舵を切りはじめている。企業価値創造に資する情報提供を実践する方策を探るには、企業がステークホルダーや社会に対していかなる責任を負っているのかという観点から再度課題を捉え直し、財務情報と非財務情報とが連係するビジネスレポーティングとしての財務報告のあり方を考究しな

ければならない。

第2章 企業の役割と企業責任の変遷

2.1 問題の所在

企業環境が目まぐるしく変化を遂げ、その構造も複雑化する今日、組織や企業に求められる社会的役割の拡大は、企業の情報開示のあり方にも多大な変化を促すことになる。そうした中で、企業経営に影響を与える関係者は資金提供者としての株主にとどまらず、より広範なステークホルダーへとその範囲を拡大しはじめているが、継続的な企業活動の遂行に向けてそうしたステークホルダーとの関係性を考慮すべきとの認識は日を追って高まりを見せている。首尾一貫性のある公正妥当かつ比較可能な情報提供を主たる目的とする会計学の役割は、こうした時代の潮流とともに単なる財務状況の説明だけでなく、事業活動に関わる合理的な説明を行うための新たな責任が課されている。

その一方で、会計学には情報利用者にとって有用かつ意思決定者の判断力を 高める情報の提供が要求されている。加えて、株主と経営者との間の情報の非 対称性を解消し、株主が受託責任の遂行状況を評価して債権者保護に向けた適 正な利益計算を目的とする利害調整機能⁸⁹も要請される。そうした会計学の基 本的な役割に対して、企業との利害関係を有するステークホルダーの多様化す るニーズをどのように受け止め、いかなる情報を提供すべきか、という新たな 情報開示のあり方について検討することは喫緊の課題となっている。

今日、投資家に向けた財務の透明性に関わるリスク情報の開示が重要視され はじめているが、そうした状況において会計学は「計算」よりも「開示」に重 点を移行している¹⁰。本章ではこうした現実に真正面から向き合い、あらため て会計学の利害調整機能に着目しながら、会計学が果たすべき責任について整 理を行いたい。さらに、エンティティとしての企業の特性と情報開示のあり方 との関係を確認することにより、現代の会計学に求められる基礎概念に関して

⁸ 桜井久勝(2013)「資本市場研究の課題と展望」pp37-68,伊藤邦雄,桜井久勝編『会計情報の有用性』中央経済社,pp.37-38.

⁹ 投資家の意思決定有用性は金融商品取引法において、また利害調整目的は会社法において規 定されている。

¹⁰ 石川純治 (2014) 『揺れる現代会計 - ハイブリッド構造とその矛盾』日本評論社, pp.4-5.

検討を加えることを目標に掲げて考察を行う。

2.2 アカウンタビリティ概念と情報開示

アカウンタビリティとは、資産管理の記録と計算を行い、結果を報告するという財務的な責任を表す会計責任として会計学を中心に使用されてきた概念である。ところが、近年、会計学だけでなく、政治学、経済学、経営学、社会学、心理学等広く一般に使用されることによって説明責任と解され、担うべき責任の範囲が拡大しているように思われる。こうした状況を踏まえ、誰が何をどのように説明すべきか、あらためて会計学が負うべき責任について検討を加えていきたい。

2.2.1 会計学におけるアカウンタビリティと受託責任

アカウンタビリティの本質とその体系について考えると、権限や権力などさまざまな力を有する主体との関係性がその起源であるといわれているが¹¹、伝統的なアカウンタビリティ概念の起源は、古代アテネに遡る。古代エジプトやバビロニアでは会計記録担当者が王への王室財政の記録と監査報告の責任を負っていたが¹²、権威者に対する会計報告を超えたアカウンタビリティ概念の登場は職務や権力を有する者とその力を持たせた者、つまり市民や社会との平等を得るためのものであり、古代アテネの根本的な民主主義¹³がその根幹にあるとされている。そこでのアカウンタビリティの概念は、権力や権限を持つ者が「その力を与えた者に対して、その力の目的のために正当、かつ合理的に行使した結果を申し開きする責任」¹⁴であるという。換言すれば、力を行使するものが自身の行使行動に責任を持ち、かつどのような意思決定に基づいて行使した

¹¹ 碓氷悟史 (2001)『アカウンタビリティ入門』文昇堂, p.8.

¹² Arthur H. Woolf (1912), A Short History of Accountants and Accountancy, Nabu Press. (片岡義雄, 片岡泰彦訳 (1997)『ウルフ会計』法政大学出出版, pp,15-36).

¹³ 碓氷 (2001), 前掲書, p.19. および片岡義雄, 片岡泰彦, 前掲訳書, p.38.

¹⁴ 碓氷悟史 (1992) 『監査理論研究 - 監視・監督・監査の統合理論 - 』同文舘, pp.252-253.

のか、その理由を説明する責任を有することを意味していた。

会計学に話を戻すと、会計の目的とは事業活動の継続に向けた資本維持と成果配分に関する受託責任の解除を目的として財務情報を委託者に提供することにあり¹⁵、事業活動をいかにして成果へと結びつけたか価値関係を明らかにする点にある。株主をはじめとする資金提供者(プリンシパル)は自身が所有する資産の支配権を経営者(エージェント)に委託するという契約関係をとり交わし、経営者は報酬と引き換えに株主から委託された資産を運用して株主のために富を生み出すよう行動する。したがって会計学におけるアカウンタビリティとは、株主から委託された財産の管理状況とその価値の現状を単に説明するのではなく、善良なる管理者の注意義務¹⁶を持って株主価値の最大化のため受託責任に対して説明を行うことを¹⁷意味していた。そうした意味合いを踏まえて会計学で用いるアカウンタビリティを考えると、利害関係者の持分保護を目的とした利害調整機能に重要な役割があり、そうした会計学におけるアカウンタビリティ、すなわち説明すべき企業価値とは株主の利益ということになる。

また、米国公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants: AICPA)の会計目的に関する研究グループは、アカウンタビリティを「スチュワードシップを含む広範な用語」と位置づけており、企業の過去の行動は将来の結果をもたらすことを意図した一連の出来事の一部であるとしたうえで、過去の報告だけでなく、将来期待される業績を評価するために必要な情報を開示するための基礎を提供することであると述べている¹⁸。この見解に基づけば、会計学は資金提供者に対する受託責任に加え、将来の意思決定に有用な情報を開示する会計責任を果たすことが求められていることになる。

ここで注目すべきは、会計学の領域では過去と現在の情報だけでなく、将来

17 若杉 (1985) はアカウンタビリティを『資源の保全と有効利用によって責務を全うしなければならないレスポンシビリティーに加えて、その結果についてのディスクロージャーを行うことによってはじめて解除される報告責任をもふくんだものである』(pp.8-9) としている。

¹⁵ 黒沢清 (1980)『会計学基礎理論』中央経済社, p.102.

¹⁶ 民法第 644 条。

¹⁸ AICPA (1973), Objectives of Financial Statements: Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, pp.25-26.

を予測するための情報開示という時間軸の拡張がなされており、アカウンタビ リティ概念が次第に拡張しはじめていることが伺える。

以上の考察から得られた知見は、会計学が果たすべきアカウンタビリティとは資金提供者との契約に基づく受託責任に対する説明責任であり、受託責任を内包した意思決定有用性を会計情報として説明する責任であるといえよう。しかし、今日注目を集めるマルチステークホルダーという考え方においては、ステークホルダーとのコミュニケーション活動の促進に向けた情報開示を求める声が高まりを見せており、企業とステークホルダーとの関係性構築が重視される会計学に対して、アカウンタビリティを別の角度から検討する必要性を喚起していると受け止められる。

2.2.2 会計情報と情報開示

会計上のアカウンタビリティ概念を整理すれば、経営者の株主に対する受託 責任を適切に遂行するために、株主の意思決定に有用な会計情報を開示することによってアカウンタビリティは果たされることになる。それでは、アカウン タビリティの遂行に不可欠な会計情報開示はどうあるべきなのか。

ベトフォードは、会計とは「会計実体を認識しその活動を写像する情報化のプロセスと開示する情報である」という視点に基づき、プロセスと情報とは相互に依存しており、切り離すことができないものであるとの認識を示している。加えて、会計情報開示とは経済活動の写体を作成するために単に貨幣で測定した情報を開示するのでなく、経済活動のプロセスについても開示する必要性を指摘する¹⁹。つまり、アカウンタビリティを遂行するには、経済活動を測定して財務情報として開示するだけではなく、会計実体としての企業の経営活動を説明するため活動を予測し、さらにはその統制を促進するプロセス²⁰の開示が必要であることに言及しているのである。

¹⁹ Bedford, Norton M. (1973), Extensions in accounting disclosure, Prentice-Hall, Inc.,. (武田隆二監修,原田満範訳 (1980)『会計ディスクロージャーの拡張』東洋経済新報社, pp.5-8.)
²⁰ 原田 (1980),前掲訳書, p.9.

情報を開示する場合には、情報提供側である経営者自身が負うべき申し開きのための情報だけでなく、情報利用者に有用な情報の提供も求められる。情報利用者の意思決定に資する情報を提供するには、情報利用者が何のための情報を必要としているのか、その理由を理解していることが前提となるが²¹、企業をとり巻く社会や環境が目まぐるしく変化を遂げ、それらの関係性が複雑化し企業の社会的役割が次第に拡大すると、企業との関係を有するステークホルダーは多様化の様相を呈することとなる。

適切な会計情報開示に向けてはさまざまなステークホルダーの情報利用目的を理解することが重要となるが、株主のように委託した資本の運用と利益配分といった明確な目標がある場合と異なり、多様なステークホルダーの情報利用目的や目標は必ずしも明らかではない。ベトフォードは、こうした状況を「情報利用者が自己の追求すべき目的ないし目標を知っていない場合、会計人は、測定し、伝達すべき情報がなんであるか知りえない²²」と指摘している。そして、こうした場合、会計学に求められる機能は「社会における経済実体の適正な目標および目的という一般的な問題に関する情報を調査し、実行可能な場合にはそれを開示すること²³」であるという。この見解は情報の利用目的が明確である個人が求める情報の提供とともに、社会全般が求める情報を理解して必要とされる情報を開示する必要性に言及したものであり、情報開示が次第に拡張する方向に進んでいることを示唆している。そこで、社会全般が要求する情報とはいかなるものかを検討するあたり、エンティティとしての企業をどのように位置づけるべきかという課題が浮上することになる。

また、情報開示には、開示する情報の信頼性という課題もある。会計情報が利用者にとって価値ある有用な情報であるためには、情報が安心して使用できるものでなければならない。わが国の企業会計基準委員会は、『財務会計の概念フレームワーク』において、信頼性を形成する基礎的な概念を「中立性」、「検

²¹ 原田 (1980), 前掲訳書, p.9.

²² 原田 (1980), 前掲訳書, p.10.

²³ 原田 (1980), 前掲訳書, pp.10-11.

証可能性」、「表現の忠実性」であると述べている。ここで中立性とは特定の利害関係者にのみ有利になるような偏向性を抑制することであり、検証可能性とは測定値である会計数値のバラツキを小さくすること、さらに表現の忠実性とは異なる対象には異なる表現を要求することを意味する²⁴。

また、『財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)』において、情報開示の信頼性を確保するには内部統制の強化が重要な鍵を握ることを指摘している。ここで内部統制とは、「企業において『業務の有効性及び効率性』、『財務報告の信頼性』、『事業活動に関わる法令等の遵守』、『資産の保全』が達成されていることを合理的に保証するために業務に組み込まれ、企業内のすべての従業員において遂行されるプロセス」を意味する(意見書『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』p.2)。

つまり、株主に対する情報開示の信頼性が達成されていることを合理的に示すには、受託責任を主軸とするアカウンタビリティを遂行するプロセスが必要となるが、その他のステークホルダーに対しては自己の資本を企業に委託しているわけではないので、委託 (プリンシパル) - 受託 (エージェンシー) の関係からだけでは、企業が担うべき責任を明確化できない。さらに、会計情報の信頼性を保証するには、検証可能性と表現の忠実性を確保しつつ、株主をはじめとする資金提供者に偏在しない中立性のある情報の提供が求められる。

以上の論点に照らして考えると、適正な会計情報開示を行うには単に結果としての財務情報を提供するだけでなく、その情報がどのようなプロセスを経て生成されたものであるのかという視点が必要不可欠であり、そうした視点に基づく会計情報を開示できなければアカウンタビリティは遂行できないことになる。今日の会計学におけるアカウンタビリティの遂行には、受託責任を中核に据え、株主を含むステークホルダーが求める社会的責任を果たしているか否かを判断できる情報の提供が求められているのである。

25

²⁴ 大日方隆 (2005)「会計情報の特質性」,斎藤静樹編『討議資料■財務会計の概念フレームワーク』中央経済社,pp.50-51.

以上のように、多様化する情報利用者の利用目的は何なのか、どのような情報を提供すべきか、という問題は、明確な利用目的を有する株主を含む資金提供者の要求する情報と、その他のステークホルダーが要求する情報とを参照しながら、両者の要求する情報が交錯する部分を探ることが研究の第一段階と位置づけられる²⁵。企業は自社に求められる社会的責任を認識するとともに、社会的責任に基づいて活動を展開する実態を開示できなければ、ステークホルダーとのコミュニケーションツールとして、会計情報はその役割を果たすことはできないのである。

2.3 企業の特性とステークホルダーとの関係

企業は、経済構造や社会環境の変化を踏まえながら適切にリスク管理を行い、 継続的な価値創造に努めなければならない。企業活動はステークホルダーとの コミュニケーション活動を通して遂行されることから、企業は規模の大小に関 わらずステークホルダーとの関係性構築が重要課題となる。その際、ステーク ホルダーは企業活動の健全性や現時点で創造される価値、さらには将来の企業 価値を判断する必要性に迫られるため、情報開示のあり方に対して少なからず 影響を及ぼすことになる。

そこで、次なる検討事項として、企業の特性を確認することからとり掛かり、 続いて企業とステークホルダーとの関係性、さらには開示すべき非財務情報と 情報開示に関わる企業の責任について確認しておきたい。

²⁵ ベトフォードは会計の本質は、

^{1.}個人および社会の価値と両立しうる組織体の目標および目的の明示

^{2.}目標および目的を達成させるための意思決定者の情報要求の決定

^{3.}必要とされる情報を展開するような社会経済的活動の測定

^{4.}測定結果の情報利用者への伝達

というプロセスであると指摘する(原田(1980), 前掲訳書, pp.20-21)。

2.3.1 財務報告とステークホルダーの関係

経営者が企業利益の増大だけでなく企業が継続するという目標を持つ²⁶ことは、企業経営に透明性が求められるだけでなく、情報開示のあり方や財務報告に対しても透明性が要求される。一連の変化は企業をとり巻く市場環境や社会構造の変化によって要請されるものであり、とりわけ金融資本市場の拡大が大きな契機となっている。金融資本市場の拡大に伴って企業はより短期的な収益の獲得に傾倒することになるが、こうした意識の変化によって企業経営や財務報告に関わる不正が増加することにつながる。このような社会情勢を受ける形で、コーポレートガバナンスを見直す機運が高まりを見せている。

わが国においても、前述した企業統治の指針として『コーポレートガバナンス・コード』が公表され、企業の持続的な成長と中・長期的な企業価値の向上に資するステークホルダーとの建設的な対話の必要性を要請しているが、ここではステークホルダーとの目的を持った対話が「経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長」²⁷に向けて重要であると指摘する。つまり、企業の中・長期的な価値創造にはステークホルダーとの良好かつ堅固な関係性の構築が重要であり、ステークホルダーから企業活動が正当であることを認めてもらわなければならない²⁸。また、建設的な対話に向けてはステークホルダーにとって有用な情報の適切な開示が求められるが、同コードでは主要なステークホルダーとして株主に焦点があてられており、情報開示の主目的は株主への受託責任の承認に置かれている。

会計学の領域において「計算」よりも株主を含む投資家の意思決定有用性に

²⁶ 例えば、染谷(1978)は社会における生産と分配が実質的に企業の活動によって行われていることを指摘し、さらに、経営者の目標は企業自体の存続であり、社会的な生産力の維持拡大であるとしている(pp.20-27)。また、青柳(1986)は、ベトフォードの理論を踏まえ、経営者は冨の目標によってのみ動機づけられるのではなく、経営者の威信や権力、従業員への福祉や社会の教育および文化への寄与、社会的なイメージ向上も経営者の目標となっているとしている(pp.418-419)。

²⁷ コーポレートガバナンス・コード, p.23.

²⁸ こうした動きは、長期的視点を有する機関投資家の数を拡大する傾向にある。わが国においても、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が 2015 年に責任投資原則(PRI)に署名して以降、2017 年 5 月時点で 56 機関が署名しているという(日経新聞 2017 年 7 月 20 日朝刊 11 面)。なお、GPIF によれば、2017 年 4 月時点における全世界の PRI 署名機関は 1700 を超えており、資産運用残高は約 17 兆ドルに達するという(年金積立金管理運用独立行政法人ホームページ,http://www.gpif.go.jp/operation/esg.html,(アクセス日: 2017 年 10 月 14 日))。

資する情報の開示に力点を置く変化²⁹は、会計認識においてフロー思考から資産負債観に基づくストック思考へと変革させる契機となった³⁰。しかし、近年の CSR への高まりにも見られるように、企業が重視すべきステークホルダーは株主だけにとどまらない。企業の持続可能な価値創造と発展には、経済的な側面だけでなく、環境や社会的なトリプル・ボトムラインに象徴されるマルチステークホルダーとの対話を通した関係の構築、すなわち企業が社会にどの程度貢献し、さらに社会システムの継続にどう寄与したのかという点を明らかにしなければならない。そこで、企業がステークホルダーをどのように捉え、ステークホルダーといかなる関係性を築いており、どのような責任を有しているかという点を整理しておくことが重要となる。

2.3.2 企業の特性と会計学の役割

わが国の会計制度は、金融商品取引法と会社法、法人税法による「トライアングル体制」と呼ばれる法的な規制を強く受ける制度会計としての地位を確立している。法制度と会計学との関係を整理するならば、投資家の投資判断に有用な情報を提供する会計学は金融商品取引法と一体の関係を保ち、期間損益計算のための利害調整に関わる会計学は会社法と密接な関係を有する³¹。さらに、市場環境の変化を踏まえた企業リスクの変遷と開示情報の変化について言及すると、企業の資金提供者としての株主へのリスク開示と持続可能な成長と中長期的な価値創造を達成すべく、企業が ESG 問題に対してどのように対応するのかという、無形資産の開示問題が浮上する。つまり、財務報告が担うべき課題には資金提供者に対するリスク開示とステークホルダーに対する無形資産の開示という2つの側面が存在するのである。

それでは、会計学の現状を概観するにあたり、企業の本質的な特性を紐解く ことから検討を行うことにしたい。繰り返しになるが、岩井(2009)は企業の

²⁹ コーポレートガバナンス・コード, p.23.

³⁰ 石川 (2014), 前掲書, p.16.

³¹ 石川 (2014), 前掲書, p.6.

本質を株主に所有されるモノとしての部分と企業固有の資産を保有するヒトとしての部分を有する存在と位置づけ、企業を二重の所有関係から説明しているが32 33、財務報告に求められる 2 つの側面は会社の「モノ」としての部分と「ヒト」としての部分のそれぞれが会計学に異なる視点を求めていることに起因する。すなわち、企業を株主に所有される「モノ」として捉えれば、資金提供者に対する投資判断に有用な会計情報が求められ、受託責任に関わる適切な責務履行の説明が必要となる。一方、資産を保有できる「ヒト」として捉えるならば、資産を適切かつ正当に利用して利益を生み出しているかを判断するステークホルダーの利害調整を行うための会計情報が求められる34。

では、ステークホルダーの利害調整に関する検討を加えるため、エクイティと信認関係について整理しておこう。まず、エクイティとは、13世紀以降のイギリスにおける土地の信託関係において、コモンローでは救済されない土地所有者を保護救済するための仕組みであり、均衡法として発展した概念である³⁵。土地を所有する受益者ないしは委託者と経営を委託された受託者との関係において重要なのは信頼して任せる「信認(fiduciary)」の関係である³⁶。この関係を経営者と株主の関係から考えてみると、経営者と株主や債権者との利益相反に対応するため、企業経営における経営者の裁量的判断を認め、経営者に対して広義の受託者としての責任を課すことにより、契約では想定しきれない事態や状況に対処し、経営者を信用してその権利を認めることで受益者である株主の利害を保守しようとしたものである³⁷。

こうした信認の関係は契約に基づく対等な関係と異なる「依存」の関係であ

³² 岩井克人 (2009) 『会社はこれからどうなるのか』 平凡社, p.87.

 $^{^{33}}$ 会計実体を人格化して捉えるか否かという命題は伝統的な命題であり、例えばバッターは「株式会社とは人格、資源、状況、相互関係といったものの集合体である」(Vatter, William J. (1947), The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Report. (飯岡透,中原章吉(1971)『バッター資金会計論』同文舘出版,p.18))ことをわずかに認めつつ「人格的な含み」(青柳(1986),前掲書,p.270)を否定することにより、企業実態を「資金(fund)」と捉えて資金理論を展開している。

³⁴ 石川 (2014), 前掲書, pp.25-41.

³⁵ 渡部亮(2004)「エクイティと受託責任の歴史的本質(第 2 回) - 株式は share(分け前)か、stock(塊)か、equity(衡平)か」,『FUND MANAGEMENT』No.11, 2005 年新春号, p.27.

³⁶ 石川(2014),前掲書,p.36.

³⁷ 渡部 (2004), 前掲書, pp.30-33.

り、受託者である経営者は企業が保有する資産に対して、信義を尽くして運用して活用する忠実義務を負うことになる³⁸。したがって、株主を含む資金提供者との信認関係は、双方の信頼に基づく信認義務に伴うガバナンスに関連する情報開示を通して遂行されるため、「利害調整」機能も受託責任に含まれると解することができる。すなわち、受託責任がスチュワードシップ目的に加えて信認関係をも含んで拡張し、結果としてアカウンタビリティ概念の拡張へとつながっていると考えられる。

それでは、法人を会社資産の所有者と考えた場合、会社資産に対する受託責任は株主に対する責任のみであろうか。企業は株主利益の最大化を図ると同時に、法人として企業資産を継続的に維持・管理して発展させることも要求される。会社資産の所有者としての会社それ自体が負う責任とはいかなるものなのか。この課題は、エンティティとしての企業が果たすべき責任をどのように説明できるかという点と密接に関わっている。そこで、企業が保有する資産と企業の有する性格を整理しながら、「ヒト」としての企業が担うべき責任について検討を行いたい。

2.4 企業の「私的性」と「公共性」

本来、私的な性格を帯びていた企業活動や企業の存在自体は、社会的な影響力を持つに至り、公共性を有する存在と位置づけられはじめている³⁹。「公」とは国家や政府、地方公共団体を指すものであり、民間や市民といった個に対する「私」とは対極なものであった。私的な組織である企業が公的側面を有するに至ったのは、経済市場の変化と企業活動の影響力の変化によって企業の位置

³⁸ 石川 (2004), 前掲書, p.37.

³⁹ 染谷は、今日の社会においてわれわれが消費するほとんどのものが企業の生産物であり、われわれの生計の多くは企業から支払われる賃金や利子などであることを踏まえ、「社会における生産と分配はほとんどこれらの企業の経済活動を通して行われており、企業の発展はそのまま社会の発展につながるといってもよい。企業は社会の公器であるといっても、あえて言い過ぎではないであろう。」と説明している。さらに、こうした状況に対して、「経営者は、広く社会から企業経営という任務を託されているものとみることができよう」と指摘する(染谷(1996)、前掲書、p.4)。

づけが変化したことに起因しており、企業が社会に対して負うべき責任の変容 による結果といえる。

こうした変化を理解するには、社会と企業との関係からエンティティとしての企業を考える必要がある。ここで国家や政府などの「公」と企業の公的な側面を区別するために、「公」と「私」の二元論の視点ではなく、山脇(2004)が指摘する「公」、「公共」、「私」の三元論40的視点を採用し、企業の公的側面を「公共」と捉えて以下の議論へと進めたい。私的な企業活動が公的な側面を持ち、「個」によって形成される社会で共有されるとすれば、公共性の概念を紐解くと同時に、企業が有する私的性と公共性の両面についても検討を行い、両者の責任とディスクロージャーの関係とをあらためて考える必要があろう。

2.4.1 私的性と公共性をめぐる議論の発展

公共性の概念は、時代・地域・価値観・視点の違いで異なる意味を持ち⁴¹、多義的に解釈され、広く議論された抽象的な概念である。公共性とは、①国家や政府に関わる公的なもの(official)、②一般の人々すべてに関わる共通のもの(common)、③誰にでも公開されているもの(open)の3つの意味を有すると解されている⁴²。また、空間的・集団的な視点においては、私的な生活権に対して「市民社会」という公共的な意義を有する私有圏(民間の圏)を意味する公共圏⁴³を形成するものである。

ハーバマスは国家と市民との関係から公共性について、次のように論じている。公共性は人々の相互の対話と共同行為において成立するものであり⁴⁴、17世紀後半の近代経済における市場形成を商品取引と社会的労働の領域として、

⁴⁰ 山脇は「政府を担い手とする公」と「民や人々の支える公共」と営利経済、私有財産、プライベート空間などの「私的領域」の次元を加え、公・公共・私の3つの相関関係を重視している。特に公共については、民や人々の単なる共同を示すのではなく、政府や国と積極的に相互作用する行為主体として捉えている(山脇直司(2004)『公共哲学とは何か』筑摩書房、pp.35-36)。

⁴¹ 穐山守夫 (2015)「公共性」『千葉商大論叢』千葉商科大学, 53 号 1 巻, 前掲書, p.214.

⁴² 山脇 (2004), 前掲書, p.19, 齋藤 (2000), 前掲書, はじめに□-□.

⁴³ U. ハーバマス (1973) 『公共性の構造転換』(細谷貞雄訳, 原著 1962 年) 未来社, p.31.

⁴⁴ 細谷 (1973), 前掲訳書, pp.13-14.

独自の法則にしたがって確立した市民社会特有の圏⁴⁵によって経済市場との関係を捉えている⁴⁶。すなわち、国家に対する支配原理の変化の要求によって働く監査原理として公判性を説明する。以上の見解に見られるように、企業の公共性を「共通性」と「公開性」という2つの特徴から企業活動を検討すれば、企業活動のうち市民社会との共通性の高い社会的影響のある活動は、社会に対して公開すべき要素を有する公共的な側面と捉えられる。

さらに、公共性は、人々の対話というコミュニケーション活動によって成立すると解されている。アーレントは、公共性を次のように複数の条件から捉えている⁴⁷。本来、家政を中心とした経済は、「たった1つの利害関係とたった1つの意見」⁴⁸を求めていたことから、経済活動の本質は私的領域に属するとされてきた。しかし、私的領域に据え置かれた労働は個人の共存する社会プロセスへと変化を遂げ、私的な利益だけでなく、社会⁴⁹の形成によって社会全体の関心として永続性を求めて私的な経済活動の一部が公共側面へと変化したと指摘する⁵⁰。同様に、ハーバマスも19世紀末に公的機能の一部を民間団体へと委譲する動きに着目して公的権威の私的領域への拡張と捉え、「私的」と「公的」の明瞭な境界がなくなった点を指摘している⁵¹。

そうした指摘を企業と市民とに置き換えれば、わが国においても 1980 年代 以降進められた企業の民営化や規制緩和をはじめとするニュー・パブリック・ マネジメントの導入などに見られる公的部門(政府と公的企業)の改革は、公 共領域と私的領域が互いに浸食した結果生じた変化と位置づけることが可能で ある。近年、企業活動における重要な取り組みとして CSR や政府活動に注目が

⁴⁵ 細谷 (1973), 前掲訳書, p.13.

 $^{^{46}}$ ハーバマスは「当局によって規制されてきた公共性を、まもなく公権力そのものに対抗して自己のものとして主張する」(細谷 (1973), 前掲訳書, p.46) として国家の公共性に対抗した民間の公共性として市民的公共性を主張している。

⁴⁷ Arendt, Hannah (1960), VITA ACTIVA: oder vom tätigen Leben, Kohlhammer, Stuttgart. (森一郎訳 (2015)『活動生』みすず書房, p.19)

⁴⁸ 森 (2015), 前掲訳書, p.57.

⁴⁹ アーレントは、社会を「とにかく生きるというただ 1 つの究極目的のために、人間どうしたがいに依存し合うこと、ただそのことのみが、公的意義を獲得するような共存の形態である」とする (森 (2015), 前掲訳書, p.57)。

⁵⁰ 森 (2015), 前掲訳書, pp.56-59.

⁵¹ 細谷 (1973), 前掲訳書, pp.198-208.

集まっているが、そのような活動にどう対処できるかという視点を重視する傾向は、私的領域としての企業活動が公共面でも影響を及ぼす事実を裏付けており、企業の私的領域と公共領域の境界は互いに接近し合いながら次第に曖昧になっている実態を伺うことができる。

したがって、企業の私的性に該当するのは経済的な利益を追求する側面であり、株主や資金提供者に対して還元すべき利益、すなわち企業の継続的な運営に不可欠な利益獲得に資する活動を指している。これに対して、公共性の側面は公益に資する活動であり、社会の共存のための労働の提供や公共的な商品・サービスの提供などの活動を指す。このように社会の拡大とともに企業の存在がより公共性を帯びる傾向は高まり、私的な経済活動の一部は公共的な性格を強めることになった。

企業の私的かつ公共的な活動は、私的であるために法律や規制で強制されるものではなく、企業の自主性と自由意思に基づいて実践されることになるが⁵²、寄本(1994)はこうした企業の私的な公益的活動を「私的公共性」と位置づける。つまり、企業は私的側面に加えて国家や政府が有する公共性(公的側面)とは異なる民間の公共的側面を持ち、それの間に私的公共領域を有していると考えている。そうした考え方に準拠すると、「モノ」と「ヒト」としての二重構造と、「私的性」、「公共性」、「私的公共性」という3つの側面を併せ持つ企業責任とはいかなるものであろうか。次なる課題は、私的性と公共性という対極的な特性を有する企業の責任を明らかにすることである。企業の3つ側面とステークホルダーとの関係性からこの問題に接近してみたい。

2.4.2 企業の3つの側面とステークホルダーに対する責任

まず、3つの側面がいかなる力によって強制力を有するのか検討を行いたい。 私的側面は企業独自の経営活動であるために多様性が認められるが、企業が社 会の枠組みの中で存続する基本的な法令順守や倫理観が規制を行う原動力とな

⁵² 寄本勝美 (1994)「地球環境時代における市民、企業、行政のパートナーシップ」『地球環境時代の市民、企業そして行政』ぎょうせい, pp.14-15.

る。さらに、経営活動における情報は企業固有の情報であるために広く一般に開示を要求する強制力は働かないが、上場企業のように金融市場もしくは銀行を含む他社から資金調達を行う場合には、株主や資金提供者に対する受託責任に基づく説明と、意思決定に有用な情報を提供しなければならない。企業は受託した資本の経済的価値の変動と併せて、経営活動のプロセスと利益がいかに結びついて効率的な活動へと結びつけているかを明らかにすることにより、企業の将来的な価値や信用力の向上を目的とする経営活動の一部を開示することになる。

また、私的側面に関わる情報開示は企業独自の情報であることから、どこまでの情報を開示すべきかについては、株主を含むステークホルダーや社会とどう関係性を構築するのかに関わっており、基本的には企業倫理に基づく自発的活動と位置づけられる。企業は継続的な価値を表すために資金調達に関わる情報の一部を経営活動のプロセスの一部と併せて開示するとともに、各種ステークホルダーの利害と関わる部分をステークホルダーとの信頼構築に必要な情報として開示しなければならない。一方、企業の公共的側面は規範に基づく活動であり、コミュニケーションによって社会的なシステム統合53を目指す領域である。そのために、社会的要請に応じて強制的かつ義務的に情報の開示を行って説明責任を果たすことになる。ハーバマスの主張を企業とステークホルダーとの関係に置き換えて考えると、経営活動を監視する批判的な機能として54、ステークホルダーとのコミュニケーションが求められることになる。

上記の考察内容を踏まえて、私的側面と公共的側面の2つの性格を併せ持つ 私的公共領域における責任について考察すると、この領域は企業の社会的責任 と深い関わりがある部分と位置づけられる⁵⁵。私的公共領域に含まれる経営活動は、社会や環境に対応した活動と、私的領域から公共領域に拡張した労働シ ステムの母体となる組織のガバナンスに関する活動であり、企業活動が社会的

⁵³ 中岡 (1996), 前掲訳書, pp.151-152.

⁵⁴ 齋藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店, p.51.

⁵⁵ 寄本 (1994), 前掲書, pp.14-15.

に影響のある活動へと拡大する中で私的活動であると同時に公共性を併せ持った活動でもある。こうした活動は持続可能な社会の構築に向け、企業が担うべき責任と位置づけられる。

基本的に私的公共領域は私的な活動であることから、情報開示への外部の強制力は働かずに企業の自主性に任されるが、公共的側面も併せ持つために、社会システムの一部として持続可能な社会の実現のために経営活動の実態を開示することが求められる。私的公共領域においては「受託ー委託」という契約に基づく受託責任の範囲を超え、企業とステークホルダーとが共有して所有する公共的な資産に対する信認関係に基づく受託責任を遂行する実態を開示しなければならない。つまり、私的公共性を有する資産は、従業員や顧客、取引先等との関係から生み出され、法人として所有する資産や経済・環境と関わる社会との共有資産であるために、その所有権は法人としての企業ないしは社会全般にあり、委託者が自らの資産を預けて運用する明確な認識がない資産である。

ステークホルダーは「ヒト」としての会社に対して、法人が所有する資産や共有資産の価値を減損させずに維持管理すること、さらには発展させることに貢献すると信じてそれらの資産の運用管理を任せている。したがって、ステークホルダーと企業との間の「依存」に基づく信認関係に関しては、経営者が資産の受託責任を負うことになり56、ステークホルダーに対し企業の資産を適切かつ正当に利用して利益を生み出していることを示す利害調整としての会計が求められる。さらに、社会との信認関係に基づく受託責任をどう果たしたのか開示することによって、株主を含むステークホルダーとのコミュニケーションは促進される。企業と社会、利害関係者としてのさまざまなステークホルダーとのコミュニケーションが促進され、経営活動に対する広範囲な監視機能が働

_

⁵⁶ 渡部は、英米の会社法において経営者は「会社利益」向上における責任を有すると規定しているものの、「株主利益」とは明確に規定されておらず、経営者の受託者責任が「株主利益の向上」と解釈されるようになったのは、米国におけるフォードモーターとドッヂとの訴訟に際しての判決が根拠となっていることを指摘する(渡部亮(2005)「エクイティと受託責任の歴史的本質(第3回)-株主の信託に応える経営者は trustee か fiduciary か」『FUND MANAGEMENT』No.12, 2005 年春号, pp.42-43)。

けば、株主が監視しきれない経営者のモラルハザードを回避する⁵⁷ことも可能 となる。このように私的公共的領域における情報開示は、企業と社会との関係 性構築に際して効用を生み出すだけでなく、株主にとっても有益に作用するこ とになる。

近年、経済活動における ESG 情報の重要性は高まっており、情報開示への要求は行動指針として示されている。私的公共領域に属する経済活動はステークホルダーごとの利害調整だけでなく、ステークホルダー全体を対象とした関係性構築を目的とした相互対話のための情報開示が要請される。私的公共領域における企業の責任は、良き企業市民として法人が自然人の担う責任以上の社会的な責務を有するが、企業が自身の担うべき社会的責任の存在を認め、自身の責任として認識することにより、いかにして責任を遂行すべきかを説明しなければならない。近年の財務報告に関わる新たな潮流は、こうした私的公共領域に対してどのように会計学が対応すべきかを問うていると受け止める必要があろう。

上記の企業と社会、そして3つの側面を制御する力との関係は、図2のように表される。私的領域と公共領域は互いに接近して私的公共領域を形成するが、その境界は曖昧なために点線で記している。会計学が目指すべき今後の方向性は、企業が担うべき責任を理解し、「ヒト」としての企業と経営活動を遂行する経営者が企業の複数の側面に関わる受託責任をいかにして果たせばよいのか、ステークホルダーとの対話に向けた情報提供を行うことにある。

会計学が担うべき役割は、多様な経済活動から生み出される非財務情報を貨幣情報として開示する財務情報とどのような枠組みによって連係させ、社会との相互理解を支援するコミュニケーション促進に向けてどう情報開示すればよいのか、その道筋を明らかにする点にある。かかる課題は、企業が担う責任と

⁵⁷ 株主と経営者の間の情報の非対称性により、経営者が必ずしも株主利益のための経営を行っているのか株主がすべてを監視することができないため、株主が効率的経営を怠るというモラルハザードを引き起こす。こうしたモラルハザードは委託者(プリンシパル)である株主が受託者(エージェンシー)の行動を規制し監視するエージェンシー・コストを増大させる(藪下 (2002), 前掲書, pp.156-159)。

そうした責任を説明する情報開示との関係を明らかにするとともに、どのよう な情報をいかなる方法で開示すべきか検討することから見えてくるはずである。

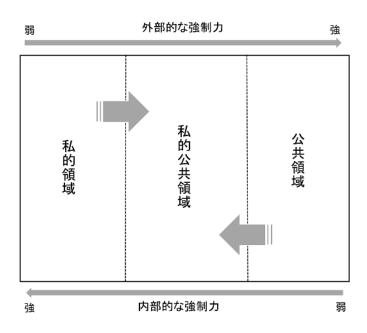


図 2 企業の公共性と私的性の関係

(出所) 寄本 (1994), 前掲書, p.13の図2を参考にして本図を作成。

2.4.3 企業の私的公共性と情報開示

経済活動の社会的な役割が拡大するにつれて、企業を私的な経済活動の主体としてだけでなく、私的公共性を有するエンティティとして捉える必要がある。 会計学は私的公共性という複合的な性質を併せ持つ企業の経済活動を測定し、 経営実態を描写すると同時に、それらの情報の伝達を通じてステークホルダー との関係性を構築しなければならない。

ステークホルダーと企業の担うべき責任との関係を整理すると、企業は株主を含む資金提供者との間で締結する委託-受託の契約関係と、経済活動における経営者の裁量を認め、そうした行動を支える信認関係に基づく受託責任を負うことになる⁵⁸。経済活動が公共的な側面を帯びることによって社会や経済に

⁵⁸ Hopwood は、「プリンシパル」と「エージェント」の関係から生じるアカウンタビリティを 財務アカウンタビリティとする(岡野、國部、柴(2003)、前掲訳書, pp.355-357)。

影響を及ぼす状況下では、株主以外のステークホルダーも経済活動の受益者となり得る。例えば、ステークホルダーとしての社会に対しては、企業が継続的な発展に寄与することによって持続可能な株主価値をもたらすことになるため、企業と社会との関係構築に向けた情報は株主の意思決定有用性に関わるリスク情報として重要な情報源となる。

社会は企業に対して共有資産を毀損しないように監視機能を働かせることになるが、企業は自らの倫理観に則って忠実に行動することにより、信認関係が形成される59。ステークホルダーとの信認関係に基づく企業の責任は必ずしも経済的な価値を求めるものではなく、社会全般の価値創造を求める社会的責任と位置づけられ、一般に非財務的ないしは社会的な情報によって説明される60。こうした社会的責任を有するのは企業それ自体である人格的性格を有する形而的な「ヒト」としての法人であり、社会的責任から生じる利益や価値は法人を介してステークホルダーが享益する。経営者は法人が有する社会的責任を理解し、その責任を果たすべく経営活動を遂行することとなるため、「ヒト」としての会社と経営者との間には広義の受託責任が生じており、経営者は社会的責任を果たしたことを、社会に対して報告することによって受託責任を果たすことができる。

経営者が「ヒト」としての法人から社会的責任を受託し、その責任を果たすように活動を行い、その結果を報告することを広義のアカウンタビリティ⁶¹と 定義すれば、経営者は株主と社会に対して受託責任というアカウンタビリティ

_

⁵⁹ 石川は、「モノ」としての会社における会計は証券市場を中核におく投資家のための会計であり、情報開示と自己責任がその基礎があるが、「ヒト」として会社における会計のあり方は、経営者の忠実義務に根ざしたフィデュシャリーの関係に基づくとし、それぞれの会計には「投資判断のための有用性」と「信認義務に不可欠な倫理性」という本来的な役割の相違があるとしている(石川(2004)、前掲書、pp37-40)。

⁶⁰ 例えば経営者と従業員の関係について Hopwood は、会計は労働者が自身の活動や知識が組織の機能にいかに貢献しているのかを認識させ財務的誘引を持たせることは、従業員を利害共同体として意識付けすることで生産性向上に影響を及ぼすものであるとし、経営者と従業員の間には利益分配としてのボーナスという公式的な契約と議論と主張の機会を与えるという非公式な契約が存在するとしている(石川(2004),前掲書,167-198)。

⁶¹ Gray は社会的責任がある活動を説明する責任を社会的アカウンタビリティと定義する (Gray, R., Owen, D., & Maunders, K. (1987), Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability, Prentice-Hall International Ltd.. (山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 冨増和彦訳 (1992)『企業の社会報告:会計とアカウンタビリティ』白桃書房, pp.3-11)。

を負っているといえる。アカウンタビリティはその責務を完了するに際して情報開示が重要な役割を果たすことになるが、今日、開示する情報の質が問われている。また、会計情報の利用者の拡大によって、情報開示の質を確保するために情報利用者の要求への適合性が問題視されており、情報利用者の意思決定や目的を誤らせないよう個々の利用者の情報要求を理解しておかなければならない 62 。ここで企業の二重所有の関係を踏まえてステークホルダーと経営者が担うべき責任を整理すると、図 3 のようになる。

株主の視点が短期的な経済的利益だけでなく、中・長期的な企業価値の創造へと傾倒すると、企業がヒトとして保有する資産の社会的責任に関しても株主の情報要求は拡大する。企業はヒトとして保有する資産やその価値に対して、社会との信認関係において社会的責任を負うが、そうなると企業が社会的責任をいかに果たしているのか経営者による社会に対する情報開示が求められる。

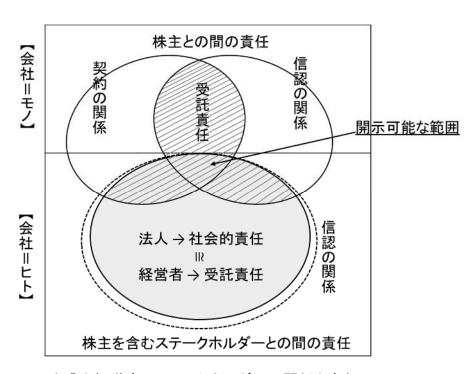


図3 企業と経営者、ステークホルダーの関係と責任

(出所)渡部 (2004),前掲書, p.33の図表2を加筆・修正して本図を作成。

.

⁶² 原田 (1980), 前掲訳書, pp.88-90.

それでは、次に上記の受託責任を遂行するために、財務情報だけでなく、非財務情報を含んだ統合情報による説明・開示に焦点をあてて、アカウンタビリティ⁶³に関して検討を加えてみよう。企業は資金提供者に対する財務的なアカウンタビリティだけでなく、株主を含むステークホルダーとの信認関係に基づく社会的なアカウンタビリティを負う。社会的なアカウンタビリティとは、企業倫理に基づきいかにして社会との信認義務を果たしているのか、企業自身の行為が社会的に正当なものであることを説明するアカウンタビリティである。社会的なアカウンタビリティを果たすには、経営活動で企業が担う責任を果たすプロセスを開示して説明することが求められるが、情報利用者の目的適合性を充足し、質の高い情報を提供するには、情報要求と利用目的とが明確な株主に焦点をあてて情報開示を行うことが第一段階と位置づけられよう。こうした視点は、ESGに代表される社会的影響に関する情報開示によって達成される。

多様なステークホルダーの情報要求を理解して、情報開示の範囲を広げるには、情報要求と情報目的に関わるステークホルダーとの双方向コミュニケーションを高め、相互理解を深めることが要請される。さらに、財務的・社会的なアカウンタビリティに対応するには、ステークホルダーとのコミュニケーション活動の促進だけでなく、経営状態を明確化するための価値基準に基づく情報を開示する必要がある。したがって、会計測定と情報開示は会計学の内部機能と外部機能との合理的な連係を企図しながら、経済活動のプロセスを明らかにする視点から実践されることが求められる。

2.5 本章のまとめ

本章は、第一に会計学をとり巻く市場環境の変化と企業の特性を踏まえ、こ

-

⁶³ Gray は、アカウンタビリティを『責任を負っている活動の計算書(必ずしも財務計算書ではない)を提供する義務・陽性・責任』と定義する(水野,向山,國部,冨増(1992),前掲訳書,p.3)。

れから会計学はいかなる方向に進むべきか、さらには企業が社会とどのような 関係にあり、いかなる責任を負うのかについて考究した。そして、第二に企業 が負うべき責任を果たし、社会に対してそうした活動の成果を説明するために 会計学はどのような役割を果たせばよいのか検討を行った。

情報の質的・量的な変化を会計学の観点から概観すると、原価主義を基本と する収益認識としての現金収支的な情報が、IFRS 思考の調和化へ向けたストッ クとフローの測定と開示、さらにはキャッシュフローを表すものへと変化して いる。ステークホルダーとの関係性が重要視される流れの中で CSR への関心が 高まり、業績や成果に関する非財務的な情報開示の必要性が声高に叫ばれはじ めている。ステークホルダーに対する社会的責任の高まりは、企業を経済・環 境・社会というトリプル・ボトムラインに基づく企業経営への移行を促し、業 績報告書体系もトリプル・ボトムラインを意識した体系へと発展する。社会の 継続性や市場経済に及ぼす企業の影響が次第に高まる現在、企業活動は私的な 側面と公共的な側面を同時に併せ持つ存在となっているが、本章で明らかとな った企業の「私的公共性」に着目すると、持続可能な社会の構築に向けて CSR 活動や ESG 情報の重要性が今後益々高まるものと推察される。非財務情報の開 示を求める今日の財務報告に対する要請の高まりは、企業の持続可能性や価値 創造が社会の永続的な繁栄と密接不可分の関係であることの証左であり、企業 の対応すべき私的公共領域の拡大による変化、すなわち私的公共領域に対する 企業の責任の高まりがその背後に横たわっている。

本章で考察したように、経営者と株主との間で交わされる受託責任に焦点をあてると、その関係は企業と株主との間の2面的な関係から、より複合的な関係へと変化していることが明らかとなる。こうした受託責任という概念を、さらに企業の「ヒト」としての部分に拡張して捉え直すと、受託責任の範囲は次第に拡大していることが明らかとなる。さらに、拡大する受託責任と呼応して、情報開示の範囲と企業が担うアカウンタビリティも拡張を遂げる。経済的な価値だけでなく、社会的責任という多様なステークホルダーに関わる責任を説明することが、今後のアカウンタビリティが抱える課題となる。かかる課題は、

いかなる情報を誰のためにどう開示するのか検討することであり、ステークホルダーとのコミュニケーション活動の促進にとって欠かすことのできない取り組みといえる。

情報開示に関わるこれらの課題は、企業の継続性に関わる課題の解明だけでなく、財務報告が目指すべき新たな展開の方向性を模索することにもつながる。中・長期的な価値創造と関連する情報をどのような方法で開示すべきか、という課題を同時に検討することは、企業の持続可能な価値創造に資するための今後の会計学の課題を明らかにし、会計情報の本質的なあり方を問うことになろう。次章では中・長期的な企業価値創造のための会計情報開示のあり方に関する検討を行い、企業の持続的価値に資する財務報告の方向性を模索したい。

第3章 財務情報と非財務情報の連係に資する報告書の類型化

3.1 問題の所在

近年、中・長期的な企業の価値評価の必要性から財務情報と非財務情報を有機的に結びつけ、企業の持続可能な成長をもたらす創造的価値を開示する動きが活発化している。アカウンタビリティ概念や企業と社会との関係から企業の特性を概観すると、企業は「公共領域」、「私的領域」、「私的公共領域」を有することが明らかとなるが、近年の動向は企業が有する「私的公共領域に対する情報開示要求」の現れといえるのではないか。すなわち、経済活動に伴う主要なリスクに企業がいかに反応し、またどう対処しているのか判断するための情報開示が求められていることを物語っている。

そこで、本章では現在、企業が開示している情報の種類と特性の整理から課題にとり掛かり、新たなビジネスレポーティングとしての財務報告に求められる情報内容を財務情報と非財務情報の連係という観点から検討を行いたい。

3.2 財務報告と非財務情報をめぐる動向

現在、金融市場の安定と持続可能な社会を実現することは世界的に重要課題となっており、企業は社会とのよりよい関係性を構築して継続的な価値を創造し続けることが求められている。企業は世界規模の環境課題や多様化する社会ニーズ、市場のグローバル化などさまざまな変化に対処する必要があるが、持続可能な企業経営と将来的な価値創造をもたらす企業価値の源泉として人的資本や知的財産、企業経営を支える理念や戦略等の非財務的な情報の重要性が増している。こうした情報ニーズの変化を背景として、財務情報以外の情報開示要求は高まりを見せており、ESG情報をはじめとする非財務情報は CSR報告書、環境報告書、サステナビリティ報告書などの任意の報告書によって開示されている。

国際的に非財務情報への注目が集まる中、多様な報告形態によって関連づけ のないままに多くの情報が開示されている現状は、情報の複雑性を増加させ適 切な企業価値判断を困難にしている。こうした事態を解消し、情報利用者に有用で分かりやすい情報を整理して開示することが要請されるが、本章では非財務的な情報をいかに開示するのかという問題だけでなく、財務情報と非財務情報とをどのように関連づけて開示できるかという点に焦点をあてて考察を進めることにしたい。

そもそも財務情報と非財務情報の連係が難しい問題であることは、2つの情報形態が異なる点に起因している。財務情報は貨幣価値で表される定量的な情報であるのに対して、非財務情報は企業経営における価値創造のプロセスの中でさまざまな資本形態をとり、さらにその開示方法がいくつか存在する。財務情報と非財務情報という異なる種類の情報を統合するには、それぞれの情報がどのような情報であるのか詳細に検討し、その特性を明らかにしなければならない。こうした課題に対して、本項では財務報告の変容と非財務情報の動向について確認することにより、財務情報と非財務情報の関係性を整理することから接近してみよう。

3.2.1 財務報告の機能の拡張

非財務情報の重要性が高まる背景には、企業をとり巻く経営環境の変化と国際的に広がる複雑な市場に対して、企業がどのように価値を創造できるのか、またリスクを回避し価値を継続できるのかという、企業評価のための情報が財務情報のみでは把握・伝達しきれないという財務報告の限界が指摘されている。このような問題に対して、財務報告は伝統的な形態を包摂する形で企業のリスク情報の開示を行うため、企業の持続性と事業戦略との関係性を明らかにするディスクロージャーの必要性が指摘されることとなり、財務報告の機能を拡張する提案がなされている。

こうした取り組みの端緒として、1994 年にアメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accounting) が公表した『ジェンキンズ報告書』が挙げられる。同報告書では情報利用者のニーズとコスト・ベネフィットに基づき、事業計画や事業機会、リスクや不確実性に関する将来志向的視点

を伴った情報を提供し、非財務的な尺度から長期的な価値創造要因が読みとれるように、外部報告と経営者が利用する情報とをより整合させることが示されている。ジェンキンズ報告書はその後、企業情報の特性と透明性を改善するため、「拡張企業報告」(Enhanced Business Reporting: EBR) へと引き継がれる。

近年においては、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board; IASB)が 2005 年 10 月にマネジメント・コメンタリーに関してディスカッション・ペーパーを、2010年12月には『IFRS 実務意見書』(Practical Statement)を公表している。IASB はマネジメント・コメンタリーを IFRS に準拠した財務諸表外の情報であるが、財務諸表の目的を達成するために重要な情報であるとしている⁶⁴。ここでは企業の業績、状態および発展に関する経営者の見解を提供し、業績測度と業績指数を含めた情報を提供することで財務諸表に示される情報を補足、補完することを非財務的な情報の開示を通じて行われる⁶⁵。

IASB は財務報告書を主要財務諸表と位置づけており、財務諸表を補足する情報として将来予測に関わる有益な情報を注記として開示することを支持する。注記は情報利用者が財務諸表を通じて識別できる企業の財政状態や業績に影響する主要な決定要因、もしくは財務諸表から測定可能なリスクを理解するために十分や情報を提供することを目的としており、財務状態または財務業績の理解にもっとも関連する投資者の意思決定を助ける情報に限定している。

IASB の概念フレームワークではマネジメント・コメンタリーと注記との明確な境界は示されていないが、IASB はマネジメント・コメンタリーについて財務報告を構成する要素として捉えてはいるものの、財務諸表内では示されない情報であると指摘しており、注記は財務諸表の中で財務諸表の構成要素としての定義条件は満たすものの、認識されなかった項目に関する情報であると位置づける。例えば、会計期間内で実現しなかった未認識の資産と負債、そして偶発的な事象がこれに該当する。さらに、財務諸表上の情報を補完する情報であることから、期末時点での財務状態を説明するための分割情報、さらには期間

⁶⁴ ISAB (2006), Discussion Paper (October 2005), Management Commentary, A paper prepared for the International Accounting, pp.11-13.

内のリスクや不確実性をどう管理したのかなどの情報が記載される⁶⁶。また、 将来的事象に対して期間中もしくは期末に存在する資産や負債、資本、期間中 の収益や費用を理解する際に目的適合性の高い情報も記載されることになる。

財務諸表に注記として記載するか、もしくは財務諸表外の情報として開示するかの判断は、測定の不確実性と目的適合性に基づいて決定されることになるが、IASBが 2015年5月に公表した『財務報告に関する概念フレームワーク』には、測定の不確実性に関する具体的な内容が示されるとともに、測定の不確実性が財務情報の目的適合性を毀損する可能性があることも指摘している。すなわち、不確実性と目的適合性にはトレードオフの関係があり、目的適合性を高めるには会計情報の質的特性としての比較可能性や検証可能性、適時性、理解可能性を担保する必要があるという。そのための方策として、注記による見積もりを記載する場合には正しいプロセスで行うこと、さらにそうしたプロセスを記載するとともに不確実性の程度や性質の合理的な見積もりが求められる。

わが国でも 2011 年 3 月に企業会計審議会が公表した『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について(意見書)』において、財務報告を「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告⁶⁷」と定義している。つまり、財務諸表外の情報である「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」を財務報告の対象と捉えており、①財務諸表に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解または利用して記載すべき開示事項と、②関係会社の判定、連結の範囲の決定、持分法の適用の要否、関連当事者の判定その他財務諸表の作成における判断に密接に関わる事項が財務諸表外の項目に該当するとしている。具体的な記載事項は、以下の通りである⁶⁸。

① 次に掲げる項目のうち、財務諸表の表示等を用いた記載事項。

⁶⁶ 古庄修 (2010)「財務報告の概念フレームワークの形成をめぐる論点と課題」『産業経営研究』第 32 号, p.112.

⁶⁷ 企業会計審議会 (2011) 『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について (意見書)』, p.11.

⁶⁸ 企業会計審議会 (2011), 前掲書, pp.30-31.

有価証券報告書の記載事項のうち「企業の概況」の「主要な経営指標等の推移」の項目、「事業の状況」の「業績等の概要」、「生産、受注及び販売の状況」、「事業等のリスク」、「研究開発活動」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目、「設備の状況」の項目、「提出会社の状況」の「株式等の状況」、「自己株式の取得等の状況」、「配当政策」及び「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項目、「経理の状況」の「主要な資産及び負債の内容」及び「その他」の項目、「保証会社情報」の「保証の対象となっている社債」の項目並びに「指数等の情報」の項目。

② 有価証券報告書の記載事項のうち、次に掲げる記載事項。

「企業の概況」の「事業の内容」及び「関係会社の状況」の項目、「提出会社の状況」の「大株主の状況」の項目における関係会社、関連当事者、大株主等。

それでは、どのような情報を注記として記載すべきなのか。例えば、欧州財務報告アドバイザリーグループ(European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG)は、注記について次のような目的と内容を提示している。EFRAG は、注記の目的を主要な財務諸表に表示される項目や、報告日に存在する未認識な取り決め、請求・権利に関する記述を提供するものとする。したがって、注記は財務諸表に示される情報を拡充して説明する情報を提供し、過去の取引や報告日に存在する事象に焦点を当てるべきであると指摘する。しかし、過去の事象と無関係な未来に関する情報は記載すべきでないとも指摘しており、注記情報は企業に固有な情報であるべきと述べている。

このように注記として記載される情報は、企業の財務状態や業績を表す貸借対照表や損益計算書で示される数値を補完するものであると位置づけ、その具体例として①報告された数値に組み込まれた仮定や判断、②報告数値に影響を及ぼす可能性のあるリスク情報、③関連する代替的指標のを掲げている。

.

⁶⁹ EFRAG (2012), Towards a Disclosure Framework for the Notes: Discussion paper, p.2.

3.2.2 非財務情報の開示動向

昨今、深刻化する環境問題は地球規模の取り組みの必要性を喚起し、拡大する企業活動やグローバル化の進行は経済的格差や労働問題などを引き起こす。また、大企業の不祥事は後を絶たず、ガバナンス強化や企業倫理の重要性は次第に高まりを見せている。企業は ESG 要素を重要事業戦略やビジネスモデルに組み込み、リスクに対応した持続可能な成長が求められるが、企業経営を継続する際に不確実性をもたらす要因ー非財務的な要因ーが多様化することにより、企業価値評価は困難な状況に陥ることになってしまう。

そうした非財務的な要因には財務報告に含まれる情報のうち、財務諸表以外の情報と CSR 報告書や環境報告書に含まれる ESG 情報、知的財産報告などで開示される情報、経営理念やビジョン、経営計画などとして開示されるその他の非財務情報が存在する。財務諸表で把握できない非財務情報は、米国や欧州を中心に制度化が進んでいるが、米国では環境関連の情報の開示、MD&A(Management's Discussion and Analysis)を中心とする非財務情報の充実が図られており、英国でも OFR(Operating and Financial Review)を中心に営業・財務概況の開示が進んでいる。わが国では企業ごとにさまざまな媒体を通じて任意に情報開示がなされているが、全体構成や社会面は GRI(Global Reporting Initiative)ガイドラインや環境省が公表した環境報告ガイドラインに準じて開示するケースが多く見受けられる。わが国の報告媒体の特徴は、環境に関わるKPI(Key Performance Indicators)と財務データの関連性や経済面を示す指標として環境保全活動・環境戦略、事業機会やリスク、自然災害や事故による影響、環境効率指標や外部評価などによる財務影響などが開示される点にある。

また、米国の COSO フレームワークでは組織の内部統制にかかる視点から企業内部と外部向け報告と財務報告、非財務報告の4つのカテゴリーに分類し、信頼性の高い報告を行うための方向性が示されているが、2013年5月の改訂版において財務報告だけでなく、非財務情報の報告も目的に含まれることが明示されている。つまり、同フレームワークの見解を踏まえて考えると、非財務情報や内部向け報告に関する内部統制を監査範囲に含むことを示唆しており、非

財務情報の適切な開示がより一層求められる現状が明らかとなる。

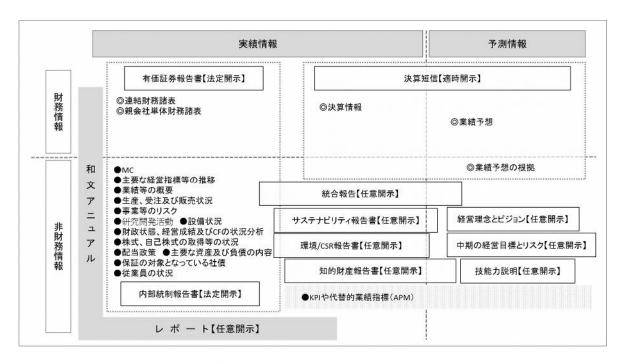


図 4 わが国の公開企業の情報開示の現状

(出所)経済産業省知的財産政策室(2007)『知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書』, p.81 を加筆・修正して本図を作成。

3.2.3 代替的業績指標の広がり

昨今、米国の会計基準(以下、US-GAAP)に準拠した財務諸表に開示される情報から派生、もしくは算出される「代替的業績指標」(Alternative Performance Measure: APM)あるいは「非 GAAP 指標」(Non-GAAP Financial Measure)⁷⁰と呼ばれる指標を、企業特有の利益を表す指標として開示する事例が急増している。代表的な APM としては、「利息および税金控除前の営業利益(EBIT)」、「利息、税金、減価償却費および償却費控除前の利益(EBIDA)」、「フリー・キャッシュフロー」、「純有利子負債」などが挙げられる。APM には顧客数や従業員数、

語以外は、代替的業績指標 (APM) として統一的に用いる。

50

⁷⁰ IOSCO 文書では非 GAAP 指標、EMSA ガイドラインでは代替的業績指標(APM)の用語を用いているが、本博士論文では IOSOCO 文書内で明示的に用いられた非 GAAP 指標という用

店舗数といった非財務指標は含まれないが、非財務情報を用いて算出される「1 株あたりの調整利益」などの営業や統計に関わる指標はその対象となる 71 。

APM は US-GAAP では規定されない「財務 KPI」であるため、APM の定義や調整内容、表示の方法については企業の裁量によるところが大きい。APM は資金提供者を含む情報利用者に対して、GAAP 利益を補完するコミュニケーションツールとして有用性の高い情報である一方で、比較可能性が保持されていないために情報利用者をミスリードする可能性も指摘されている。APM として分類される大部分の利益は、US-GAAP に準拠して算出される純利益から導かれるが、損益計算書の中間合計額にある特定の項目を含めるかあるいは除外する等の調整や、費用から特定要素を除外するか再分類するかなどの裁量により、US-GAAP に準拠して測定される利益額よりも良い結果を示すケースがある。

こうした取り組みが進行する中、証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions: IOSCO)は企業特有の利益額の測定に関わる開示が一般化していることに鑑みて、APMの使用に対する提案を公表している。IOSCO は「非 GAAP 指標とは、発行者の現在、過去、または将来の財務業績、財務状態またはキャッシュフローのうち GAAP 指標に基づかない数値的尺度」との定義を示し、当該指標はプレスリリースや IR 資料、法的開示書類における MD&A や OFR 等で開示されるべきとの見解を示すった。APM は任意の開示書類や非財務セクションで開示される情報であり、その測定方法や開示に関しては自由度が高い点に特徴がある。したがって、開示にあたっては不利な結果を隠蔽するためや APM を強調することによって測定結果を混乱させるべきではなく、期間比較が行えるよう一貫した方針が求められる。

さらに、APM を用いる際には、①計算の基礎を示すこと、②GAAP 指標と明確に区別できる方法で示すこと、③APM を提示する理由とその情報が投資家にとって有用である理由、さらには経営者がその指標を用いる目的を説明するこ

⁷² International Organization of Securities Commissions(2016), Statement on Non-GAAP Financial Measures, p.3.

⁷¹ Deloitte (2016), Alternative performance measure: IFRS in Focus - A practical guide, p.3.

と、④他社のAMPとは比較可能性がないことを明示すべきとしている73。

上記 IOSCO の提言を受け、証券市場監督局(European Securities and Markets Authority: ESMA)は、目論見書や透明性指針のもとで開示を規制される財務業績を含む臨時開示による APM の使用に関わるガイドラインを公表している。 ESMA ガイドラインは、目論見書や規制された情報に含まれる APM の有用性や透明性を高め、作成者がガイドラインを遵守することによって情報の比較可能性や信頼性、理解度の向上を目指すべきことを示唆する。同ガイドラインは開示原則として、使用した重要な仮説または前提条件の詳細を採用した計算手法とともに、使用した APM の構成要素を定義する必要がある点を指摘し、APM の構成要素が過去または将来の報告期間に予測される業績と関連するかどうかを開示すべきと主張している74。

3.3 財務情報と非財務情報の特徴と連係の課題

財務情報と非財務情報を統合するプロセスとその開示の方法については、いくつかの形態が示されている。その代表的なものとして、国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council: IRRC) は 2011 年にディスカッション・ペーパーを公表しており、さらに 2013 年には国際統合報告フレームワークを公表したことにより、ビジネスレポーティングの新たな潮流として「統合報告」への関心が急速に高まりを見せている。IIRC は企業の価値創造能力を適切に表現すべく、過去、現在の実績と将来の実績との間の関係性、およびその関係性に変化を与える要因を提供することを要求している(par.3.4)。

さらに、統合報告で提供する情報は、組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組合せや組織活動における動的かつ包括的な相互関連性、および相互関係の全体像を示すものであるという(par.3.6 および 3.8)。また、「過去から現在」の活動に関する分析が「現在から将来」に関して報告された内容

_

⁷³ IOSCO (2016), *Ibid.*, pp.4-5.

⁷⁴ European Securities and Markets Authority (2015), ESMA Guidelines on Alternative Performance Measures, par. 20.

の実現可能性を評価するに有用であること、組織の価値創造能力を的確に表すためには定量的情報と定性的情報のそれぞれが不可欠であること、さらに定量的情報と定性的情報とを効果的に結びつけるため説明的記述とともに、KPIを開示することが必要であると明示する(par.3.8)。

一連の事業活動において生み出される定量的、定性的、記述的な情報を有機的に結合し、適切に企業の価値創造能力を開示するには、それぞれの情報の特性を把握したうえで企業活動のプロセスを表現する姿勢が求められる。そこで、以下においては、まず報告書に記載される情報特性の整理、続いて情報の類型化を行い、それらの内容を踏まえて情報間の連係の方向性を模索したい。

3.3.1 財務情報と非財務情報の質的特徴と類型化

財務報告の拡張の動向と非財務情報開示の現状を整理すれば、財務報告は財務諸表と決算情報として貨幣価値で表示された数値的な会計情報と業績情報などの定量的な会計情報を含む「財務情報」、さらに、企業業績に関わる情報を補足・補完するため財務諸表外で提供される「法定開示すべき非財務情報」、そして「任意開示される非財務情報」に区分される。後者の非財務情報は、主としてCSR報告書や環境報告書、サステナビリティ報告書、知的財産報告書等の任意の報告書で開示される。

上記2つのタイプの非財務情報を情報の質的特性に照らして分類すると、「法定開示すべき非財務情報」は、①財務情報を補足する定量化が可能な非財務情報(定量情報)、「任意開示される非財務情報」は、②財務情報と連係可能な物量的な非財務情報(物量情報)と③物量化できる非財務情報のプロセスを補足する②の情報と連係可能な定性的な非財務情報(定性情報)に分類することができる。

上記の分類に基づく具体的な情報としては、①は主に財務諸表情報を補足・補完するために財務諸表外に注記として記載される情報であり、GAAP 指標に基づく業績評価も①に含まれる。②は ESG に関わる KPI や非 GAAP 指標に基づく APM などが含まれる。ここで APM は財務 KPI と同様の意味で用いている

が、当該指標は財務報告に記載される情報ではなく、財務情報から派生する財務的な指標であり、任意の開示書類や非財務セクションで開示される物量情報であることを考慮し②に分類している。③は KPI 等の指標による説明的記述等が該当する。マネジメント・コメンタリーのように報告数値に影響を及ぼす可能性のあるリスク情報は、「法定開示すべき非財務情報」ではあっても、財務情報を補足説明する記述情報であることを考慮に入れて③に分類する。

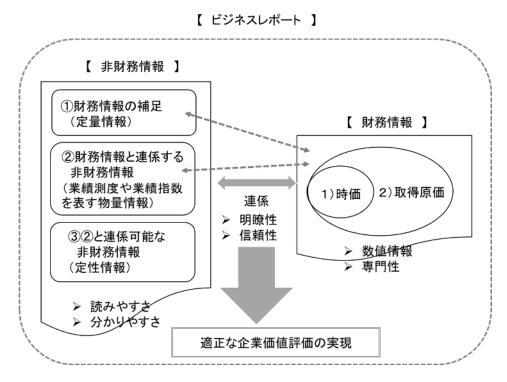


図 5 財務情報と非財務情報の類型化

(出所) 筆者作成。

従来、非財務情報は任意の報告書のみで開示がなされてきたために、KPI に代表される物量情報の算出方法などに規定は存在せず、極めて柔軟性の高い情報であった。したがって、これまでは非財務情報は経営者が経営上必要であると認識する情報を倫理的に選択するとともに、開示までのプロセスに積極的に関与することによって情報の信頼性を確保してきた。

このように多様な報告形態で開示される非財務情報は、簡潔で分かりやすく

情報利用者がアクセスしやすい方法による開示が求められるが、上記①から③の分類を用いて適切な企業価値評価へと結びつけるには、ステークホルダーとのコミュニケーションツールとしての活用を念頭に置き、視覚的な分かりやすさだけでなく、本質面で価値評価に役立つ統合情報を創出して適正な情報開示へと導かなければならない。

ここでは企業が提供する非財務情報の質的特性に着目して情報の類型化を行ったが、こうした分析視角に基づいて統合情報を整理する試みは、ビジネスレポーティングの方向性を模索する際に有効な方法といえよう。こうした考えを図解化すると、図5のようになる。

3.3.2 財務情報と非財務情報の連係における方向性

前項で指摘したように、企業の持続可能な価値創造能力を映し出すには、財務、製造、知的、人的、社会関係および自然資本の各資本のインプットとアウトプットを、財務情報あるいは定量的、物量的、定性的な非財務情報として個々に開示するのではなく、事業活動のプロセスでいかにして非財務情報が創出されるのか、そうした情報フローと財務情報とを関連づけたレポーティングシステムの展開が求められる。したがって、企業の持続可能性に影響を与える外部的環境への対応と企業が保有する資本の流れを事業活動全体で捉え直す必要がある。さらに非財務情報が企業組織内でどのように生成され補正されたか、あるいは何のためにいかなる事情を根拠として報告に至ったのか、企業組織内の非財務情報創出プロセスを明らかにすることが適切な企業価値評価へとつながる。

企業の価値創造と価値形成に資する資産との関係を表現するビジネスレポーティングの方向性を明らかにすべく、WICI(World Intellectual Capital/Assets Initiative:世界知的資本・知的資産イニシアティブ)は2016年9月に『WICIインタンジブルズ報告フレームワーク』を公表した。WICIは企業が短期、中期、長期的に価値を創造する姿を報告するには、説明的記述情報と定量化された情報を統合した形で示す必要があるとの認識に基づき、企業とステークホルダー

とをつなぐコミュニケーションツールとしての報告書のあり方を検討している。 WICI のフレームワークは IIRC のフレームワークと同様に、企業組織の財務 と非財務のインプットとアウトプットを、財務パフォーマンスを含むアウトカムに変換する価値創造メカニズムと捉えており、事業報告で組織の長期にわたる価値創造メカニズムの説明を含むべきとの見解を示している。WICI は IIRC が分類する6つの資本のうち、知的資本 (WICI では「組織資本」) と人的資本、社会関係資本の一部をインタンジブルズと位置づけて検討を加えている。

インタンジブルズは、「単独、あるいは他の有形または無形の資源とともに、 短期、中期、長期に組織の価値に正または負の影響を生み出し得る非物質的資源」と定義されるが、組織の価値創造能力と密接に結びつく資源であり、相互 に関係した戦略的価値と財務的価値を生み出すものと定義される。WICI が示 すインタンジブルズの典型例を表1に示す。

表 1 インタンジブルズの典型例

組織資本	組織が製品やサービスを生み出し、価値を創造することを可能にする、ビジネス・プロセスやデータ、システム。 〔(例)組織文化:組織風土:コーポレート・ガバナンス:データの質:データ・セット:プロセス:製品やサービスの開発の敏捷性〕
人的資本	所属する従業員が、自らのスキル、業務遂行能力、知識などを通じて提供する価値。 〔(例)従業員の業務遂行能力やスキル;リーダーシップ;自分の組織に対する忠誠心;技術者や専門家の幅広い基盤によって支援された知識創造の能力〕
関係資本	顧客や仕入先、サプライヤー、ビジネス・パートナー、その他の重要な関係者と組織の諸関係に固有の価値。 〔(例)消費者やビジネス・パートナー、その他組織との間の中期的な関係(室の高いネットワーク);顧客とのコミュニケーションを通じて問題を解決するスピード; 顧客や機関、その他ステークホルダーの持つイメージやレピュテーション;金融 機関からの評価レベル〕

(出所) WICI, WICI Intangibles Reporting Framework, 2016, p.15.

表 1 に示したように、インタンジブルズには一般に無形資産75として分類さ

56

⁷⁵ 無形資産に関して、企業会計原則 第三 4 (一) B において「営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする」とされている。また個別の会計基準ではソフトウェアや企業結合にて受け入れた無形資産に関する取扱いは定められているものの無形資産全般にかかる定義や認識要件については明示されていない。国際会計基準では、IAS 第 38

れる資産も含まれている。しかし、WICIが定義するインタンジブルズは必ずしも組織によって所有またはコントロールされるものではなく、組織内部や外部に存在するインタンジブルズのうち自社の目的に応じて利用可能なもの、あるいは利用するものと限定されているため⁷⁶、いかなるインタンジブルズを選択し利用したのか報告主体である責任者の経営方針を反映することとなる。

このように同フレームワークの報告原則では IIRC のフレームワークよりも範囲を限定しており、KPI を含む非財務情報の適切な開示が企業戦略やビジネスモデルと財務パフォーマンスを結びつける点を重視している。また、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進するために、シンプルかつ理解しやすい方法による報告を求めている点にも特徴がある77。しかし、同フレームワークも原則主義を採用しているために、詳細な報告規定は示されていない。したがって、財務情報と非財務情報とをどのように結びつけるのか、また誰にとってシンプルで理解しやすい情報であるべきかについては、報告主体である企業が独自に判断しなければならない。

インタンジブルズに関わる報告は、事業活動全体の把握とインタンジブルズの時間的変遷に基づき、①活動の概要と価値創造モデル、②過去から現在におけるインタンジブルズと価値創造、③現在から将来におけるインタンジブルズと価値創造の3つのセクションに分類され、それぞれのセクションを説明する際に重要と思われる要素や KIP を設定し、報告する必要がある。ただし、この3つのセクションの順序は企業の価値創造ストーリーに照らして、それぞれの企業が決定すべきであるとの見解が追記されている78。各セクションで報告される KPI の一例を示せば、表 2 の通りである。

号「無形資産」(以下、IAS 第 38 号) において「物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義されている。なお IAS 第 38 号では、無形資産の重要な属性として「識別可能性」「支配(対象となる資源から生ずる将来の経済的便益を獲得する力を有し、かつそれらの便益を他者が利用することを制限できる状態)」「将来の経済的便益(製品又はサービスの売上収益、費用節減、あるいは企業による資産の使用によってもたらされる将来の収益を含む)」を掲げている。

⁷⁶ WICI (2016), *Ibid.*, p.13.

⁷⁷ WICI (2016), *Ibid.*, pp.16-17.

⁷⁸ WICI (2016), *Ibid.*, pp.20-29.

表 2 インタンジブルズの各セクションと要素、KPIの事例

①事業概要と経営理念 経営理念 代表的な要素 ●組織の事業運営の背景となる経営理念および方針 ●過去の事業成長は経営理念を反映したものかどうか ●経営陣は企業理念を誰に対して、どの程度、およびどのような手段で伝えているか、あるいは伝えようとしているか 数値 関係するKPI例 〇経営諸原則の社会浸透度 組織自身により調査、または外部の事業体による調査 事業概要 代表的な要素 ●重要な事業(製品・サービス)と意図する顧客 ●法人向け事業(B to B)と消費者向け事業(B to C)などの基本的な売上構造 ●国や地域レベルでの、市場規模、主要な競合他社、自社の業界内地位 関係するKPI例 数値 〇主力事業分野の営業利益率 主力事業分野の営業利益÷主力事業分野の売上高 ┃○類似する製品またはサービスを提供する競合他社の数 ┃全社売上高の一定比率を占める主力製品ごとの競合他社の数 ②過去から現在におけるインタンジブルズと価値創造 代表的な要素 ●製品・サービス、技術領域、顧客および市場に関する選択と集中の状況 ●投資・研究開発領域の選択 ●戦略を実行するための具体的な取り組み 関係するKPI例 数値 特定の顧客または市場を対象とする製品・サービスの売上高 ÷ 〇特定部門の売上高の全売上高における比率 総売上高 過去 5 年間に閉鎖または売却した事業部門の数とその部門の 〇不採算事業からの撤退の機敏さ 前年度の売上高、およびそれら撤退に伴う損益合計額 主力事業領域における研究開発投資額 ÷ 総研究開発投資額 OR&D 集中度 事業・活動モデル 代表的な要素 ●自社の事業、製品・サービスをいかに他社と差別化しているのか ●製品・サービスの一覧 関係するKPI例 数値 ○売上高に対する研究開発費の比率 研究開発費 ÷ 売上高 〇従業員一人当たりの人的資源開発支出 人的資源開発の総支出額÷従業員数 〇新製品比率 上高 戦略的経営資源としてのインタンジブルズ 代表的な要素 ●サプライヤーまたは顧客に対する優位な交渉力 ●主要製品・サービスの高い品質 ●金融機関や地域社会といった中核的なステークホルダーとの相互信頼の深さ ●人的、技術的、創造的能力を含めた組織能力と有効性 関係するKPI例 〇購入原価に対する販売製品の価格弾力性 主力製品の出荷価格の変化率 ÷ 原材料価格の変化率 〇リコール数 事業年度においてリコール対象製品に分類された製品数の合計 〇客単価の変化 売上高 ÷ 販売件数の対前年比 金融機関からの借入金利または普通社債発行の発行金利の平 〇信用力のレベル 均利子率 - 資金調達時におけるプライム・レート 〇社内改善提案の提案件数および実行件数

〇知的財産の保有および被引用

代表的な要素 ●地域別や事業セグメント別の売上、コスト、利益、キャッシュ・フローといった財務実績 ●重要なステークホルダーからいかに評価されているか 関係するKPI例 〇顧客満足度 自社または外部調査による測定 〇年末時または年間の SRI(社会的責任投資)インデックス・ファンドへの組み入れ数 外部調査による就職希望ランキングまたは企業イメージ・ランキン 〇企業イメージ 〇信用格付け 各信用格付会社から付与された現在の信用格付け ③現在から将来におけるインタンジブルズと価値創造 変化する事業環境における戦略および活用されるインタンジブルズ 代表的な要素 ●自らの価値創造に重大な影響を与え得る機会および脅威を含め、生じ得る事業環境の変化を企業が認識するプロセス ●事業環境の展開に関連して将来に企業が適用する戦略 ●戦略を実行するための投資、行動計画および鍵となるインタンジブルズ ●企業の強みを伸ばす、または弱みを減らすために、新しいインタンジブルズを創造または獲得するための方策 関係するKPI例 〇外部委託研究開発費比率 外部委託研究開発費 ÷ 研究究開発費総額 〇従業員の平均年齢 〇従業員満足度 自社または外部調査による測定 ○特許取得済みで開発途上にある製品の数 主要要素が特許で保護されている、商品化待ちの製品の数 ○経済的に意味のある有効期間を伴った特許の件数 リスクの特定とインタンジブルズを維持および/または改善するための行動 代表的な要素 ●企業の強みまたは将来業績を脅かす可能性のある重大なリスク要因 ●組織能力、人的能力、技術力または関係性能力に関係するものを含め、リスクに対応し、または機会を活かすために 活用する、重要かつ組織が継続して有するインタンジブルズ ●リスク管理プロセスおよび組織を支援するガバナンス構造 関係するKPI例 数值 ○訴訟係争中案件における賠償請求 コア製品のサプライヤーの主要工場の数、または主力製品の総 〇リスク分散 売上高に占める割合の分散度を表すハーフィンダール・ハーシュ マン・インデックス 〇買収対象となるリスク (株式時価総額 - ネット・キャッシュ) ÷ 純資産簿価 〇離職率 1年間の離職者数 ÷ 年初の全従業員数 〇従業員満足度 将来目標と事業の持続可能性 ●収益、コスト、利益、キャッシュ・フローといった財務要素の目標値 ●ROE、ROA、または株主総利回り(TSR)といった経営指標の目標値 ●目標とする、顧客満足度、資本コスト、従業員満足度 ●社会との見込まれる共存性 関係するKPI例 数値 OSRI(社会的責任投資)インデックス・ファンドへの 組み入れ、およびより広く国連の責任投資原則への 署名 〇信用格付け 〇新製品比率および新製品による収益

(出所) WICI(2016), Ibid., pp.22-33 を参考にして本図を作成。

○顧客当たりの収益の変化

現在のパフォーマンス

IIRCと WICI の両フレームワークの基本的概念を参考にしながら本章で検討

した内容を整理すると、企業価値と持続可能な価値創造能力を整理して開示するには、企業価値創造のプロセスを企業のマネジメント・システムに準拠しながら財務的な情報と定量的、物量的、定性情報に区分して組織内の情報フローの整理を行い、それぞれの情報を有機的に結びつけて統合情報を作成し開示へと導く、より具体的な統合の枠組みを整備すべきことが明らかとなった。次なる課題は、新たな統合の枠組みをどのような観点から再構築するかという点である。

3.4 本章のまとめ

本章が担うべき課題は、財務情報と非財務情報との関係性に関わる動向と変容の検討を通じて、それらの情報特性に着目した情報の類型化を行い、企業価値創造に資する新たな財務報告の方向性を展望することにあった。本章の中心的な課題として言及した点が、これまで財務報告の対象外とされてきた非財務情報のとり扱いである。IIRCのフレームワークでは、非財務情報を企業の持続可能性をもたらすビジョンや戦略、組織の管理・運営方針、財務諸表上に貨幣価値として算出できない多様な資産と捉えている。しかし、非財務情報のどの部分を開示するかについては原則主義が採用されているために、何をどのように測定すべきかについては、必ずしも明らかにされていない。

本章で行った考察を通して、統合報告を導入すべきことの重要性は理解できたが、具体的にどういった形式や方法で非財務情報を認識し、測定・開示へと議論を進めるかについては、同フレームワークで示される概念的な説明(「リスク情報とそのマネジメント」、「情報利用者ごとのニーズに合わせた情報の開示」、「定性的な情報の客観的な開示」、「比較可能性」、「監査可能な情報」)を紐解きながら独自に解釈するしか方法はないように思われる。企業の活動実態そのものを対象として比較可能な情報を生成して開示するには、「根拠」と「結果」を紐づけるために両者の関係性を明らかにしなければならない。そのためには、開示される情報の信頼性を確保する新たな枠組みが必要となろう。

すなわち、財務報告と非財務務告の両者をつなぐ新たな仕組みを構築しなければ、新たなビジネスレポーティングの方向性は見えてこない。企業活動の全体像を把握して適正な企業価値評価へとつなげるには、「マネジメント・システム」をプロセスと捉え、可視化する新たな仕組みが必要といえる。持続可能な企業経営を実現するために、従来の財務報告の枠組みの拡張を図って財務情報と非財務情報との連係を模索し、企業が保有する各種資産をマネジメント・システムによってどうインプットしてアウトプット・アウトカムしたのか、一連のプロセスを統合情報として表現できる新たな財務報告の枠組みが求められる。

第4章 新たなビジネスレポーティングの潮流と現状における課題

4.1 問題の所在

前述したように財務情報と非財務情報を統合するプロセスとその開示の方法については、いくつかの形態が示されている。そのひとつとして、国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council: IRRC)が 2011 年にディスカッション・ペーパーを公表し、さらに 2013 年には国際統合報告フレームワークを公表したことにより、ビジネスレポーティングの新たな潮流として「統合報告」への関心が高まっている。

統合報告は、資本市場の国際化が加速する中で短期的な視点からでなく、中・長期的な企業の価値評価の必要性から財務情報と非財務情報を有機的に結びつけ、企業の持続可能な成長をもたらす創造的価値を表すことを目的に掲げている。すなわち、統合報告は統合思考に基づく統合情報の必要性を訴えており、経済活動の結果を貨幣額によって定量的に示す財務情報と、ESG要因などを含む非財務情報の両者をサステナビリティ報告書や CSR 報告書などの媒体に単にとりまとめることを企図してはいない。したがって、統合報告のあり方を考えるにあたっては、財務情報と非財務情報とがどのように関連・補完し合って企業の創造的価値に寄与しているのか、その根拠と関係性が明確な形で統合される必要がある。さらに、統合される情報は企業の持続可能な価値創造プロセスの全容を表し、すべてのステークホルダーに有益な情報として把握、管理、伝達されるものでなければならない。

以上のように同フレームワークにおいては財務情報と非財務情報とを関連づけた開示を要求しているが、どのように2つの情報を統合するのかという考え方や方向性について示されてはいるものの、具体的なプロセスは提示されていない。つまり、財務情報と非財務情報をいかに連係させるべきかという課題は残されたままなのである。そこで本章では、企業が開示する統合報告を意識した報告書の現状を概観した課題から財務情報と非財務情報の連係にかかる方向性を検討する。

4.2 新たなビジネスレポーティングの潮流

4.2.1 統合報告の目的とその意義

IIRC は 2013 年に『国際統合報告フレームワーク』を公表しているが、そこでは統合報告を「組織が短、中、長期にわたり価値創造を実現する戦略、ガバナンス、実績および見通しを表す簡潔なコミュニケーションである」と定義する。そして、その目的を「財務資本の提供者に対し、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明することである」と位置づけ、企業が6つの資本を活用して組み合わせ、事業活動プロセスを辿ることにより、資本を増減させる一連の活動を統合報告の基礎的概念として提案している(図5を参照のこと)。

統合報告作成の基本原則については、「A.戦略的焦点と将来志向、B.情報の統合性、C.ステークホルダーとの関係性、D.重要性、E.簡潔性、F.信頼性と完全性、G.首尾一貫性と比較可能性」を設定している。さらに報告書に含まれる内容要素として、「組織の概要と外部環境、ガバナンス、機会とリスク、戦略と資源配分、ビジネスモデル、業績、将来の見通し」を挙げ、これらの諸要素は本来的に相互に関連していると指摘する。

IIRC フレームワークの特徴は「原則主義」が採用されている点にあるといえるが、原則主義は企業が開示する内容を判断する際の考え方や枠組みのみを示すことを指し、企業ごとに異なる価値創造の多様性を認めようという思考である。IIRC は企業固有の価値と価値創造プロセスに関わる情報の比較可能性を確保しつつ、柔軟かつ規範的な伝達に主眼を置いて(par.1.9)、情報利用者にとって有用な情報の提供を目的とする同フレームワークを公表している。

また、情報利用者の情報ニーズや投資家を含む資金提供者の意思決定有用性を目的とすることによって企業の価値創造に資する情報の有用性を損ねないよう、意思決定有用性という用語の明示は避けている点にも特徴を有する⁷⁹。そ

⁷⁹ 宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所 (2014) 『統合報告書による情報開示の新潮流』同文舘, pp.9-10.

のため、統合報告フレームワークを適用する際には、企業にとって重要と考える情報を企業の責任者自らの判断で自発的に決めて開示しなければならない。ただし、情報の信頼性を担保するために、ガバナンス責任者に対しては作成と表示プロセスへの積極的な関与を求めている。上記の点に加え、KPI等の定量的指標については、組織がどのように価値を創造しているのか、また組織が多様な資本を利用してどう資本に影響を与えるかを説明する極めて有益なもの(par.1.11)としてその価値を認めつつ、特定の KPI や測定方法、個々の課題の開示を規定するものではない(par.1.10)として、原則主義アプローチを採用している。

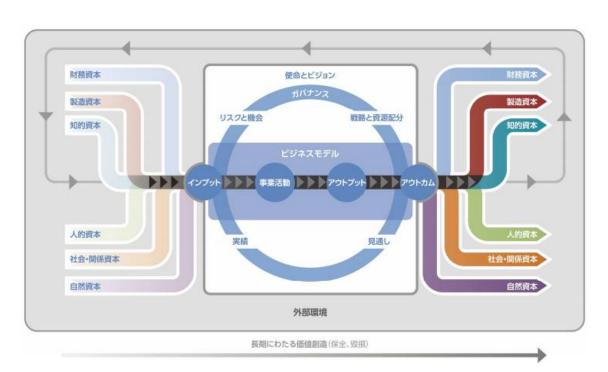


図 6 IIRC フレームワークにおける価値創造プロセス

(出所) IIRC (2013)「The International <IR> Framework」(日本公認会計士協会 (2014)『国際統合報告フレームワーク日本語訳』) p.15.

以上の考察から明らかになったことは、現時点では情報の一貫性や有用性を 高めるための定性情報と連係させた開示に関する規定は存在するものの、何を どのように開示すべきかに関しては別段の定めは存在していないという点であ る。つまり、企業の価値創造プロセスを伝達するに際しては、経営者が何を重要事項と捉えて統合報告を作成するのか、そのすべてが経営者に委ねられているのである。こうした点を重く受け止めると、新たなビジネスレポーティングの展開には、企業が果たすべきアカウンタビリティと経営者の倫理的行動が極めて重要な役割を担っていることが明らかとなる。

4.2.2 財務報告と非財務報告、統合報告の関係

統合報告は統合思考に基づく将来・長期志向の報告媒体であり、戦略を軸とした重要事項の簡潔な提示に主眼を置いている。IIRCによると、統合思考とは「企業価値の創造において、重要な要素間の結合性と相互依存関係を考慮にいれること」を指し、企業が創造する価値は、①組織自身に対して創造される価値であり、財務資本提供者への財務リターンにつながるもの、②他者に対して創造される価値(すなわちステークホルダーと社会全体に対する価値)であるという。前者を経済的価値とするならば後者は社会的価値であり、これらの価値を創造するために企業は事業活動とアウトプットによって資本を増減または変換しなければならない。

さらに、IIRC は企業が利用・蓄積する資本は財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本から構成されるとしているが、財務資本と製造資本に関わる経済的価値については従来から財務諸表で開示されてきた情報である。これに対して知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本に関わる社会的価値は、これまで CSR 報告書やサステナビリティ報告書、コーポレートガバナンス報告書、環境報告書などの媒体を通して開示されてきたが、統合報告ではこれらの資本の重要性を統合思考によって判断し、相互補完・補足した情報として開示することが求められている。そうした意味合いから、統合報告書は IIRC が主張するように、「他のコミュニケーションの要約にとどまらないものとして意図されている」のであり、従来の企業報告の拡充としてではなく、新たな企業報告の形態としての発展が期待されている。

企業の持続可能性を実現する創造的価値を明らかにするには、経営者が説明

すべき要素を財務報告と非財務報告、そして統合報告という三者の関係性から 検討を行い、そのうえで統合情報のあり方を整理しなければならない。それで は、次に報告媒体間の具体的な連係をどのような流れで行うのか、現在報告さ れている統合報告の現状を通じて課題を明らかにしたい。

4.2.3 統合報告の形態と動向

ここでは統合報告の実務動向を検討するにあたり、日本公認会計士協会が海外 10 社の 2013 年度年次報告書を調査した結果を参照しながら、報告媒体の体系の分類について見ていきたい。同調査によれば、報告媒体の体系は以下に示す 3 つの形態に分類される。

①統合年次報告書と併せて財務報告とサステナビリティ報告を別途開示するア プローチ

年次報告書で開示される財務情報は、要約財務諸表に加えて主要な財務指標とその分析・解説等を圧縮して簡潔にするか、年次報告書に含まれる詳細情報を切り出して外部媒体で開示する方法が採用されている。その際、注記を含む財務諸表は別媒体で開示される。

- ②統合年次報告書と併せてサステナビリティ報告書を別途開示するアプローチ 調査対象企業の中でもっとも多いアプローチであり、詳細は財務情報を年 次報告書に含めて開示するために相対的に情報量が増える傾向にある。
- ③統合年次報告書を単一報告書として開示するアプローチ

財務情報やサステナビリティ情報は別媒体で開示せずに、財務情報を含む 環境・社会情報等の非財務情報を年次報告書のみで開示する。

続いて、米国市場に上場する企業は、制度化された財務情報として Form 10-K または Form 20-F の開示が義務づけられるが、日本公認会計士協会は「年次報告書を核とする報告体系と米国提出書類との明確なリンゲージが示されていない」点を指摘する。さらに、「現状の実務は、従来の長大な年次報告を基礎とし、これを戦略やビジネスモデルを軸として再構築したものとなっており、開示情報の重要性を重視した簡潔な報告書とは言い難い」状況にあるとも述べて

いる80

株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所 ESG/統合報告研究室の調査を参照すると、わが国の統合報告書発行企業数は IIRC のフレームワークに言及しているレポートも含めれば 330 社が発行しており、その数は年々増加傾向にあるという^{81 82}。IIRC は組織の価値創造能力を適切に報告するには定量的情報と定性的情報との組合せが重要であることを明示しており (par.1.11)、さらに企業活動のさまざまな資本の実績と財務実績との結合性を説明するには非財務情報と財務情報との連係が不可欠であるとも指摘している (par.4.32)。しかし、同研究室は現在、企業が発行する統合報告の財務指標や非財務指標は、他社の開示する情報を鑑みながら数値をグラフ化しているだけであり、自社の価値創造プロセスの重要性から選択を行い、開示している情報ではないと指摘する⁸³。

IIRCが求める統合報告は、企業価値創造に影響を与える情報の簡潔な開示を求めており、現時点で開示される統合報告の現状を見ると、IIRCが求める統合報告との間にはかなりの差異が見受けられる。したがって、統合報告の重要性、信頼性、完全性、比較可能性を確保し、統合報告のあるべき姿を実現するには、制度化された財務情報との関連性や補足関係を明示した統合報告の有用性を高める方向性を再検討する必要があるのではなかろうか。

4.2.4 わが国における統合報告の形態と動向

企業価値レポーティング・ラボによれば、2017 年 9 月現在、「統合報告書」 や「統合レポート」として統合報告を意識した報告書⁸⁴を開示している企業は 317 社であるという。こうした報告書は「統合報告書」や「統合レポート」とい

81 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所 ESG/統合報告研究所 (2017)『統合報告発行 企業調査レポート』。

⁸⁰ 日本公認会計士協会 (2015), 前掲書, pp.51-61.

⁸² 統合報告して発行されたレポートだけでなく IIRC のフレームワークへの言及があるレポート、Web や編集方針等で統合報告との記載があるレポートを発行している企業を「狭義の統合報告書発行企業」として含み算出した企業数であるとしている。

⁸³ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所 ESG/統合報告研究室 (2017)『統合報告書分析レポート Vol.14』。

⁸⁴ 企業価値レポーティング・ラボと KPMG ジャパンは、編集方針等において、統合レポートであることや財務・非財務情報を包括的に記載している等の統合報告を意識したと思われる表現があるレポートを、自己表明型統合レポートと定義して調査を実施している。

う名称だけでなく、独自のレポート名や企業名に「レポート」と付けた名称で発行されているが、本論文では「統合報告書」と統一することとする。企業はこうした統合報告書が企業内部の戦略や方針共有に有用なだけでなく、投資家が自社理解を促進するにも有益であると認識しており、その作成は年々増加傾向にある。また、報告書の情報利用者として株主を強く意識しており、株主に対してビジネスモデルや戦略等の企業価値創造にかかる情報を提供するための報告書と認識しているようである85。

統合報告書の大部分は、その作成にあたって IIRC フレームワークや GRI ガイドライン、ISO2600、環境報告ガイドライン、持続可能な開発目標(SDGs)のいずれかもしくはすべてを参照したと明記されているが、それらすべてのガイドラインはベストプラクティスとしての指針を示したものであり、報告書作成に向けた方向性を示しているに過ぎない。そのため、いかなる情報をどのように認識・識別して統合報告書で開示するかは、作成者サイドの裁量に基づくことになってしまう。企業が表明する報告書作成の目的や過去の報告書作成状況を踏まえ、現在発行される統合報告書の形態を大別すると、次の3つのタイプに類型化できる。

- ① 従来から発行しているアニュアルレポートをベースとして、ESG に関する活動概要を追加するか、別途発行している CSR 報告書や環境報告書、サステナビリティ報告書のいずれかの報告書の要約または概略を追加する形で作成された報告書。
- ② アニュアルレポートとは別媒体として発行していた CSR 報告書や環境報告書、サステナビリティ報告書を1つの報告書としてとりまとめた報告書。
- ③ 従来の CSR 報告書や環境報告書、サステナビリティ報告書をベースとし ながら、それらの内容を拡張させて財務情報との連係を試みる報告書。

 $^{^{85}}$ KPMG ジャパン(2017) 『日本企業の統合報告の取組みに関する意識調査 2017 - KPMG ジャパン 統合報告セミナー アンケート結果より』,

https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/jp-integrated-reporting-20170516.pdf. (アクセス日 2017/10/16)。

上記①の形態に含まれる企業の中で、既存のアニュアルレポートに ESG 関連情報の概要のみを追記して統合報告書として発行している企業は、②の形態と同様に、社会的責任に関わる活動の詳細をまとめた報告書を別途発行してはいないが、記載される情報量はかなり少なくなっている。また、②の形態は、単に2つのレポートをつなぎ合わせた印象を受けるが、一部の企業は財務情報と非財務情報との連係を意識しながら独自に統合情報としてとりまとめ、開示を試みている。③の形態は、単純に財務報告書の抜粋を追記しただけではなく、②の形態に属する一部の企業と同様に、独自の解釈に基づいて統合情報をとりまとめ、統合報告書を作成している。

いずれの場合であっても、事業戦略や経営方針に加えて ROE や ROA や DOE 等の財務指標や PER や EPS のような株価指標、フリー・キャッシュフローや純有利子負債等の財務的な指標、ESG 活動に関連する情報の記載があり、株主を主なステークホルダーと想定しつつ財務と非財務に関わる情報を統合報告において連係させ、開示するという認識が企業側にある。こうした開示例を参照して明らかになったことは、近年の情報開示の傾向として、社会的責任の開示や財務情報と非財務情報の連係のあり方を独自に解釈し、実現しようとする動きが浸透しはじめているという点である。さらに、統合報告は株主への情報提供を主たる目的として作成されるため、企業が直面する各種リスクに対してどう対処しているのか、リスク情報の把握とその対応策の開示にも役立っている。

最近、企業経営における新たなリスクとして、情報セキュリティや情報管理、事業の効率化を目的とする情報化対策に関わる非財務情報にも注目が集まっている。企業活動における情報化の流れは、必ずしもすべてのステークホルダーに対して必要というわけではないが、例えばロボットや IoT (Internet of Things:モノのインターネット)、AI (Artificial Intelligence:人工知能)を活用したシステムの導入など、新たな情報技術は企業内の業務効率を向上させるだけでなく、雇用状況を一変させる可能性さえある。したがって、これらの情報を開示することは、持続可能な成長に欠かせないリスク要因の排除に向け、企業価値一株主価値ーを毀損する恐れのある各種リスク要因をいかにしてとり

除くのかという、企業意識の高まりといえるであろう。

こうした点を踏まえながら、次項では実際に発行された報告書を参照しながら、新たなビジネスレポーティングの動向と課題を明らかにし、財務的、社会的アカウンタビリティを果たすための情報開示に関わる課題を検討する。

4.3 わが国における統合報告書の現状と課題

わが国において発行される統合報告書は、主として株主を意識しながら企業 価値評価に資する情報提供に重点を置いて作成されるが、この点に加えて、ス テークホルダーに対してどのように社会的責任を果たしているのか、さらには 事業戦略やビジネスモデルを踏まえて自社の抱えるリスクをどう捉え、いかに 対処しているのかという内容を開示するために作成されている。

現在開示されている多くの報告書はいくつかのガイドラインを参照して作成されているが、その内容は「経済」、「環境」、「社会」、「ガバナンス」の項目から構成されているケースが大部分を占めている。とりわけ、「社会」項目を見てみると、GRI ガイドラインや ISO2600 を参考にしながら、従業員や組織に関する情報、取引先やサプライチェーンに関する情報、顧客との関係や品質管理に関する情報、知的財産や自社商品・サービスの強みや独自性に関する情報、地域や社会に関する情報を項目ごとに分けて開示する方法と、各項目をステークホルダーごとに分類して開示する方法とが採用されている。

4.3.1 新たな企業リスク情報の開示

企業の持続可能な成長を脅かす新たなリスクとして、情報セキュリティや情報化対策に関する情報を開示する企業が年々増加傾向にある。統合報告を作成する企業のうち約3割程度にそうした記載が見受けられるが、情報セキュリティや情報化対策に関する内容は新たな情報であることから、記述情報によって記載されるケースが多いようである。

しかし、情報セキュリティ対策に関する詳細項目の開示や具体的な取組みを、

各種の指標とともに開示する企業も見受けられる。以下において、実際の取組 例を参照しながら、情報開示の現状を分析してみよう。

(1) 三機工業株式会社

三機工業株式会社は空気調和、給排水衛生設備や電気、情報通信設備、オフィス等ワークプレイス構築などの建設設備と搬送システム等の機器システムや上水・下水処理施設等の環境システムの構築など社会インフラに関わるさまざまな設備やシステムの提供を行う総合エンジニアリング企業である。

2025 年の創立 100 周年に向けた 10 年間の長期ビジョン"Century 2025"を掲げ、2016 年 2018 年度の 3 年間を『質』を高める 3 年間、2019 年から 2021 年度の 3 年間を『信頼』を高める 3 年間、2022 年から 2025 年度を『選ばれる』4 年間と位置づけ、それぞれのフェーズで課題を設定して事業を推進することで「質」と「信頼」高め、お客様から「選ばれる会社」を目指した事業活動を行っている⁸⁶。また、CSR 活動に関わるマネジメント項目を「コーポレートガバナンス」、「コンプライアンス」、「リスクマネジメント」、「CSR マネジメント」とし、バリューチェーンの各段階における ESG 課題に対するマネジメントを行う「CSR マネジメント」ではステークホルダーごとに目標を設定して取り組みを実践している。

同社が作成する『SANKI REPORT2017』において注目すべきは、リスクマネジメント項目である。すなわち、自社の主なリスクとして「顧客与信」、「仕入先与信」、「オペレーショナル」、「情報セキュリティ」、「海外」、「コンプライアンス」を設定しそれぞれの対応策を明示しているが、とりわけ情報セキュリティに対する対策として具体的な分類を行い、それぞれの対策を詳細に明記している点に特徴がある。情報セキュリティ対策を行っていることを文章でのみ記載する企業が多い中、情報セキュリティに関するリスクを細分化し具体的な対策を明らかにしている点は今後の新たな企業リスクを検討するうえで注目すべ

⁸⁶ 三機株式会社『SANKI REPORT2017』, pp.14-19, http://www.sanki.co.jp/report/doc/index report2017 01.pdf. (アクセス日:2017年10月20日)。

表 3 主な情報セキュリティ対策

種類	対策
	・全グループ役員・従業員のeラーニングの受講
ルールの周知	・企業倫理研修、確認書提出
ルールの周知	・標的型攻撃メール訓練の実施(2回実施)
	・現場実査時における情報セキュリティ対策状況確認
情報機器管理	・情報端末の暗号化
消耗物域品目埋	・定期的な棚卸し実施
	・ID・パスワード管理、入退室のセキュリティ対策
不正利用の防止	・資産管理ツールでの確認
	・持ち込みパソコンの社内ネットワーク接続防止
カが移転する	・ウィルス対策、セキュリティパッチの自動更新
外部脅威への対策	・Webフィルタリング、迷惑メール対策
7376	・社外への不正通信監視
ソーシャルメディア	・グループ従業員向けのガイドラインによる理解・浸透
対策	・ソーシャルメディアに関するセキュリティレベルの向上

(出所) 三機工業株式会社『SANKI REPORT 2017』, p.49.

(2) AGC 旭硝子グループ

AGC 旭硝子グループは、「ガラス」「電子・化学品」「セラミックス」の 4 つの事業領域を展開し、建築や自動車、エレクトロニクスなどの産業界に素材やソリューションを提供する素材メーカーである 87。 同グループは AGC レポートとして事業戦略や CSR 活動の概要を含む事業活動に関する幅広い情報を提供し、詳細な CSR 活動の実態を CSR 活動報告として開示している。 CSR に関する活動は GRI ガイドラインに沿って「組織統治」、「人権と労働」、「社会」、「製品責任」、「環境」として分類し、それぞれの活動の PDCA サイクルを作成して詳細な活動を開示し、当該年度の成果評価を実践している。

同グループの取り組みを概観すると、情報セキュリティ対策をコンプライア

⁸⁷ 旭硝子株式会社『AGC レポート 2017』,pp.3-4, http://www.agc.com/csr/pdf/agc_report_2017.pdf.(アクセス日:2017年10月20日)。

ンスに関わる重要項目の1つと捉えて「社会」活動において報告している点に特徴がある。情報セキュリティの確保に関しては、マネジメント体制やグループ全体での取り組みについて具体的な記載によって従業員教育や自己点検を実施しており、その成果として情報セキュリティ自己点検実施者数を公表している。こうした自社独自の指標を用いて情報セキュリティに対する具体的な取り組みを開示している点は、今後の情報セキュリティに評価に関する指標として重要な指針となるであろう。

以上概観したように、情報セキュリティや情報化への対策に関わる情報が企業リスクになると認識されながらも、海外と比べてわが国の情報セキュリティ対策が遅れをとっていることも要因となり、具体的な対策や方針を示すことができていない。自社の情報セキュリティに関わるリスクを明らかにし、開示する取り組みは、今後さらに強く要請されるであろう。IIRCのフレームワークでは、社会・関係資本の一部として情報セキュリティを位置づけ、企業が保有する資本をいかなるプロセスによってそうした脅威から守ったのか、具体的な活動プロセスと財務情報と非財務情報とを連係させ、統合情報として開示することが求められる。

4.3.2 財務情報と非財務情報の連係を目指す開示のあり方

今日、CSR 活動や ESG 関連の活動の詳細を KPI などの非財務情報と該当活動にかかる費用の算出という形で財務情報を記載することにより、CSR や ESG に関わる活動の全容を明らかにしようと試みる報告形態が見受けられる。この報告形態は、新たなビジネスレポーティングの方向性を検討する際に重要な課題を提起している。

(1) リコーグループ

リコーグループは、OA 機器やオフィスのネットワーク関連商品やネットワーク環境の運用支援や保守、産業向けの光学機器や電装ユニット、一般消費者向けのデジタルカメラなどを扱う機器メーカーである。「人を愛し、国を愛し、

勤めを愛す」という三愛精神を経営活動の原点としながら、世の中に役立つ新しい価値を生み出して提供し続けることにより、生活の質の向上と持続可能な社会づくりに貢献することを使命として企業活動を行っている⁸⁸。

表 4 社会的責任に関わる主な指標と実績(ガバナンス)

				実績		主なイニシアティブ ^{※1} の	
	指標	対象範囲	2015年3月期 (2014年度)	2016年3月期 (2015年度)	2017年3月期 (2016年度)	関連項目	備考
1	社外取締役の人数 ()内は取締役の総数	(株)リコー	3 (9)	3 (10)	4 (10)	GRI:38 ISO26000:6.2 SDGs:16	
2	サプライヤー企業からの	日本	-	100 (13)	-	GRI:HR10, HR11	
	CSRセルフアセスメント回収率 (%)	中国	100 (560)	-	-	GC:原則1, 2, 4-8 ISO26000:6.3, 6.4,	
	()内は対象サプライヤー数	タイ	-	-	100 (68)	6.5, 6.6, 6.7, 6.8	
3	重大製品事故件数 ^{※2}	リコーグループ	0	0	0	GRI:Pr1, PR2 ISO26000:6.7 SDGs:16	製品事故のうち、一般消費者の生命、身体に対して気概が重大であるものの発生件数(志望、重傷病、後遺障害、一酸化中毒、火災等)。 詳細は下記のURL参照: http://jp.ricoh.com/csr/consumer/index.html
4	情報セキュリティ重大事件・事 故件数	リコーグループ	0	2	0	GRI:PR8 ISO26000:6.7 SDGs:16	外部への発表を要する重大な法令違反、 事件・事故等の発生件数。 2016年3月期: ノートPCの盗難、システ ム障害によるサービス不具合
5	重大な法令違反、事件・事故の発生件数	リコーグループ	0	1	0	GRI:SO5, SO7, SO8 GC:原則1, 2, 4-8, 10 ISO26000:6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 6.7 SDGs:16	外部への発表を要する重大な法令違反、 事件・事故等の発生件数。上記3. 重 大製品事故件数、4. 情報セキュリティ重 大事件・事故件数を除いた件数。 詳細は下記のURL参照: http://jp.ricoh.com/governance/ risk.html 2016年3月期:リコーインドの不適切会 計処理 > p58参照
6	顧客満足度	日本	3位	2位	2位	GRI:G4, PR5 ISO26000:6.7	J.D.パワー日本カラーコビー機満足度調査結果推移 [ラージ&ミドルオフィス至上] 全国の従業員数30名以上企業を対象

^{※1} 主なイニシアティブ GRI: GRIサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版(G4), GC: グローバル・コンパクト,

(出所) 株式会社リコー『リコーグループ サステナビリティレポート 2017 - 統合報告書 - 』, p.69.

SDGs:持続可能な開発目標, ISO26000:社会的責任の国際規格

^{※2 2017}年3月期データについて、SGSシャパン株式会社による第三者検証を受審しています。 詳細についてはこちらをご参照ください> WEB: jp.ricoh.com/ecology/date/third.html

⁻

⁸⁸ 株式会社リコー『リコーグループサステナビリティレポート 2016 (統合報告書)』, http://jp.ricoh.com/sustainability/report/download/pdf2016/all.pdf. (アクセス日: 2017年10月20日)。

同グループの統合報告書は、2011 年まで発行していたアニュアルレポート、社会的責任 (CSR) 経営報告書、環境経営報告書から、2012 年にはサステナビリティレポート (統合報告書) として新たな媒体として発行されている。資本・経営資源のインプットとして「資本」、「人材」、「事業活動」、「資源」、「社会貢献」の各項目に関する詳細と、アウトプットとしてそれらの資本が「お客様価値」、「株主価値」、「従業員価値」、「社会的価値」に対してどのように分配されたかについて開示している。さらに、「社会的責任に関わる主な指標と実績」として ESG 活動に関わる指標を設定し、詳細な情報を財務情報ないしは KIP を用いてその一覧を記載している。

同グループの報告書は、企業が保有する資本を企業活動でどのように用いたのか、さらに企業活動を通じてステークホルダーに対していかなる価値をもたらしたのかを開示する点に特徴がある。また、各種の指標を用いて ESG 活動の詳細を明らかにしている点は注目すべき点であろう。同社が取り組むステークホルダーごとの価値分配の視点と、ESG 活動のプロセス開示を行うという視点は今後の統合情報、さらには統合報告のあり方を考えるうえで新たな指針となるのではなかろうか。

(2) 国際石油開発帝石グループ (INPEX グループ)

INPEX グループは、石油・天然ガスの開発事業をグローバルに展開し、石油や天然ガスの探鉱、開発、生産を行っている企業である⁸⁹。同グループの報告書は、自社の CSR 重点テーマと持続可能な開発目標 (SDGs) の関連項目を分かりやすく開示している。加えて、主たるステークホルダーを自社独自の視点から明らかにし、各ステークホルダーとどのような対話の機会を通じてコミュニケーションを図っているのか、具体的な施策も提示している。

CSR 活動に関わる情報開示は、主要 CSR データとして ESG の各項目に対応させて関連情報を開示している。リコーグループとの相違点は、社会関連項目

⁸⁹ 国際石油開発帝石株式会社『サステナビリティレポート 2017』, http://www.inpex.co.jp/csr/pdf/sustainability2017-00.pdf. (アクセス日: 2016年10月20日)。

のうち、従業員と地域社会に関連した情報については分割して開示している点にある。とりわけ、従業員に関しては「雇用」、「ワークライフバランス」、「人材育成」に分類し、より詳細な情報の開示に努めている。こうした取り組みは、企業外部に対する報告書であると同時に、企業内部の従業員を意識した情報開示を目指した結果といえる。統合報告が企業外部のステークホルダーだけでなく、企業内部の重要なステークホルダーである従業員と企業との相互理解を助け、社内における情報共有や意識の醸成を図る手段として用いられていることが理解できる。

表 5 主要 CSR データ(従業員)

従業員〈雇用〉

集計範囲	項目			2014年度	2015年度	2016年	単位
			男性	1,247	1,286	1,097	
従業員数			女性	247	256	226	人
	ILAA XA		合計	1,494	1,542	1,323	
			男性	15.5	16.3	16.6	
	平均勤続年数		女性	10.2	11.1	11.0	年
			合計	14.7	15.5	15.7	
			30歳未満	1	2	6	
		男性	30~60歳未満	7	4	15	
	離職者数		合計	8	6	21	人
		女性	30歳未満	3	2	0	
			30~60歳未満	1	4	4	
単体 ^{※1}			合計	4	6	4	
		単体離職者数	合計	12	12	25	
		単体離職率**	2	0.97	0.93	1.99	%
			男性	49	60	57	
		新卒採用	女性	9	16	13	人
	採用実績		合計	58	76	70	
	沐巾大帜		男性	30	14	2	
		中途採用	女性	3	2	5	人
			合計	33	16	7	
	地域最低賃金は	対する標準最低	氐給与比率 ^{※3}	-	1.34	1.19	倍
	再雇用嘱託者数			59	46	49	人
	労働組合加入平	<u>×</u> *4		70.2	70.3	70.8	%

従業員〈ワークライフバランス〉

集計範囲	-7 11 11 12 1	項目		2014年度	2015年度	2016年	単位	
			男性	68.1	69.5	75.2		
l –	有給平均沒	肖化率 ^{※6}	女性	85.6	87.0	92.0	%	
			合計	70.5	71.7	78.2		
	健康診断受信率			99.9	100	99.7	人	
	産休取得者数			6	12	20	人	
			利用者数	4	3	12	人	
		男性	復職率 ^{※9}	100	100	100	%	
			定着率**10	-	100	100	%0	
	李旧人类制度		利用者数	13	9	35	人	
	育児休業制度 利用実績 ^{※7、8}	女性	復職率**9	100	75	100	0/	
	利用美領		定着率 ^{※10}	100	71	100	%	
			利用者数	17	12	17	人	
		合計	復職率**9	100	86	29	0/	
			定着率 ^{※10}	100	82	46	%	
	李旧坛時間,71、30万勒教制	男性	8	15	17			
	育児短時間・フレックス勤務制 度利用者数		女性	26	28	29	人	
» 4 4 × 5			合計	34	43	46		
単体 ^{※5}			男性	13	24	28		
	子の看護休暇制	度利用者数	女性	25	33	36	人	
			合計	38	57	64		
	保育所、託児所	・ベビーシッター	男性	38	37	40		
	補助制度利用者		女性	14	13	10	人	
	11134311512 137131		合計	52	50	50		
	^ -# /I W/#II - 7:	1 cm + v 1//	男性	1	1	0		
	介護休業制度利	用有数	女性	0	0	1	人	
			合計	0	1	1		
	介護短時間勤務	所用者	男性	0	1	0		
	数		女性	1	1	0	人	
			合計	6	2 5	0		
	看護・介護の特別	引休暇取得者	男性 女性	4	5	5	人	
	数		合計	10	10	9	人	
	暗がい老屋田老	*π ^{×11}	[Н П	29	29	30	人	
	障がい者雇用者数 ^{*11} ※() は雇用率			(2.0)	(1.9)	(1.9)	(%)	
	ボランティア休暇制			16	8	14	人	

従業員〈人材育成〉

集計範囲		項目		2014年度	2015年度	2016年	単位
			階層別研修	284	327	428	
			ビジネススキル研修	136	133	113	
			海外語学研修	9	10	6	
	研修制度参加者	首数	海外事務所研修	24	27	24	人
			海外派遣研修	70	56	22	
			海外留学	7	6	8	
			HSE研修	129	107	85	
	一人当たり研修 時間	小士 모내	男性	92.7	80.6	58.7	時間/人
国内			女性	78.53	78.1	56.9	中国/人
		合計		90.04	80.1	58.3	巴
	一人当たりの研修	-人当たりの研修費用			217,478	192,501	
	定期的にパ	性別	男性	100	100	100	
	フォーマンス及び	נימבו	女性	100	100	100	
	キャリア開発のレ	合計		100	100	100	%
	ビューを受けてい	従業員	管理職	100	100	100	
	- カテコリ・	カテゴリー	一般社員	100	100	100	
	る従業員割合	合計		100	100	100	

- ※1「従業員数」データを除き、当社直轄の海外事務所の現地社員についてはカウントの対象としていません。
- ※2 定年退職者および退任した役員を除く退職者を基に算出しています。
- ※3 厚生労働書が公開している直近の地域別最低賃金をベースとし、前者の中での最低値を記載しています。
- ※4 有期雇用の社員は含んでいません。
- ※5 当社直轄の海外事務所の現地社員についてはカウントの対象としていません。
- ※6 2016年度のデータより集計方法を見直し、従業員に準ずる一部有期雇用の社員も対象に含めています。
- ※7 当社における育児休暇を取る権利を有する対象者は、育児のために休業することを希望し、1歳に満たない子と同居し、 養育する従業員を指します。
- ※8 2016年度のデータより延べ人数にて記載しています。
- ※9 当年度の復職者÷当年度の復職者予定数×100
- ※10 育児休暇から復職し、復職後12ヶ月の時点で在籍している従業員の総数÷前年度の復職者数×100
- ※11 データ集計方法の見直しにより、Sustainability Report 2016の開示データからさかのぼって変更しています。

(出所) 国際石油開発帝石株式会社『アニュアルレポート 2017』, p.51-53.

(3) エーザイグループ

エーザイグループは、「医療の主役が患者様とそのご家族、生活者であることを明確に認識し、そのベネフィット向上を通じてビジネスを遂行すること⁹⁰」を企業理念に掲げ、革新的な医薬品の開発と提供を通じて世界中のアンメット・メディカル・ニーズ(未だ満たされていない医療ニーズ)の充足や新薬の創薬を目指して医薬品の研究・開発、製造・販売を行う製薬企業である。

同グループの報告書は、IIRCのフレームワークの各項目と内部プロセスを具

⁹⁰ エーザイ株式会社『統合報告書 2017』, p.4, http://www.eisai.co.jp/pdf/annual/pdf2017ir.pdf. (アクセス日: 2016年10月20日)。

体的な自社の活動に置き換え、「エーザイの価値創造プロセスと戦略マップ」を 作成して開示されている。さらに、企業活動全体を客観的に捉えるために、CSR や ESG に関する指標を「ESG インデックス」として開示している。

表 6 ESG インデックス

■コーポレートガバナンス/コンプライアンスに関する指標

■コーハレートカハナフス/コフノブイア 指標		期間	2014年度	2015年度	2016年度
取締役数		年度末時点	11名	11名	11名
うち社外取締役数		年度末時点	7名	7名	7名
社外取締役比率(社外取締役数/	取締役数)	年度末時点	63.6%	63.6%	63.6%
女性取締役比率(女性取締役数/	取締役数)	年度末時点	9.1%	9.1%	9.1%
執行役数		年度末時点	22名	25名	27名
女性執行役比率(女性執行役数/	執行役数)	年度末時点	9.1%	8.0%	14.80%
執行役の平均年齢		年度末時点	53.1歳	53.6歳	52.9歳
報酬額(基本報酬、	取締役(社内)	年度末時点	114百万円	113百万円	113百万円
戦師領 (基本報酬、 賞与、退職慰労金など)	取締役(社外)	年度末時点	76百万円	74百万	74百万
員子、医概念力並など	執行役	年度末時点	976百万円	1,310百万円	1,247百万円
	開催回数	年度	56回	47回	62回
コンプライアンス研修	うち役員対象研修	年度	2回	2回	2回
	延べ参加人数	年度	約5,000名	約4,600名	約5,800名
人権研修	開催回数	年度	28回	30回	34回
入惟训修	人数	年度	2,405名	5,001名	5,457名
汚職防止法違反に基づく当局による調査対象となった事案の件数		年度末時点	0件	0件	0件
汚職防止法違反に起因する従業員	の懲戒解雇件数	年度末時点	0件	0件	0件
汚職防止法違反に対する罰金・罰則	削・和解にかかったコスト	年度末時点	0円	0円	0円

[※]米国FCPA、英国Bribery Act、日本の不正競争防止法など

■環境に関する指標

指標	期間	2014年度	2015年度	2016年度
CO2排出量	年度	139,015t	120,536t	118,943t
電気使用量	年度	181,057MWh	161,927MWh	165,417MWh
廃棄物発生量	年度	4,001t	3,484t	2,935t
化学物質(PRTR法対象物質)取扱量	年度	499t	476t	258t
廃棄物のリサイクル率	年度	50.6%	57.7%	62.8%
環境に関する行政処分、訴訟件数	年度	0件	0件	0件

■社会に関する指標

患者様との関わり

指標		期間	2014年度	2015年度	2016年度	
中語中の医療甲医薬日粉	国内	年度末時点	1品目	0品目	3品目	1
申請中の医療用医薬品数	海外	年度末時点	2品目	4品目	3品目	×
承認取得した医療用医薬品数	国内	年度末時点	4品目	3品目	1品目	[*
承認取得した医療用医薬血数	海外	年度末時点	4品目	4品目	3品目]
特許件数(特許出願件数)		年度	87件	65件	55件	
「hhcホットライン」お問い合わせ数		年度	91,286件	97,444件	90,742件	
うちウェブサイトのフォームによるお問	い合わせ数	年度	739件	719件	749件	
うちクレーム件数 (製品の品質に関	するクレーム)	年度	336件	314件	323件	
PCC(製品クレーム委員会)実施回	数	年度	12回	12回	12回	
	病院	年度末時点	5,739軒	5,732軒	5,730軒	
	診療所	年度末時点	81,723軒	79,232軒	77,735軒	
사파기사	調剤薬局	年度末時点	11,103軒	10,794軒	10,650軒	
お取引先	薬局など	年度末時点	96,683軒	95,582軒	97,577軒	- *
	代理店	年度末時点	78社	88社	87社	
	ベンダー	年度末時点	232社	224社	227社	

社会との関わり

指標	期間	2014年度	2015年度	2016年度	
工場所在地の地区懇談会	実施回数	年度	10	10	10
工場別任地の地区窓談会	出席人数	年度	11名	11名	11名
寄付金額		年度	2,073百万円	2,602百万円	2,118百万円
納税金額		年度	4,628百万円	5,764百万円	14,095百万円
内藤記念くすり博物館来館者数		年度	35,705名	36,625名	40,480名
工場見学者数		年度	3,178名	2,443名	2,456名

株主との関わり

指標	期間	2014年度	2015年度	2016年度
株主数	年度末時点	66,190名	59,996名	62,335名
発行済株式総数	年度末時点	296,566千株	296,566千株	296,566千株
外国法人等の所有株式数比率	年度末時点	30.9%	28.9%	27.5%
「個人・そのほか」株主比率	年度末時点	97.4%	97.1%	97.3%
親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	年度	7.7%	9.4%	6.8%
配当性向	年度	99.0%	78.0%	109.0%
親会社所有者帰属持分配当率(DOE)	年度	7.6%	7.3%	7.4%
配当金総額	年度	42,836百万円	42,889百万円	42,917百万円
1株あたり配当額	年度	150円	150円	150円

社員との関わり

指標		期間	2014年度	2015年度	2016年度		
従業員数		年度末時点	10,183名	9,877名	10,452名	ĺ	
	日本	年度末時点	4,712名	4,523名	5,009名		
	アメリカス(米州、中南米)	年度末時点	1,745名	1,316名	1,320名		
地域別従業員数	EMEA(欧州、中東、 アフリカ、ロシア、オセアニア)	年度末時点	893名	913名	983名		
	中国	年度末時点	1,607名	1,875名	1,909名		
	アジア(日本・中国除く)	年度末時点	1,226名	1,250名	1,231名		
	合計	年度末時点	3,583名	3,577名	3,508名	lı	
N B #	男性	年度末時点	2,845名	2,838名	2,775名	41	
社員数	女性	年度末時点	738名	739名	733名	1	
	管理職	年度末時点	1,359名	1,370名	1,389名		
派遣社員数		年度末時点	215名	136名	156名	il	
派遣社員比率(派遣社員数/派	遣社員数+社員数)	年度末時点	5.7%	3.7%	4.3%	1	
女性管理職比率(女性管理職数	/管理職数)	年度末時点	4.6%	4.7%	5.2%	1	
平均年齢		年度末時点	43.7歳	44.1歳	44.8歳	1	
五·45 萨·45 / 5 / 5 / 5	合計	年度末時点	19.4年	19.9年	20.4年	×1	
平均勤続年数	男性/女性	年度末時点	20.3年/15.9年	20.8年/16.2年	21.4年/16.9年	11	
離職率		年度	1.4%	2.6%	3.1%	1	
介護休暇・介護休職・介護短時間	勤務制度利用者数	年度	17名/0名/1名	20名/2名/0名	22名/2名/0名	1	
看護休暇制度利用者数		年度	132名	150名	165名		
育児休職制度利用者数	合計	年度	90名	95名	89名		
自允怀城前及利用有数	男性/女性	年度	1名/89名	2名/93名	0名/89名		
育児短時間勤務制度利用者数	•	年度	73名	93名	80名	J	
平均年間給与(有価証券報告書	より)	年度	10,403千円	10,939千円	10,389千円		
啓発費(社員1人あたり)		年度	175,800円	198,400円	210,200円	−×1,	
障がい者雇用率		年度	2.56%	2.53%	2.62%		
年度内入社人数	合計	年度	14名	105名	55名		
平及内入社入 <u>数</u>	男性/女性	年度	12名/2名	70名/35名	34名/21名	*1	
所定労働時間(年間1人あたり)		年度	1,895時間	1,887時間	1,879時間		
月平均残業時間(一般社員1人は	5たり)	年度	12時間11分	9時間11分	8時間34分	J	
労働災害発生件数		年度	7件	13件	15件		
4日以上の労働損失を伴う労働災の発生頻度	害 (従業員/受託業者)	年度	0件/0件	0.29件/0件	0件/0件		
死亡に至った労働災害発生件数	(従業員/受託業者)	年度	0件/0件	0件/0件	0件/0件		
業務上疾病発生数	(従業員/受託業者)	年度	0件/0件	0件/0件	0件/0件		
伊東沙峡の平沙ボ	社員	年度	99.75%	99.86%	99.48%		
健康診断の受診率	家族	年度	74.45%	71.16%	80.57%	− ※ 3	
有給休暇の平均取得日数(一般	計員1人 あたり)	年度	12.1日	12.1日	12.4日		

^{*1} エーザイ株式会社の正社員の人数をベースとしたものです。*2 研修、留学派遣、学会参加等を含む啓発費です。*3 扶養する配偶者および40歳以上の被扶養者を対象としています。

(出所) エーザイ株式会社『統合報告書 2017』, pp.88-89.

リコーグループや INPEX グループとの大きな違いは、「社会に関する指標」においてステークホルダーをより詳細に分類している点であり、そうした分類に基づいて各ステークホルダーとの関わりに関する情報を整理している点である。同グループは 2015 年よりアニュアルレポートと環境・社会報告書を併せて統合報告書として発行しているが、統合報告書の前身である環境・社会報告書の作成段階からマルチステークホルダーの視点に基づく情報開示を進めている点に特徴がある。

(4) 社会貢献費の開示

ここまで報告媒体の全体構成に焦点をあてながら現状の分析を行ってきたが、非財務情報として開示する「社会貢献費」についてのみその活動の内訳を財務的に開示する企業も存在している。こうした動きは、企業が財務情報と非財務情報の連係の必要性を理解し、開示可能な情報から統合情報の作成に努める意識の表れとも受け止められる。

1) 川崎重工グループ

川崎重工グループは、航空機や人工衛星を手がける航空宇宙事業、ガス船や潜水艦等の造船事業、新幹線や地下鉄などの鉄道車両事業、ガスタービンやバイオマス発電を行うエネルギー関連事業、各種プラントや環境関連設備、産業機械やロボットなどの開発、モーターサイクルやジェットスキー、汎用エンジンの製造など行う総合エンジニアリング企業である⁹¹。

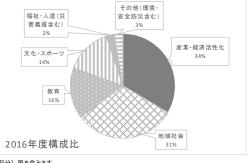
同グループの特徴は、CSR に関連した活動を「価値創造を支える基盤」として ESG 項目に分類し、開示する点に見られる。ここで注目すべきは、社会貢献活動における支出状況を、個別領域に分けて開示する点である。すなわち、各活動で発生した費用を集約して一覧として開示しており、その総額と経常利益との比率を開示することにより、社会貢献に対する費用対効果を表している点

⁹¹ 川崎重工業株式会社『Kawasaki Report 2017』, http://www.khi.co.jp/csr/pdf/17 houkokusyo.pdf. (アクセス日:2016年10月20日)。

は特筆に値しよう。

				(百万円)	
		2014年度	2015年度	2016年度	福祉・人道(災
個別領域	産業·経済活性化	231	243	292	害義援含む)
	地域社会	236	235	271	270
	教育	148	138	137	文化・スポーツ 14%
	文化・スポーツ	73	121	124	14/6
	福祉・人道(災害義援含む)	34	20	22	教育
	その他 (環境・安全防災含む)	37	16	23	9X FI 16%
	計	759	773	869	
当年度経常利益		84,288	93,229	36,671	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
対経営利益率		0.90%	0.83%	2.37%	2016年度構成比

表 7 社会貢献支出状況



⁽注) 寄付・協賛金、現物給付、社外組織への協力依頼に関わる費用、社外組織に派遣した従業員の労務費(当社負担分)等を含みます。 (注) のより、公共員のより、公共のより、公共によって、日本社 (

(出所) 川崎重工業株式会社『Kawasaki Report 2017』, p.50.

2) セブン&アイグループ

セブン&アイグループは、コンビニエンスストアやスーパー、百貨店、専門店の管理および運営とフードサービスや金融サービス、ネット事業展開する流通サービス企業である。

同グループが公表する報告書も、INPEX グループと同様に、自社のステークホルダーを設定して各ステークホルダーとのコミュニケーションの方法やその対応方針を開示している。また、CSR に関する活動をカテゴリーごとに部会として組織しており、部会ごとの活動計画に対する実績を評価して翌年度の活動計画を立案している。社会貢献活動に関しては、金銭や物品の提供額、活動に携わった従業員の人件費などを算出するとともに、活動の効果測定方法を詳細に開示して自社が実践する活動の客観的な評価を行うよう努めている。

なお、カワサキグループとの相違点は、社会貢献活動の効果測定方法を具体的に提示して、自社の社会貢献活動をより具体的に評価している点である。同グループの報告書の特徴は、CSR や ESG に関連した企業活動に関して、自社独自の評価を行う際に重要な視点を提供してくれている点にあろう。

表 8 社会貢献活動費(2015年度)

2015年度の社会貢献活動費

(千円) 効果測定方法

分類	金額
管理費	1,024,135
勤務時間内に活動へ参加した 従業員の人件費	644,039
金銭寄付	328,368
自社施設の開放・提供費	67,126
物品支給額	1,285

効果測定方法	詳細
①1年間の社会貢献 活動費用の検証	活動費用は活動分類別・形態別に検証しています。
② KPIによる検証	設定した評価項目に対する数値で効果を測定しています。 例えば、高齢者支援として「お買物支援」サービス(セブンミール、ネットスーパー、移動販売など)を実施しています。この取り組みの効果は、実施している店舗数や稼働車両台数、売上などをKPIに用いて検証しています。この数値に加え、利用者からの反応については、次年度の計画策定に反映しています。
③ 支援団体との対話	NPOなどの資金の援助先からご報告いただく活動の成果を確認し、受益者の人数や受益者にもたらされたプラスの効果などの報告内容と、支援先団体との対話で得る生の声から活動の効果を検証しています。また、次回の支援先と実施プロジェクトを決定する際にも支援先と実施プロジェクトを決定する際にも参考にしています。
④ 活動に参加した従業員への調査	会社が企画した活動にボランティアで参加した従業員へ満足度や改善点などを聞くアンケートを実施し、その結果を活動の効果の測定に用いて、次回の企画作りに活用しています。
⑤ 従業員全体への 調査	グループ28社の従業員を対象に隔年で従業員意識調査を実施しています(一部の会社はサンプリング調査)。その調査結果を通して従業員の自社に対する意識を確認しています。2年間の活動検証とともに、来期の計画策定に活用しています。 質問例:私の会社は・地域社会と良好な関係を築いていると思う・環境に配慮した事業活動を行っていると思う・社会貢献活動を積極的に行っていると思う

(出所)株式会社セブン&アイ・ホールディングス『セブン&アイ HLDGS.CSR レポ - ► 2016』, p.80.

(5) ステークホルダーへの付加価値分配表

帝人グループは、高機能繊維、ポリカーボネート樹脂やポリエステルフィル ムを中心としたマテリアル事業、医療用医薬品の開発と在宅医療を中心とした 医療機器の開発を行うヘルスケア事業、ポリエステル繊維の生産・販売や IT サービスの提供などをグローバルで展開する製造企業である。

同グループにおいては、社会・環境活動の経済性報告としてステークホルダ 一への付加価値分配表を開示している。同分配表における付加価値総額は、売 上総利益(売上高-売上原価)から運賃や関税、減価償却費、研究開発費、販

売促進費、賃貸料、その他の販管費に属する経費を減じた金額に、独自集計の 社会貢献費用と、環境保全の費用を加算しているという。また、分配表上で 「地域社会」として分類されている社会貢献費用は、その他の販管費に属する 経費の一部と製造原価の一部、さらに施設開放と社員の役務提供を金額換算し て加算している。「環境」への分配費用は、その他の販管費に属する経費の一 部と製造原価の一部から算出しているという。

表 9 ステークホルダーへの付加価値配分表

ステークホルダー	金額 (億円)	内容	備考
株主	108	配当金	有価証券報告書掲載の数値(第4【提出会社の状況】 の3.配当政策の配当金総額(年間))
社員	600	給料・賃金、賞与一時金、退職給 付費用の総額	有価証券報告書記載の数値(連結損益計算書の販売 及び一般管理費に含まれる左記勘定科目の金額)。た だし左記金額には製造原価に含まれる人件費は含まれて いない。
債権者(金融機関)	22	支払利息	有価証券報告書掲載の数値(連結損益計算書の支払 利息)
行政機関(国、自治体)	120	法人税・住民税・事業税等の納税 額の総額	有価証券報告書掲載の数値(連結損益計算書の法人 税、住民税及び事業税)
地域社会	9	寄付金および現物寄付・施設開放・社員の役務提供を金額換算 (経団連算定方式)	CSR企画推進部集計
企業(帝人)	413	剰余金の増加額	有価証券報告書掲載の数値(連結貸借対照表の利益 剰余金の当期前期差)
環境	52	環境保全費用	CSR·信頼性保証部集計
総額	1,324		

データは、小数点第1位を四捨五入して整数で記載しています。

(出所) 帝人株式会社ホームページ「2016 年度ステークホルダーへの付加価値配分」, https://www.teijin.co.jp/csr/economy/(アクセス日:2017年10月26日)。

同グループの付加価値分配表は各ステークホルダーに関連した損益計算書および貸借対照表上の数値を合算し、また独自の算出方法で社会や環境に配分された経済的価値を開示している。こうした情報と合わせて、社会的活動の詳細を社会性報告開示として具体的な活動詳細を記述情報で開示することにより、

社会的活動における客観的評価を可能にしている点は、財務情報と非財務情報 の連係の必要性を示してくれている。

以上の現状分析により、新たな報告形態として ESG ごとに活動を分類し、関連する活動の詳細を開示するという流れが形成されているように思われる。こうした流れは、持続可能な企業活動に影響を与え得る ESG 要因に対して、企業がどのような指針に基づいて対応し、社会とのより良い関係を構築しているのかを明らかにしようとする企業意識の変革がその背後にある。すなわち、起こりうるリスクを想定してどのようにすれば回避できるのか、また不確実なリスクに対応できる能力をどの程度備えており、そうした能力の開発にどの程度の投資を行っているのか、という対応力を企業価値として示そうとしているのではないだろうか。

例えば、リコーグループの報告書においては、ステークホルダーとしての従業員に対する活動や地域社会への貢献活動が社会活動として整理されていたが、INPEX グループは従業員を別項目として分類している。エーザイグループを見ると、「患者」、「社会」、「株主」、「社員」とさらにステークホルダーの項目を分けて情報を開示している。こうした取り組みは、株主をステークホルダーの中心に据えながら、今日の多様化する市場環境を踏まえたマルチステークホルダーの視点に立脚する新たなビジネスレポーティングの方向性を示唆していると受け止められよう。

さらに、帝人グループの報告形態を参照すると、ESG活動に関わる経済的側面とその活動詳細を示す情報とを併せて開示する必要性が明らかとなる。別の角度から報告形態の新たな潮流を考えてみると、報告書を発行する企業がどのステークホルダーに照準を合わせて情報開示を実践しているのか判断する際の、基本スタンスを示す重要なメルクマールとなることも明らかとなった。

4.4 本章のまとめ

本章は、企業の中・長期的な価値評価に資する情報提供を目的として、財務

情報と非財務情報とがどのように関連・補完し合いながら価値創造に寄与しているのか、新たなビジネスレポーティングの潮流である統合報告に着目して検討を行った。本章で参照した IIRC が提示するフレークワークは、情報の一貫性や有用性を高めるための定性情報と連係させた開示に関する規定は存在するものの、何をどのように開示すべきかに関しての定めは存在しない。そこで、統合思考を踏まえた情報の選別と再構築による従来の企業報告の拡充としてではなく、新たな企業報告形態の必要性はどのような点から提案されるのかについて確認した。

今日、企業は自社のビジネスモデルやストーリー、企業戦略や経営方針といった情報に加え、財務情報と非財務情報を連係した報告書の作成と情報開示が株主をはじめとする資金提供者の企業価値評価の重要な要素であることを認識しはじめている。こうした認識が次第に高まったことにより、社会全般との関係構築やコミュニケーションの必要性が企業価値創造に不可欠な要素であることが認識され、統合報告を作成する企業数は年々増加傾向にある。しかし、統合報告書の大部分は、IIRCのフレームワークや GRI ガイドライン、ISO2600 や環境報告ガイドライン、サステナビリティ報告ガイドラインを参照して作成されている。ベストプラクティスとしてのガイドラインやフレームワークを参照していることから、統合報告における情報開示方法はさまざまであるが、その大部分は株主のための財務指標の開示と社会的責任に関わる情報開示で構成されている。

こうした現状を踏まえ、本章では実際に企業が発行する統合報告からその本質の理解を深めるとともに、独自の解釈を加えて統合思考に立脚した情報の作成と開示に関わる現状分析と課題を検討した。統合報告の形態分析から得られた知見は、社会的責任活動における情報集約の方法としては、①ESG活動の項目ごとに分類を行うか、②ステークホルダーごとに分類するか、のいずれかの方法が採用されている点である。さらに、社会活動貢献費の内訳の開示により、活動の詳細をコストとして集計し、これらのコストが利益に対していかに貢献しているかを開示する企業もあった。これらの動向から、社会的活動のプロセ

ス開示に向けては、企業リスクとして顕在化する可能性のある ESG 活動ごとないしはステークホルダー別の視点から情報を整理する必要があり、その内訳までを開示することによって活動プロセスを明示できるのではないかという結論に至った。加えて、企業の永続性に影響を与える新たなリスクとして、情報セキュリティ対策や情報化対策も重要であることも示された。

第2章と第3章で検討した理論的背景を踏まえると、今日の企業は受託責任を中心とした財務的・社会的なアカウンタビリティを担っていることは明らかである。企業が担うべき受託責任に資する情報開示を実践するのであれば、株主をはじめとするステークホルダーのリスク回避の視点に立脚することをスタートラインとして、ESG活動に関わるコストを識別・抽出し、企業価値との関連性からリスク対応コストの評価を行うことが不可欠であると考える。

第2部 新たなビジネスレポーティングの展開

第5章 新たな報告形態ービジネスレポーティングーの方向性

5.1 問題の所在

近年、企業が環境や社会に及ぼす影響が拡大したことは、企業が次第に公共性を帯びた存在へと変化する現実を示唆していると受け止められる。そうした変化に伴い、企業のアカウンタビリティは私的な経済活動に対する財務的なアカウンタビリティから、企業活動が社会・環境に及ぼす影響を報告し一連の活動状況を開示する方向へと拡張しはじめている。企業が私的公共性を有する存在として位置づけられることは、持続可能な成長というテーマが株主をはじめとする資金提供者だけの関心事ではなく、広く社会から要請されることを意味する。継続的な経済活動を支える持続可能な価値創造に向け、企業は事業経営に影響を及ぼすリスクへの対応が求められ、ステークホルダーとのコミュニケーションを通して自社の活動を見直し、改善することが要請される。つまり、企業は自社の経営に大きな影響を与える ESG の各要素について、企業活動のプロセスで起こり得るリスクに照らしながらステークホルダーとの対話を通じて企業情報を生成し開示する責任を有することとなる。

企業のアカウンタビリティに対して会計学が担うべき課題は、従来の会計上の概念では識別されなかった ESG 要素を経済的なコストと認識し測定することにより、企業価値にいかなる影響を及ぼすのか明示する点にある。つまり、情報利用者が必要とする企業情報のタイムリーな入手が可能であり、さらに理解しやすい方法による開示によってステークホルダーとのコミュニケーションツールとしての役割をいかに果たせるかという点を明らかにしなければならない。別の角度から見れば、持続可能な価値創造にとって重要な役割を果たすだけでなく、場合によってはリスクともなり得る ESG に関わる要素をいかなる方法で識別し測定するのか、また企業独自の活動状況を表す非財務情報を企業価値といかに紐付けながら情報利用者に対して開示すべきか、という問題ともいえる。

上記の課題をあらためて会計学の枠組みの中で捉え直せば、企業活動の結果 として現れる財務情報と現在から将来に向けた企業活動のプロセスから生み出 される非財務情報との連係に関わる問題と位置づけることが可能である。従来の財務会計の枠組みにおいて ESG 要素を識別するには、企業活動のプロセスで ESG に関わる資本をどのようにインプットし、アウトプットないしは継続的な企業価値としてアウトカムしたのか、マネジメント・システムに準拠しながら整理する必要がある。また、企業価値を評価する情報利用者から見た分かりやすさとは、企業活動のプロセスと保有資本の流れが一連の情報フローとして可視化されることであり、経営者の考えや企業目標が企業活動のどの部分にどう落とし込まれ、最終的な企業活動へとつながるのか判断できる点にある。

上記に示した視点を踏まえて、本章ではまず企業はどのような方法で ESG に 関連した要素を捉え、ESG に関連するリスクに対応すべきか、その方向性を探 りたい。そして、企業内の各部署の活動から生成されるさまざまなデータはど のようにして集約され、意思決定に有用な情報として構築されるのか、企業内 の情報システムのあり方を整理する。加えて、企業内で生み出される ESG 関連 活動情報と財務情報との連係を目指す新たなビジネスレポーティングのあり方 を展望したい。

5.2 企業活動における ESG 活動関連情報の生成

企業は経営理念に基づいて持続可能な成長に向けた目標を設定し、その目標を具現化するために日々行動している。今日、注目が集まる ESG に関わる企業の行動は、株主を中心とする利害関係者だけでなく、社会全体との継続的な関係性構築に向けて必要不可欠な取り組みとなっている。

トリプル・ボトムラインを意識した企業経営が要請される昨今、ESG に関わる情報をいかに識別して抽出するのかという課題を検討する方策は、企業のマネジメント・システムと情報管理システムとの関係を新たな角度から再編成し、企業活動における価値形成プロセスと情報フローとの関連性を模索することによって、将来の方向性が次第に明らかとなるであろう。

5.2.1 企業に求められる ESG 活動の体系

今日、企業は活動規模の大幅な拡大により、経済的にも自然環境に対しても多大な影響力を有する存在へと変化を遂げている。さらに、昨今頻発する企業不祥事は、企業自身が抱えるリスクだけでなく、金融市場や日本経済にも大きな影響を及ぼす事態を招いた。つまり、企業をとり巻く ESG 関連の事象は、企業自身の存続を脅かすリスクにつながるだけでなく、社会にとっても大きな影響を及ぼす原因となるだけに、ESG リスク軽減に対処する企業の取り組みは社会的な関心事となっている。かかる状況を受け、企業は経済的利益の追求だけでなく、積極的に ESG に関する活動を遂行する姿勢が求められ、持続可能な社会と企業活動の推進に向けたステークホルダーとの相互理解を支援する情報開示が要請されている。それでは、企業が果たすべき ESG に関わる活動とは具体的にどのような活動を指すのだろうか。2010 年 11 月に発行された社会的責任に関する国際規格である ISO26000 を参考にしながら、企業に対してどのような活動が求められているのか確認しておきたい。

ISO26000 はあらゆる組織を対象とした持続可能な発展を実現するための包括的な指針であり、法令順守を基本として組織が果たすべき社会的責任に関する原則と行動手引きを示した指針である。ISO26000 は認証を目的としたものではなく、組織が効果的に社会的責任を組織行動と統合するためのベスト・プラクティスであり、企業にだけでなくすべての組織が自身の行う活動に対して社会的・環境的な影響を認識し、その影響に責任を持って持続可能な社会へ貢献することを求めている。ISO26000 では、社会的責任として①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーの利害の尊重、⑤法の支配の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重の7つの原則を提示しており、ステークホルダーエンゲージメントに基づいたコミュニケーションの必要性と環境や社会への配慮を組織のマネジメント・システムを通じて組織行動に組み込み、PDCA による継続的な経営活動の改善によって組織全体へと浸透させる取り組みの必要性を訴えている。

具体的な取り組みとしては、①組織統治、②人権、③労働慣行、④環境、⑤

公正な事業慣行、⑥消費者課題、⑦コミュニティへの参画及びコミュニティの発展の7つを中核主題として掲げ、その原則や課題を示すことによって組織が行動計画を策定する際の方向性を示している。さらに、これらの取り組みを実行しないことを「リスク」と位置づけ、リスクに関する理解の向上によって意思決定を促進し、ステークホルダーとの関係構築を促すとしている⁹²。ISO26000の概要と7つの中核主題の要点を、図7と図8に示しておきたい。

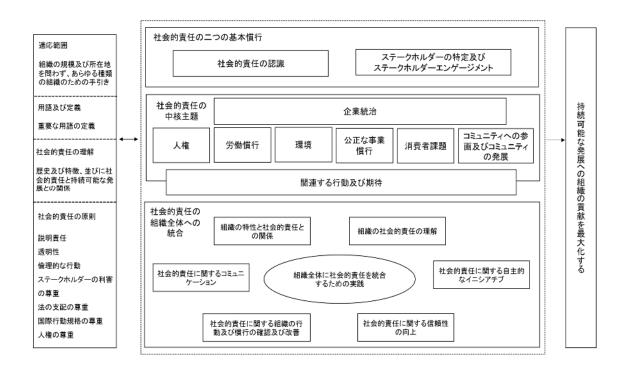


図 7 ISO26000 の概要と7つの中核課題の要点

(出所) 日本規格協会(2009)『ISO/DIS2600 仮訳版:社会的責任に関する手引き』国際標準化機構、□の図1を加筆・修正して本図を作成。

現在、持続可能な社会の構築に向けた組織の社会的責任に関する行動指針の公表や、統合報告をはじめとする企業の ESG に関わる情報開示を求める動きは、国際的な潮流を形成している。こうした一連の動向は次第に成熟期を迎えており、その流れは企業の社会的責任の存在感を増幅させるとともに、企業に

⁹² 日本規格協会 (2009), 前掲書, pp.20-21.

対して ESG に関する積極的な行動と社会が目指す新たな価値創造を求める動きへと進展する。企業はこのような社会的要請に対処するだけでなく、自らの倫理観と理念に基づいて社会的責任を意識した行動を実践することが急務となっている。具体的には、企業の戦略的な活動としてマネジメント・システムに社会的責任の中核課題を組み入れて行動指針を策定し、PDCA サイクルの構築と継続的実践を通じて組織内部に浸透させ、普遍的な企業活動へと昇華させることが望まれる。

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 人権 人権を認識し尊重することであり、最も基本的な社会制 ステークホルダーを特定し、ステークホルダーとのコミュニケーションを 通じて共通の利害を共有する。 度の基礎となるもの 差別の禁止と社会的弱者への配慮。 ・経済活動及び技術開発の拡大及び多様化を通じた雇用、所得の創出・教育プログラム及び能力開発プログラムの拡大・文化の保存・公共医療サービスの提供・文化、社会、環境プログラムの提供・文化、社会、環境プログラムの提供 ・女性、障害者、先住民、移民への差別の禁止 ・子供の権利の尊重、・宗教、地域、家系による差別の禁止 ・強制労働、児童労働、雇用・職業による差別の禁止 消費者課題 労働慣行 企業統治 雇用創出、賃金・報酬の支払いは組織が社会・経済及 ぼす重要な貢献である。 商品、サービスの提供に関し、教育及び正確な情報の 組織が目的達成のための意思決定を行い実行す 提供, 公正, 透明, 有用なマーケティング情報及び契約 プロセスの使用, 並びに持続可能な消費の促進。 るシステムであり 組織固有のもの 労働者を生産の要素としたり、市場原理の影響下にある 商品として扱うべきではない マンへ / ムミのツ、耐寒回有のもの。 組織が社会的責任を実現するための基本的なシ ステム。 公正なマーケティング慣行 ・公正なマーケティング (417) ・安全衛生の確保 ・持続可能な消費 ・争議解決及び救済・教育 ・データ及びブライバシーの保護 ・主要製品及びサービスに関する積極的な情報開示 監査役や監事の認定と適切な運営 労働環境の改善(異動、配置転換、雇用期間等) 社外専門家の活用 • 計員教育 ・衛生、安全の管理 ・労働条件、ワークライフバランスの推進 公正な事業慣行 環境 取引先やパートナー等、他の組織と関係における倫理 組織活動は不可避に環境に影響を及ぼす 的な行動。 環境に関する責任は、人類の存続及び繁栄のための前 提条件であり、他の中核課題と密接に結びついている。 汚職防止、意識向上のための教育 公的領域への責任ある関与 ・公正な競争 環境パフォーマンス評価 ・フェアトレード製品などの購入 ・温室効果ガス排出量の定量化及び報告 ・ライフサイクルアセスメント

図 8 ISO26000 における社会的責任の中核主題の概要

(出所)日本規格協会(2009),前掲書,p.20の図3に加筆・修正を加えて本図を作成。

企業活動に組み込まれた ESG 活動を抽出し、会計情報と連係させる試みは、ESG 活動を定量的かつ物量的な情報として再構成することを意味するが、企業にはステークホルダーとのコミュニケーションの促進に向けて情報目的に適合した理解しやすい情報の提供が求められる。つまり、経営理念や戦略に基づくマネジメント・システムに準拠した定量・物量情報として、企業活動のプロセスを説明する情報や物量情報の形成プロセスを補足説明する定性情報を提供す

る意義は、企業がどのような流れで情報を再構成したのかという点の開示へと つながり、情報の理解可能性と信頼性の向上に大いに貢献することになる。

以上概観したように、拡張を続けるアカウンタビリティに対応すべく、企業に対しては新たな情報開示の体系が求められており、企業と社会の大きなリスクとなり得る ESG 情報の開示を利用した企業活動とマネジメント・システムの見直しへと結びつける取り組みが必要となる。とりわけ、ガバナンスは企業の社会、環境に対する活動の基本的な意思決定を左右する重要な始点となるだけに、ガバナンス活動を起点として生起するさまざまなデータを集約し、ESG 情報として再構成する企業内の情報システムが重要な役割を担うことになる。

5.2.2 企業経営における情報フロー

経営者は企業内外のさまざまなデータを経営活動に必要な情報へと変換し、企業目的の達成に資する意思決定を行う。データはそのままでは意味をなさず、特定の問題や目的と関連づけることによって意味ある情報として生成される⁹³。サイモン⁹⁴は、意思決定を目的と現実の状況とを比較した差異を問題として認識し、認識された差異を解消する代替案としての手段を開発し、設計された代替案を評価して選択し、再検討する行為であると述べている。企業には外部の不確実な環境変化に対して、企業目的とのギャップの解消を目指して企業内外のデータを情報システムとして集約し、組織内の意思決定システムを経て企業行動へと変換させる、一連のプロセスの運用・管理が求められる。

企業活動における情報の収集と処理機能を担う情報システムは、トップ・マネジメント、ミドル・マネジメント、ロワー・マネジメントの3つの活動領域を支援する。トップ・マネジメントは組織の目的に応じた長期的な活動方針を決定する戦略的計画を行い、ミドル・マネジメントは目的達成のための短期的な計画とロワー・マネジメントで実行される実務結果に対する評価を行いなが

_

⁹³ 宮川公男編(2004)『経営情報システム<第3版>』中央経済社, p.27.

⁹⁴ Simon, Herbert. A. (1977), The new science of management decision, Prentice-Hall. (稲葉元吉, 倉井武夫(1979)『意思決定の科学』産業能率大学出版部, pp.55-56.)

ら各オペレーション機能を管理する。ここで企業活動における情報システムと 管理サイクルの関係を図9に、各活動領域における活動事例を表3に示した。

経営情報システムは企業内で行われるさまざまなオペレーション機能の管理を行い、組織の意思決定を支援することを目的として構築される。各機能で共通に利用される情報はデータベース化され、どの機能からもアクセス可能にすることにより、企業活動全体のデータを集約した統合的な情報システムの形成が可能となり、立案した計画を実行しその結果を評価・改善するマネジメント・システムとして機能することが可能となる。

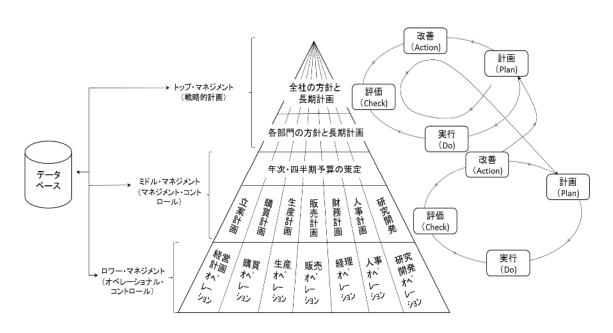


図 9 経営情報システムと管理サイクル

(出所)郷地英治(1997)『エンドユーザー情報システム論』中央経済社, p.11の図表 2-1に加筆・修正して本図を作成。

継続的な企業経営に不可欠となる ESG に対応した企業行動は、トップ・マネジメントの意思決定のもとで具体的な活動として実行される。企業活動で発生する ESG 関連情報を識別し、定量・物量情報として具体的に測定するには、ESGに関わる活動データを組織の目標や目的に応じて抽出しなければならない。加えて、ESG に関連した活動であるのか否かの判断には、ESG に関わるマネジ

メント・システムに準拠しながら識別を行わなければならない。

表 10 経営管理システムの活動事例

戦略的計画	マネジメント・コントロール	オペレーショナル・コントロール
会社目的の選択	予算の設定	
組織計画	スタッフ人事の計画	雇用のコントロール
人事方針の設定	人事手続の制定	各方針の実態
財務方針の設定	運転資金計画	信用拡張のコントロール
マーケティング方針の決定	広告計画の作成	広告配分のコントロール
研究方針の設定	研究計画の作成	
新製品品種の選択	製品改善の選択	
新工場の取得	工場配置替えの決定	生産スケジュールの作成
臨時資本支出の設定	経常的資本支出の決定	
	オペレーショナル・コントロールに対する決定規則の作成	在庫管理
	経常実績の測定、評価および改善	作業工員の能率の測定評価および改善

(出所) Anthony, Robert N. (1965), Planning and control systems a framework for analysis, Harvard University, Division of Research. (高橋吉之助訳(1968)『経営管理システムの基礎』ダイヤモンド社, p.24)

5.2.3 会計情報システムの位置づけと統合的システムへの再編成

会計学は情報利用者のニーズの充足を図るために、企業活動の取引データを収集・整理し、報告する情報提供システムとしての機能を有している。基本的な会計データは、財務諸表の作成や給与計算など定型的な手続きに基づいて生成されるが、企業内で発生するさまざまな取引のうち、会計部門が識別する取引は仕訳形式でとり扱うだけでなく、各業務部門で入力された取引データを会計情報システムとして一括して集約し、会計情報として生成することになる。図 10 に会計情報システムの概略図を示す。

会計情報システムは企業内の取引の一括管理を目的として運用されるため、 財務諸表の作成に会計情報を限定して用いる場合には一般的なシステムでも十 分対応可能である。しかし、会計学には企業内で生起する取引を把握して利益 計算を行う機能だけでなく、企業活動全体の業績・企業価値評価を行い、経営 者を含む情報利用者の意思決定に資する情報の提供という役割もある。企業活動は経営に必要な資本を調達し、資本の運用を通して獲得した成果を再分配すると同時に継続的に投下する活動であり、会計情報システムはこうした資本の循環プロセスを会計という体系的な手法で記録・測定し、報告するシステムと位置づけられる。仕訳を基本としながら取引情報を管理する会計情報システムは、企業価値創造に関わる資本活用のプロセスとその成果の報告に向け、他の業務システムと会計情報システムとの統合を図りながら、新たな体系へと発展している。

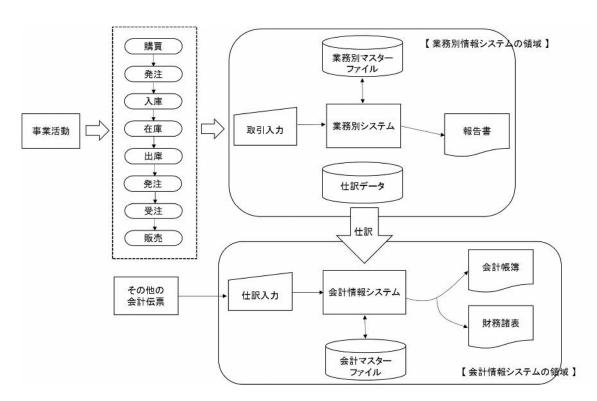


図 10 業務システムと会計情報システムとの関係

(出所)青木武典 (1996)『会計情報システム』日科技連出版社, p.131 の図 4-7 と倍和博 (2008)『CSR 会計への展望』森山書店, p.129 の図 5.1 を加筆・修正して本図を作成。

上記の図 10 のシステムにおいては、会計情報システムは独立したシステムとしてではなく、各業務システムの一領域を形成するシステムと位置づけられて

いる。このように各業務システムを横断的につなぐ企業全体の取引データの管理を行う統合データベースの構築により、全社的な情報の収集が可能となる。 業務統合データベースと会計情報システムとの関係は図 11 のように示される。

会計情報システムは、統合データベースへのアクセスを通して企業経営の目的に準拠しながら事象や実態を捉え、それらを特徴づける属性に分解して関連づけたデータ⁹⁵によって適切な企業評価と経営意思決定に必要な情報を生成する。ESG 情報と会計情報との連係を図って統合情報として集約するには、企業経営の方向性を決定するマネジメント・システムに準拠しながら ESG に関わる事象を識別し、各事業部門で行われる ESG 活動を全社的なデータベースから抽出するとともに、会計情報システムにおいて会計情報とどう関連づけるのかという情報の精査が必要である。

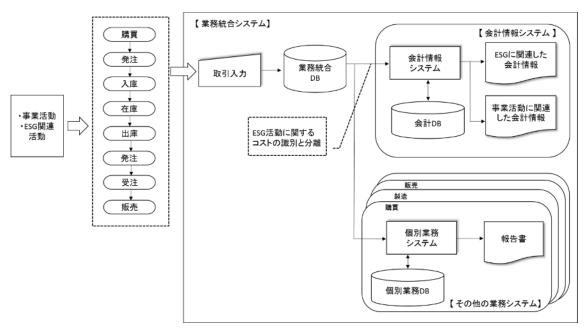


図 11 統合業務システムの体系

(出所) 青木(1996), 前掲書, p.138の図 4-8と倍(2008), 前掲書, p.129の図 5.1を

書, pp.136-137)。

99

⁹⁵ こうしたアプローチは従来の処理手順を決定し、その手順に合わせてデータ構造を決定するプロセス中心のアプローチと対比しデータ中心のアプローチと呼ばれる。システム設計においてデータ中心のアプローチをとることにより情報利用者の機能要件が確定していなくても利用者が要求するデータや情報の構造を分解して関連付けしておくことでデータをモデル化することができ将来的な機能変化や情報要求変化に柔軟に対応できる(青木 (1996), 前掲

加筆・修正して本図を作成。

5.3 ESG 活動会計システムの意義と役割

企業活動において ESG 活動を識別・測定するには、運用・管理するマネジメント・システムに基づいた内部的な ESG 活動関連コストを集計する会計情報システムの構築が求められる。つまり、内部の ESG 活動プロセスにそって活動に関連したコストを明らかにする会計情報システムを導入することにより、ESG 活動関連コストを財務諸表のデータから分離・独立していくが可能となる。その際に重要な点はステークホルダーにとって有益な活動を情報利用者にとって有用な情報として再構築する必要があるということである。

また、ESG に関わる活動はガバナンスを基点として企業の意思決定を実現する企業活動として実行され、そうした活動から生じる各種データを集約した業務統合データベースから会計情報システムへと処理の流れが引き継がれて生成可能となるが、会計情報システムを経由することによって財務的視点が付加される。ESG に関連した活動情報に財務的視点が加わることは、マネジメント・システムを適切に管理し、客観的評価を加える場合に有効であると思われる。つまり、ESG 活動を会計情報との関連から識別できれば、「ESG 活動関連コスト」として情報の集約が可能となり、ESG 活動の適切な評価・分析・改善だけでなく、株主を主としたステークホルダーに有用な情報提供を通じた適正な企業価値評価につながると期待できるからである。

5.3.1 ESG 活動に関わるマネジメント・システムの導入

組織において横断的な ESG 活動を実現するには、組織内のマネジメント・システムを整備することが最も重要な課題である。こうした前提に立つと、組織の意思決定システムを実現する体制としてマネジメント・システムが適切に運用・管理され、企業活動に一定の効果をもたらしているか把握する必要がある。この場合、ESG 活動を財務的な視点からモニタリングする会計情報システムの

導入により、マネジメント・システムが要求する継続的改善、説明責任、形式 だけでなく、成果を重視する視点を財務的な側面から支援できる。

ESG 活動を識別するための会計情報システムは、会計情報をつくり出す企業 組織の再編プロセスを通じて ESG 活動に関する問題に接近することにより、企 業が自身の果たすべき社会的責任を認識し、企業倫理に基づいた活動を行って いるのか、企業内の統治機構が適切に働いているのかを財務的に判断する情報 を提供する。また、株主をはじめとするステークホルダーとの関係を踏まえた 社会的責任にかかる活動の成果を会計的な手法で識別・測定・伝達することを 可能にするため企業価値評価に新たな尺度を提供することが期待される。こう した枠組みによって体系化された会計情報システムが実務で導入されることに なれば、新たな企業価値評価の尺度が提供できるだけでなく、企業の自律的か つ健全な事業活動の促進にもつながるなど、経済社会が地球環境や人間社会全 体と調和を図り、企業が持続的な発展を遂げるための社会インフラとしてその 役割を十分に発揮できる基盤となると考えられる。

それでは、ISO マネジメント・システム規格と同様に PDCA マネジメントサ イクル(Plan-Do-Check-Action)を用いた継続的な改善を目指すマネジメント規 格である「ECS2000」%を参照しながら、ESG活動の運用プロセスと各プロセス で発生するコストについて考えてみたい。ここで ECS2000 を参照する理由は、 IIRC のフレームワークでも企業内部のマネジメント・システムの重要な推進力 としてガバナンスの視点を重視していることと、受託責任を果たすためのステ ークホルダーとの信認の関係の構築に重要な企業倫理を中核に据えたマネジメ ント・システムにおいて検討を進めるためである。

5.3.2 マネジメントプロセスにおける ESG 活動関連コストの集計

ESG 活動関連コストはマネジメント・システムの各プロセスにおける運用と

⁹⁶ ECS2000 は、麗澤大学経済研究センターが 1999 年 5 月に発表した(企業)倫理・法令遵守 マネジメントに関する規格(「倫理法令遵守マネジメント・システム規格(Ethics Compliance Standard 2000) 」)である。

管理を通じて識別し集計される。ESG活動関連コストを財務諸表データと比較・検討できる形で情報開示に結びつければ、投資家をはじめとする企業内外のステークホルダーからフィードバック情報を得て、当初策定した社会的責任にかかる活動方針や次期の基本方針の策定作業の基礎資料として活用できるようになる。

また、ESG に関わる活動に積極的に取り組んだ結果として、それらの活動や取組みが社会的にどのように評価されているか、という企業外部からみた評価を「ESG 活動に関わる外部評価一覧表⁹⁷」という形で整理しておくことも可能となる。この一覧表は企業の社会的責任に対する取組みを企業内部からの評価だけでなく、外部からの評価も考慮に入れながら実際の活動や取組みに反映させるためのものであり、次期以降の社会的責任に関する活動全般に関する改善点などを検討する際に参考になろう。マネジメント・システムの各プロセスにおける運用と管理を通じた ESG 活動の詳細と発生するコストの概要は次の通りである。

(1) 計画 (Plan)

「計画」段階では、企業として基本的な倫理法令遵守に関する方針を定め、 それを具体化するための実施計画の策定からとり掛かる。さらに、実施計画に 基づいて各企業が抱える各種のリスクを分析してコントロールするために、遵 守実践すべき行動規範などを整理して倫理綱領やコンプライアンス・マニュア ルにまとめておく。倫理綱領の作成・改訂にあたっては、企業の掲げる経営理 念や会社としての法令違反リスクなどを念頭に置き、遵守すべき事項と実践す べき事項を整理する。

こうした活動を開始した初期の段階では教育訓練や内部監査など実行前の段階であるため、将来的な活動計画であり実際に実行される活動のプロセスとなり得る情報として定性情報として記述される。実際に活動が進んだ時点で、実

⁹⁷ 麗澤大学企業倫理研究センター編(2004), 前掲書, p.80.

施コストを財務諸表から再計算する。

(2) 実施と運用 (Do)

この段階では作成した計画の内容を具体化するために、責任部署を設置して 実質的な権限を与え次のような専門的業務を行う。倫理方針の管理と改訂、計画の実施と見直し、法令及びその他ルールの管理、内部規程の管理と改訂、教育訓練の実施、その他関連部署との調整、各部門や階層における責任者とのコミュニケーションなどである。また、企業を構成する個々人が、関連する法令やルールを正確に把握せずに倫理法令遵守体制を稼動することは困難であるため、関連する法令やルールを理解しそれを遵守する体制の構築を目指して、従業員が関係法令にアクセスできる仕組みを確立する情報システムの整備や倫理・コンプライアンスに関する教育訓練も実施する。

さらに、社内外から多くの意見を吸い上げて相談やアドバイスが行えるようコミュニケーション体系を充実させ、文書管理や運用管理に関して整備する必要がある。こうした責任部署の重要な役割は、企業のガバナンス体制を組織全体に行き渡らせ、全社的に自社が負うべき社会的責任を認識させ企業活動に浸透させることにある。さらに、各部署で実施されている活動が社会的責任を果たすべき行動であるのか、各部署との連携をしながら情報を集約することも重要といえる。以上のような活動、すなわち体制の運用面で費やしたコストは、ガバナンスの体制維持・管理の費用として、「人員投入」「教育研修」「情報公開」「システム管理費」などの項目で集計する。

なお、こうした費用を ESG に関するどの活動として分類するのかは企業によって異なるためマネジメント・システムの運用・管理により、自社にとっていかなる活動が ESG 活動と位置づけられるか検討を行い、活動領域を特定することが望ましい。

(3) 監査 (Check)

マネジメント・システムにおける監査には、「モニタリング」と「倫理法令導

守マネジメント・システム監査」がある。モニタリングはそれぞれの現場で行われる日常的なチェック活動を指し、倫理法令遵守マネジメント・システム監査は倫理法令遵守マネジメント・システムそれ自体が本規格の目的に適ったものであり、かつそれが適切に構築され維持されているかどうか確認するために実施される。モニタリングの実施方法は各企業で決定するが、一般的にはチェック・リストなどを用いた遵守状況や進捗状況の把握が多いようである。モニタリングの対象となるのは、社会的に大きな影響を及ぼす可能性を有する業務、企業内のメンバーから報告や相談のあった事項、関連する法令やその他ルールの遵守状況などである。こうした取組みに要するコストは、「監査及び審査」項目として集計する。

ESG活動を集計する会計システムの導入を通じて、各従業員は適時適切にコストが把握できる環境が整うと、自ら日常的に活動内容の見直しや改善を実践できるが、ここで説明した監査はそうした自主的なチェックを指すものではない。本段階の監査において把握すべきコストは、専門人員等による監査業務によって発生したものを指す。

(4) 見直し (Act)

見直し段階では、マネジメント・システム全体の是正や大幅な改善において、各部署の裁量に任せるべきでない大幅な対策を伴うものが対象となるため、経営層の承認が必要となる。まず、経営層が問題の存在を認識・自覚して、次にそうした問題解決の施策を検討しなければならない。その際には、影響度などの観点から取り組むべき課題に優先順位を設定し、検討された対策を次年度以降の実施計画に盛り込まなければならない。

5.4. 本章のまとめ

本章では、まず ISO26000 の中核主題の整理を行うとともに、企業の ESG 活動推進のための指針について確認を行い、新たなビジネスレポーティングとし

ての財務報告の方向性を探ることに主眼を置いて検討を進めた。具体的な展開としては、会計情報システムが企業の意思決定プロセスを実現する役割を果たし得ること、さらに従来の会計情報システムから全社的な ESG 関連活動を抽出する仕組みとして統合的な会計情報システムの導入が必要であることを指摘した。したがって、従来の会計情報システムから生成される財務情報と非財務情報を連係させ、統合情報として開示を実践するには、こうした仕組みの導入によって ESG に関連した取引データを収集・処理し、ESG 関連情報として財務情報との有機的な連係を実現しなければならない。

実際に組織で横断的な ESG 活動を実現するには、組織内部のマネジメント・システムを整備することからとりかかる必要がある。さらに、ESG 活動を財務的な視点からモニタリングする会計情報システムの導入により、マネジメント・システムが要求する継続的改善、説明責任、形式だけでなく、成果を重視する視点を財務的な側面から支援できる。

企業の ESG に関連した活動は、企業が自社の社会的責任を果たすためどう活動すべきか、つまり企業独自の意思決定に基づいて実践される活動を指す。こうした活動の実態を財務情報から ESG 活動関連コストという定量化された情報として分離・独立させることは、内部的には各種のステークホルダーに対して果たすべき企業に求められる経済的責任と社会的責任を明らかにするだけでなく、対外的には企業が ESG 活動をどのように受け止めて社会に対する受託責任をどのような自社の活動として実際の取り組みに移行しているのか説明することを可能にする。

以上のように、持続可能な企業価値評価に資する統合情報を作成するには、ESG活動に関連するデータを企業の意思決定システムに基づいて集計する、新たな情報フローの枠組みの構築が要請される。加えて、生成された統合情報が外部の情報利用者の投資意思決定や経営者の意思決定に有用な情報として活用されるための方法として、まず ESG活動のプロセスをコントロールするマネジメント・システムの導入が必要不可欠な条件となる。そうした課題を踏まえつつ、次章においては識別された ESG 関連情報をどのように管理・運用するのか、

また、どのような視点から情報を再構築すべきか具体的な開示に向けた議論を 展開する。 第6章 ESG活動の会計的な識別と測定に関わる枠組みの構築

6.1 問題の所在

今日、ステークホルダーに対する企業や経営者の受託責任の拡大に伴い、企業は将来の価値評価に資する情報開示に向けて、財務的なアカウンタビリティとともに社会的なアカウンタビリティの重要性が増している。拡張するアカウンタビリティに対処するための財務情報と非財務情報の連係に関わる会計問題の主題は、私的公共性を有する ESG 関連の企業活動を、不確実なリスクに対応する企業価値の維持と創造に資する活動と捉え、どのようにしてステークホルダーに対して果たすべき経済的責任と社会的責任を認識し、社会に対する受託責任としていかなる企業活動を実践しているのか、を明らかにしなければならない。

したがって、本章が担うべき課題は、第一に、株主を中核に据えたステークホルダーに対して、企業がどのように価値を創造したのか、そしてその価値をどう分配したかを明らかにする「企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書」の構造を明示することにある。そして、第二に、統合情報の生成に必要不可欠といえる財務情報と非財務情報との連係を目的として、損益計算書と統合した「ESG活動関連コスト統合計算書」の仕組みを提示することにある。すなわち、従来の会計学では識別・測定の対象ではなかった ESG活動に関連する諸要素をコストアプローチによって体系的に把握するとともに、コストとして定量化された情報と、物量的・定性的な情報とがどのような関係にあるのか、その具体的な根拠を示す点にある。

6.2 新たな計算体系への接近方法

第1部の考察を通じて得られた知見を踏まえると、測定・識別された情報を信頼性と有用性のあるものとして提供するには、株主の視点から情報を精査するとともに、株主とその他ステークホルダーの共通する情報目的に沿って、どのように開示すべき情報を再構成するかが課題解決の鍵を握ることとなる。経

営者が担うべき受託責任は情報開示によってその責任から解放されるが、経営者の受託責任を明確にするには情報利用者の目的を理解すると同時に、信頼性のある情報の開示が不可欠といえる。つまり、企業活動の拡大と社会への影響力の拡張とに呼応して次第にステークホルダーとの関係性は多様化するが、企業は影響力を高めるステークホルダーとのコミュニケーションを促進させ、多様化する情報ニーズを充足できるように情報の質の向上を図るとともに、開示範囲を拡大することが要請される。その一方で、ステークホルダーとのコミュニケーションの促進に向け、信頼性の高い有用な情報の提供が求められる。

実際に提供された統合報告書の構成や情報開示の方向性を俯瞰するならば、「企業活動を通じて分配されたステークホルダーの価値」と「ESG に関連する活動項目」という視点から開示する情報を再編成することが現実的といえるであろう。こうした視点に立脚し、さらに株主を中心に据えてその方向性を捉え直すと、ESG に関連する活動は企業価値を毀損させる恐れのあるリスクと位置づけることが可能であり、そうしたリスク回避のための支出項目として ESG 活動関連のコストを計算する必要性が明らかとなる。また、ステークホルダーとの関係性の構築が企業価値創造に寄与する点を重く受け止めれば、ステークホルダーに分配する利益は将来の企業価値の創造に資する投資であり、株主価値に対する貢献度を示している。つまり、企業価値創造に関わる支出項目の整理と利益分配に対してどれだけ投資したかを明示することにより、リスク対応に関わる費用対効果を含めた株主の判断に有用な情報の提供が可能となる。

また、財務情報と非財務情報との連係に関わる中核課題として企業の ESG 活動に着目すれば、これらの情報が従来の企業会計システムからどのように認識し・抽出されたのかを示すことにより、算定根拠を明らかにできる。 ESG 活動関連コストとして算出されたデータを損益計算書と統合し、事業活動における ESG 活動の取組状況の分析と評価を目的として損益計算書と統合した「ESG 活動関連コスト統合計算書」を作成する。

そこで、本章では企業と経営者が受託責任を果たし、株主を中心とするステークホルダーへの有用な情報を提供するための新たな方策として、企業が取り

組む ESG 関連活動をリスク要因と捉えることからとり掛かり、リスク対応に関わるプラスとマイナスの両面から情報開示を行うことを目標に掲げ、「企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書」と「ESG 活動関連コスト統合計算書」2 つの計算書を新たなビジネスレポーティングとして提案して具体的な検討を進めていきたい。

6.3 企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書の構造

それでは、はじめに株主をその中心に据えたステークホルダーに対して、企業がいかにして価値を創造し、その価値をどのように分配したのか、という点を明らかにするための「企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書」の構造から見ていくことにしよう。経営者が担う受託責任を明らかするには、事業活動を通じてどれだけ株主価値を生み出しているのか、さらに獲得した経済的価値を用いてどのような ESG リスクに対応する措置を講じているのか、さらにはどのようにステークホルダーとの関係構築を図っているのか、を明らかにする必要がある。

すなわち、企業が受託責任を果たすために行う情報開示には、将来的な価値 創造へとつながる活動に対して、企業が獲得した価値を投資としてどのように 分配したのか、そうした状況を適正な企業価値評価に資する情報として提供す るという視点が必要である。加えて、今日の情報開示には、過去から現在に至 る企業のリスク対応に関わる活動の全体像を明らかするという視点も不可欠と なっている。そこで、企業がどのような流れで価値を創造し、さらにどのよう にしてその価値を分配したのか、「企業価値創造と企業価値への投資・分配計算 書」の具体的な構成からその仕組みを説明したい。

6.3.1 企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書の構成

企業価値評価は、過去から現在までの企業活動に関する評価と将来的なリスクへの対応という2つの時間軸から構成される。現在までの企業活動における

評価には、財務的なアカウンタビリティと社会的なアカウンタビリティに対応 した企業活動における経済的評価と社会的活動評価の2つの視点が求められる。 このように多面的な視点から構成される情報の信頼性を確保するために、情報 の利用目的が明らかな株主にフォーカスしながら企業価値創造と企業価値への 投資・分配計算書を作成する。

過去から現在までの企業価値評価は、経済的・社会的側面から当期のキャッシュフローの増加に影響を与えた企業活動の効率性を評価することによって行われる。経済的評価指標は、事業活動の効率性と株主価値の開示を目的として、財務指標を活用して財務報告を補完する役割を担う。こうした情報の開示は、現在の株主を含む資金提供者に対する受託責任の説明を行うだけでなく、将来的な株主の可能性のあるステークホルダーとのコミュニケーションを促進する。

表 11 ステークホルダーに対応する損益計算書項目

対象ステークホルダー	対応する損益計算書項目		
顧客	売上高 (事業収益)		
その他	受取利息配当金等の営業外収益、特別利益		
取引先(調達・購買)	・ 購買) 売上原価、販売費及び一般管理費の一部		
役員	役員報酬、役員賞与、ストックオプション、退職給付費用、年金費用		
従業員	給与手当、賞与、ストックオプション、法定福利費、福利厚生費、賞与引当 金繰入額、退職給付費用、年金費用		
派遣・委託社員 支払人件費、雑給等			
株主	支払配当金		
金融機関等	支払利息		
地域社会	寄付金		
国	法人税、租税公課		
地方自治体	住民税、事業税、租税公課		
企業(内部留保)	繰越利益剰余金、減価償却費(対象資産の属性によってはその他)		

(出所) 倍 (2008), 前掲書, p.106 の表 4.3 を参考にして本表を作成。

マネジメント・システムに沿って整理された ESG 活動関連コストは、株主の情報有用性を意識した 2 つの視点 - 活動領域別のコスト状況とステークホルダー別の投資状況 - から集計・整理できる。このうち将来的なリスクに対応した

活動への投資状況、つまり、将来的な営業キャッシュフローの増加に影響を及ぼすステークホルダーへの活動を明らかにすべく、同計算書では売上高と営業外収益を原資として、ステークホルダーへ分配する費用やコストを将来の価値創造の源泉となる企業価値と位置づけ、適正な財務諸表(損益計算書)の数値を基礎としながら計算を行う。その区分は、「価値創造原資」、「企業価値投資額」、「その他調整額」とし、「企業価値投資額」と「その他調整額」を合計した額は「価値創造原資」に一致する仕組みとなっている。将来的な企業価値創造にかかる投資としての分配コストは、誰に対しコストを分配しているのかという内訳が重要となる。また、次年度以降の企業価値へ影響を及ぼすことになるため、当期の売上高に対する投資割合と次年度以降の営業キャッシュフローの増加分とを継続して評価することにより、長期的な企業価値創造に資する企業活動の評価を可能にする。各ステークホルダーへの投資内訳に対応する損益計算書の項目を、表11に示す。

6.3.2 企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書の仕組み

企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書は、当期の事業活動における 価値評価と将来リスクへの投資評価の2つの評価軸を設け、それらを総合的に 評価することを目的として作成する。事業活動評価には財務指標を用いるが、 どの財務指標を用いるかは事業特性などによって企業独自の選択が可能である。 ただし、なぜその財務指標を用いたのか、非財務資本との関連性をどのような 視点から評価すべきか、などの企業方針を明示することにより、財務指標の信 頼性を高めることができる。

同計算書における企業価値活動費は、現在および将来の社会的活動に関する活動状況を示している。さらに、企業価値創造のための社会的活動原資は、「価値創造原資」として顧客などから得られた事業収益(例えば、売上高)、営業外収益、特別利益、利益処分額等の合計額から算出される。当期の ESG 活動関連費は、ESG 活動関連計算書の各活動項目における合計額をそれぞれ記載し、「価値創造原資」に対する比率を求めることで各活動の状況と比重を示すことが可

能である。

ステークホルダーへの分配額である「企業価値投資額」は、供給業者(調達 先、購買先)への支払額(売上原価や販売費及び一般管理費の一部)、会社内部 (役員、従業員、派遣社員)、資金調達先(株主、金融機関等)、地域社会、公 共部門(国、自治体)などのステークホルダーに対して分配された金額で構成 される。なお、これら以外の「その他の調整項目」は、罰課金・賠償金、その 他調整などから構成され、「企業価値投資額」と「その他の調整項目」の合計は 「企業価値投資額」と等しくなる。企業価値創造と企業価値への投資・分配計 算書のフォームと数値例を表 12 に示しておく。

以上概観したように、企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書の目的は、報告主体が事業活動を通じて獲得した経済的価値をステークホルダーとどのように関係を構築しながら価値創造へと結びつけているのか、さらには現在の活動状況と将来への対策として、各ステークホルダーに対する投資を企業価値創造の源泉と位置づけてそれらの関係を整理しようと試みたものである。このように経済的価値をどのような内訳でステークホルダーに投資したのか、損益計算書と連係させながら把握する点に同計算書の特徴がある。とりわけ、本博士論文で提示した企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書は、株主の求める情報利用目的と企業価値評価に資するために株主価値を明示したことにより、株主価値を含めた経済的価値と将来の企業価値創造に関わる活動の効率性の評価への役立ちを念頭に置いている。

上記以外にも、企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書は ESG に関する継続的な企業活動を評価することも目的にして作成される。そのため、単年度のみ作成するものではなく、継続して作成し、前年度や前々年度など複数年度の計算書を比較して活動を評価しなければならない。また、同計算書と次項で説明する「ESG 活動関連コスト統合計算書」との関連性から、ESG 活動のプロセスの分析と ESG 活動を含む企業活動全体の総合的な評価を行うことも可能であり、社会的責任に関わる活動が企業の基本方針に基づいて実践されたか、将来的な価値創造にどれだけ貢献できているかなどの活動実態の把握にも活用

できる。

表 12 企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書のサンプルフォーム

(単位:百万円)

区分			2016年度		2015年度			
事業	美評価							
	ROE (%)			14.5		13.1		
	EBITDA (円)			106,	106,045		113,823	
企業								
	EPS(1株	あたり純利益)(円)		168.6		182.5		
	PER(株価収益率)(倍)			7.4		8.7		
	PBR(株価純資産倍率)(倍)			0.8		0.9		
	DPR(配当	á性向)(%)		17	17.8		14.8	
企業	美価値創造:	舌動費						
		区分	対象ステークホルダー	金額	分配率(%)	金額	分配率(%)	
	/正/古会心生	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	顧客	790,774	-	771,332	-	
	価値創造 原資	分配可能額	その他	2,315	-	2,525	•	
	冰 兵	分配可能額合計		793,089	100.0	773,857	100.0	
		環境:E	全て	100,065	12.6%	101,122	13.1%	
	ESG活動	社会 : S	全て	177,367	22.4%	151,669	19.6%	
	関連費	ガバナンス:G	全て	15,660	2.0%	13,820	1.8%	
		ESG関連活動費合	計	293,092	37.0%	266,611	34.5%	
		企業価値投資額・値原資配内訳・	取引先	557,117	70.2	526,872	68.1	
	価値原資 分配内訳		役員	283.2	0.04	276.4	0.04	
			従業員	4,719	0.6	3,458	0.4	
			派遣·委託社員	236.0	0.03	247.0	0.03	
			株主	35,395.8	4.5	32,108.1	4.1	
			金融機関等	471.9	0.1	469.3	0.1	
			地域社会	290.2	0.04	321.1	0.04	
			国	37,104	4.7	39,040	5.0	
			地方自治体	9,276	1.2	9,760	1.3	
		+□-2欠 な 古 八 = ↓	内部留保	124,598	15.7	146,486	18.9	
		投資額合計	_	769,492	-	759,038	1 0	
		その他調整項目*	-	23,597.2 793,089	3.0	14,819.1 773,857	1.9 100.0	
L_	総合計			/93,089	100.0	//3,85/	100.0	

[※]罰課金、賠償金やその他調整額

(出所) 筆者作成。

そこで、まず従来の企業会計フレームワークの延長線上で ESG 活動に関連する財務情報と非財務情報との連係を図る会計情報システムを展開すべく、いか

なる視点から ESG 情報の定量化・物量化を図って評価を実践すべきか、企業組織内における情報フローの再編成に焦点をあてながら、ESG 活動の識別とコスト測定に向けた枠組みを検討する。加えて、識別・測定されたコストの株主価値への効果を示すための開示方法に関しても考察を加えていきたい。

6.3.3 損益計算書と統合した ESG 活動関連コスト統合計算書

ESG 活動関連コストと損益計算書と統合した「ESG 活動関連コスト統合計算書」は、企業リスクとなる環境配慮、労働・人権配慮、製品・サービス、情報・セキュリティ等の個別活動領域に関わる活動内容の測定・集計結果を損益計算書と統合させ、ESG 活動として集計する計算書を意味する。ESG 活動関連コストのうち、CSR 活動を推進するガバナンスにかかる活動は、各活動の共通項目として算出される。ここで、ESG 活動関連コスト統合計算書における「ガバナンス」とは、企業の経済的、社会的活動を推進する統治システムを指す。企業組織の管理・運営のための内部統制にかかるコストについては、別途算出し CSR 活動推進のための統治機構にかかるコストと合算し、「ガバナンス」コストを集計する。

ESG 活動関連コスト統合計算書において集計・報告される項目は、報告主体の ESG に関する状況とその維持・改善活動に関する定量的な情報であり、当期の ESG 活動の内訳詳細の開示を通して情報の信頼性を高めると同時に、具体的なリスク対応に関する活動実態を明らかにすることが可能である。つまり、ESG 活動情報の利用者は、ESG活動関連コスト統合計算書から得られる情報により、獲得した経済的利益がどのような ESG 活動へと配分されたか、またその配分が適正であるのか、CSR に関する基本方針や経営戦略に基づく活動が実践されたか否かを検証することできる。企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書と併せて同計算書を開示し、当期の ESG 活動の経済的なインパクトを詳細に開示できる環境が整備できれば、ESG 活動の継続的な進捗状況やコストの原因分析等が可能となり、ESG 活動の実践が企業価値にどれだけ効果的に働くのか、その実効性を適宜把握することが可能となる。ここで企業価値創造と企業価値

への投資・分配計算書と ESG 活動関連コスト統合計算書との関係を、図 12 に示しておきたい。

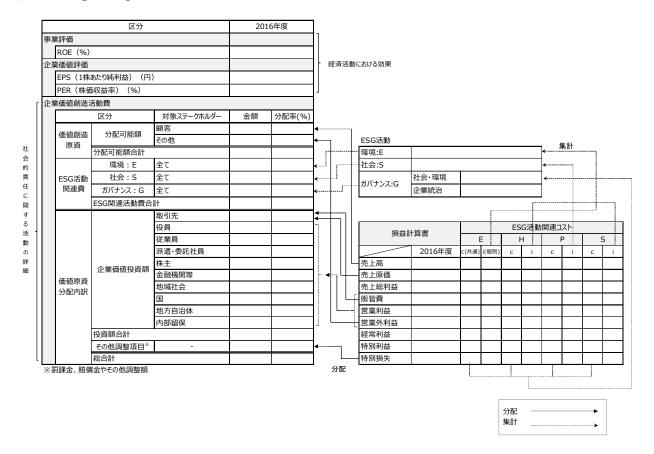


図 12 企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書および ESG 活動関連コスト と損益計算書との関係

(出所) 倍(2008), 前掲書, p.108の 図 4.8 を参考にして本図を作成。

上記の枠組みを採用する理由は、ESG に関連する活動や取り組みが企業理念や経営方針、さらには CSR 基本方針や ESG 関連活動を推進するためのマネジメント体制に基づく結果であるか否か、ESG 活動関連コストの正当性と ESG 活動の効果を財務諸表の損益データと関連づけながら詳細に分析・評価するためである。具体的な計算書の作成方法は、ESG 活動領域別の ESG 活動関連コストを損益計算書の費用項目にしたがって再集計し、活動領域別に損益計算書と併記する形で計上する。同計算書に計上された ESG 関連活動領域別のコストデータは、事業活動と ESG 活動との関係を明らかにすべく、損益計算書のコスト項

目ごとに活動領域別の ESG 活動関連コストと合計するという流れで分析と評価を行う際に活用する。

6.4 ESG 活動の範囲と識別

以上の考察からも明らかなように、企業活動に重大な影響を及ぼす「リスク」として ESG に関連する活動の重要性が増加している。IIRC のフレームワークに基づいて ESG 活動の実態を明らかにするには、ESG 活動に関する資本のインプットとアウトプットという前後の関係を示すだけでなく、企業内部でいかなるプロセスを経て外部にアウトカムされたかを明確にすることが重要となる。つまり、統合報告の基礎的概念を念頭に置きながら、財務情報と非財務情報との連係という新たなビジネスレポーティングの形態に接近する場合、ESG 活動に関わる問題を会計の内生的要因の展開と捉えて企業会計システムのフレームワークを再構成しなければ、ESG に関連した企業活動の進展状況や達成度を定量的・物量的に表現することは困難といえる。そこで、具体的に ESG 活動を識別し測定するための会計情報システムの枠組みの検討から作業にとり掛かりたい。

6.4.1 ESG 活動関連コストの概念と範囲

ESG 問題に取り組む企業は、自社の経営に影響を及ぼすであろう ESG リスク想定しリスクを軽減すべくマネジメント体制を整備するとともに、その運用と管理のプロセスを通じて ESG 活動におけるパフォーマンスを向上させ、その結果をステークホルダーに対して説明する、という責務が課される。ESG 活動におけるパフォーマンスの向上と説明責任の遂行の両立を目指し、ESG 活動にはおけるパフォーマンスの向上と説明責任の遂行の両立を目指し、ESG 活動に伴って生じる ESG 活動関連コストをいかなる方法によって企業会計のフレームワークに反映させるかという検討課題は、どのような視点から理論的に整理すればよいかという内部的な管理の点に集約される。

ESG 活動関連コストの識別・測定問題で重要な点は、負担する経営主体によ

る区分にしたがって、企業が事業活動を遂行するため支出するコスト(私的コスト)のうち ESG に関連したコストを「ESG 活動関連コスト」として分類し理論的な検討を行う点にある。つまり、企業が ESG 活動を実施した場合、それらには何らかの組織的な行動が伴うものであり、そうしたコストを ESG の各要素において分離して識別し直すことから ESG 活動の財務的なコストインパクトや ESG 活動に対する客観的な評価が可能となると考える。

ESG 活動関連コストは、すでに貨幣的支出がなされたコストに埋没する「私的 ESG 活動関連コスト」と、ESG 活動に取り組むことによって将来支出が予想される「潜在的 ESG 活動関連コスト」、および企業活動によって第三者(社会)が被っている損害部分である「社会的 ESG 活動関連コスト%」の3つに細分できる。ESG 活動関連コストはこのように3つのカテゴリーに区分されるが、企業会計のフレームワークの延長線上で検討することを目的としているため、本博士論文では私的コストに埋没する「私的 ESG 活動関連コスト」を識別して抽出することが最優先の課題となる。

一般に損益計算書の私的コストと呼ばれるものの中には、「売上原価」や「営業費用(販売費及び一般管理費)」「営業外費用」「特別損失」が含まれる。現在の財務報告では、これら私的コストのすべての部分に ESG 活動に関連した貨幣的な支出が内包されており、私的 ESG 活動関連コストを分離・独立させるには、こうしたコストを認識し識別して集計するための会計情報システムの導入が必要となる。つまり、定量化が可能な情報とは、既存の会計システムで識別可能な法定開示される「財務情報を補足する定量化が可能な非財務情報(定量情報)」だけでなく、既存の会計情報システムにおいてコストとして算出された情報のうち、ESG に関連したコストとして埋没する情報も含まれるのである。

ESG活動を会計情報システムから抽出する際の課題は、まず企業会計のフレームワークに ESG活動に関連するコストをどのように位置づけ、いかなる方法

118

⁹⁸ 一般に私的な生産者である企業や消費者によっても負担されず社会全体によって負担される費用は社会的費用(social cost)と呼ばれるが、本博士論文では同様の意味で「社会的 ESG 活動関連コスト」を用いる。

で新たなコスト項目として組み込んでいくかという、ESG 活動関連コストのプロセスを解明する点に求められる。すなわち、ESG 活動に関連した資本のインプットからアウトカムにかかる従来の企業会計では認識できなかった企業内部の活動を、いかにして企業会計のフレームワークに反映させるかという点から段階的に検討することが、ESG 問題をめぐる検討課題を浮き彫りにする第一歩といえる。これは ESG 活動の結果生じる ESG 活動関連コストを、従来の企業会計上のコストとは別に洗い出し、新たなコスト項目として会計上認識して整理することを意味する。

上記の考え方に基づき、本博士論文では企業が負担するコストを「私的コスト」と「ESG 活動関連コスト」に分類して考察を進めるが、後者の ESG 活動関連コストは従来の企業会計のフレームワークでは私的コストの範疇に含まれ、現時点ではその実態が明らかにされていない部分である。私的コストと ESG 活動関連コストとの関係を示したものが、図 13 である。

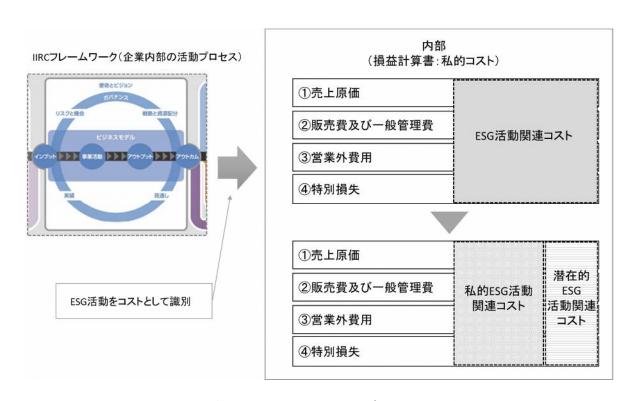


図 13 私的コストと ESG 活動関連コストの関係

(出所) IIRC (2013) 「The International <IR> Framework」(日本公認会計士協会

(2014)『国際統合報告フレームワーク日本語訳』) p.15 の一部抜粋と倍(2008),前掲書, p.73 の 図 3.2 を加筆・修正して本図を作成。

以上概観したように、私的 ESG 活動関連コストが従来の私的コストのどの部分に対応しているかを明示することにより、ESG リスクをどの程度軽減できているか、さらにどの程度 ESG に関する活動パフォーマンスが向上しているか、という活動状況を判断する際の基礎データとして利用することが可能となる。次章ではすでに内部費用には含まれているが、現時点では ESG 活動関連コストとして識別されていない部分を、IIRC のフレームワークに準拠した形でいかに識別し、抽出してコスト項目として整理するのか、ESG 活動関連コストの定量化・物量化に関わる課題を検討していく。

6.4.2 ESG 活動関連コストの抽出

ESG 活動は、企業が自らの社会的責任と ESG に関連する活動を積極的に行うことがリスク回避につながることを認識し、そうした取り組みを企業活動に積極的にとり込むことによって実践される。この考え方は、ESG リスクを含むリスクマネジメントの要素を内部統制システムに統合する問題と深く関わっている。のまり、ESG 関連活動の効率的かつ効果的な取り組みの実現と、ESG 活動に対する企業内外のステークホルダーの理解と協力を得るために企業に求められる視点は、組織内部のガバナンス体制の整備によって ESG などに関わる活動を事業活動全体に組み込み、CSR の推進に有用な取り組みに関わる情報を企業内外に提供することにあるからである。このように企業倫理やコンプライアンスに配慮しつつ CSR を意識した取り組みを実践することにより、将来生じる可能性のあるリスクを最小限に抑えるだけでなく、持続可能な成長に資する企業として、社会に貢献する姿を具体的に示さなければならないのである。

ここで再度 IIRC のフレームワークを参照すると、ビジネスモデルの推進に

⁹⁹ 今福(2004), 前掲書, p.21.

欠かせない CSR の遂行に求められる取り組みとは、ESG に関わる活動内容を 正確に把握して、実現可能な改善計画に基づく合理的な活動を遂行するマネジ メント体制の整備であることが示されている。つまり、そうした環境を整える ためには、ガバナンスを起点とした企業の意思決定システムの整備が不可欠と いえる。話を元に戻して考えると、上記の問題と ESG 活動関連コストの関係を 整理すれば、すでに内部費用には含まれているが、現時点では ESG 活動関連コ ストとして識別されていない部分をマネジメント・システム(PDCA サイクル) に準拠して抽出し、コスト項目として整理するプロセスが、ESG 活動関連コス トの定量化・物量化の第一段階と位置づけることができる。具体的には、企業 会計上の費用項目(「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、「特 別損失」) に内包される ESG 活動関連コストを顕在化させ、その他の企業会計 上のコストと連携・統合できれば、現在の活動内容を見直す機会や新たな活動 領域の検討を行う際に貴重な情報源となろう。こうした従来の企業会計の枠組 みから ESG 活動関連コストを識別し、抽出・集計するフレークワークは、外部 開示情報から内部の活動プロセスを明らかにするとともに、企業活動の評価と 改善に資する情報を提供することにより、管理会計とは別の視点から内部活動 を管理・運営するための情報を提供することが可能となる。

上記の考え方に基づいて ESG 活動関連コストの識別と測定を巡る会計問題を考えると、経営主体の会計行為の連鎖を1つのまとまった「財務報告プロセス」と捉え、そうした一連のプロセスにおいて ESG に関わる諸事象をいかなる方法で企業会計のフレームワークにとり込むかがその核心部分を構成することになる。つまり、従来の企業会計のフレームワークから ESG 活動関連コストを抽出し集計する仕組みである「ESG 活動に関わる会計情報システム」が、企業の ESG 活動を推進するシステムの中核を担う100。

ESG 活動への取り組みをリスクマネジメントの観点から経済的側面、環境的側面、社会的側面に区分して貨幣額で定量化することは、ESG 活動の客観的評

¹⁰⁰ 倍(2005), 前掲書, p.28.

価を支援するだけでなく、経営資源の投入状況を企業会計のフレームワークに 反映させることを可能にする。さらに、こうした会計システムを導入すること により、財務情報と連係可能な物量化情報の算出根拠を示すこともできる。ESG 活動会計システムの導入は、通常の事業活動から生成される会計情報とは別の 観点から、ESG 問題に関わる諸事象をマネジメント・システムに準拠してコス ト項目として識別して抽出するために、企業会計のフレームワークの再構成を 通じて会計処理プロセスに新たな仕組みを組み込むことを意味する。かかるフ レームワークは、企業内部のマネジメント・システムの活動評価を可能とする ことで内部統制の推進に寄与するだけでなく、株主の企業価値評価に新たな示 唆を与えるといえるであろう。

6.5 ESG 活動関連コスト計算書の仕組み

企業の私的公共領域に関わる環境・社会的な活動である ESG 活動関連コスト計算書の特徴は、内部的な ESG 活動会計システムにおいて分離・独立させた私的 ESG 活動関連コストを、活動領域別の計算書フォームにしたがって集計・整理し、ESG 活動が企業価値に及ぼす財務的影響ーすなわち、領域別の活動実態を明らかにする点にある。そこで、内部 ESG 活動に関わる会計システムによって識別して分離・独立させた私的 ESG 活動関連コストを集計・整理するために、ESG 活動領域別に集計用のフォーマットとして「ESG 活動関連コスト計算書」を準備しなければならない。

ESG 活動関連コスト計算書は企業内部の ESG 活動プロセスに基づいて集計されるため、項目は企業独自に設けたガバナンスにしたがって設計されることになる。同計算書の作成によって ESG 活動関連コストの詳細、すなわち具体的な計算根拠の活動実態に基づく管理・運用が可能となるため、企業外部へ活動根拠を開示することや、内部的な統制システムの有効性判断、さらには効率性の評価に用いることも可能となる。ただし、上記の内部的な活動プロセスの実態は企業固有の情報であり、必ずしも企業外部への開示は必要ではないが、ESG

活動関連コストの算出根拠を踏まえた記述情報として、情報の信頼性を高める うえでは必要不可欠な取り組みと位置づけられる。

なお、ESG 活動関連コストの集計に際しては、CSR 領域ごとに活動コストの集計を提案した倍(2008)の「CSR 活動計算書」のフォーマットに準拠した形で集計を行うこととする。ただし、本博士論文で提案する「ESG 関連コスト計算書」は株主の情報利用目的に主眼を置き、株主価値を減損させる恐れのあるESG リスク回避に関わるコスト集計を主たる目的としているため、倍が提案する CSR 会計のコスト計算書とは異なる視点から ESG 活動の領域を設定している点に第一の特徴がある。具体的には、CSR 会計においてはマルチステークホルダーの視点から CSR 活動の項目を分類しているのに対し、ESG 関連コスト計算書においては株主価値に影響を与えるリスク項目を活動の分類項目とし、それぞれの活動を ESG の活動に再配分を行っている。さらに、同計算書は ESG 活動に関わる内部統制の評価と推進を目的とした内部プロセスの管理に重点を置くため、CSR 活動を推進するガバナンス活動を各活動項目から抽出していている点に第二の特徴がある。

ESG 活動領域は、社会的責任の実践において重視されている ISO26000 の中核主題と企業の統合報告書における開示情報の動向でも増加傾向にある情報セキュリティや情報化対策に関する課題を参考にして、次の 4 つの活動領域 – 「環境」、「労働・人権」、「製品・サービス」、「情報・セキュリティ」を設定する。

各活動領域における活動指標は、領域ごとにマネジメント・システムに準拠した「共通項目」と「独自項目」の区分にしたがって設定を行い、これらの指標に基づいて「私的 ESG 活動関連コスト」を集計・整理していく。ここで「共通項目」とは、マネジメント・システムにおける意思決定の基盤となる企業統治(ガバナンス)に関する活動を指す。企業が自らの社会的責任を果たすため行動する起点となる基礎的概念であり、社会的、環境的な活動に共通した活動であるためである。また、「独自項目」には企業の経済的、社会的、環境的活動が分類されることになる。

ここで留意すべきは、企業が自社の社会的・環境的な影響を認識し、その影

響に責任を持って持続可能な社会へ貢献するには「自社の社会的責任を認識し、ESG 活動に関わるリスクを未然に防止するための長期的な経営方針や、企業戦略と適合した社会的責任にかかる基本方針の作成をはじめとする ESG マネジメント・システム体制の確立にある」という点である。そして、これらの取組みについては、一定のルールにしたがって内容が整理され、具体的な活動詳細や計算根拠等の直接的な情報としてでなくても確信を持って企業内外のステークホルダーへ情報開示を行うことによって企業はその説明責任を果たすことができる。ESG 活動関連コスト計算書は、ガバナンス体制を基盤としたマネジメント・システムに準拠して算出するため、すべての活動の基礎となるガバナンスに関する事項や社会、環境活動を推進するためのマネジメント・システムの管理・運用にかかる項目は「共通項目」として集計し、企業の意思決定のもとで個別の活動として実行される環境・社会的な活動は「独自項目」に区分することにより、損益計算書の各コスト項目から ESG 活動に関連する「隠れコスト」を識別し分離・独立させて集計することを目的とする。

以上のように、ESG活動の財務的影響を適切に会計処理するには、環境配慮、 労働・人権配慮、製品・サービス、情報・セキュリティという4つの活動領域 に区分した ESG 活動の基盤となるガバナンスシステムの管理・運営に関わる活 動領域を「共通項目」として、また私的 ESG 活動関連コストを「独自項目」の 枠組みに沿って集計・整理しなければならない。

ESG 活動関連コスト計算書の仕組みを理解するために、マネジメント・システム準拠型の計算書の体系を、情報・セキュリティ活動計算書を参照しながら説明する。「共通項目」欄の IS1 から IS5 の活動指標は、ESG 活動に関わるマネジメント・システムの構築・運用・管理の各プロセスに対応した指標であり、企業の継続的な活動を通じて相互に関連しながら定期的に反復される活動を指す。情報・セキュリティに関する区分で集計された金額は、事業活動において私的コストとしてすでに処理されたものの中から、特にガバナンスシステムの体系にかかわるコスト部分を内部計算によって識別・分離・独立させ整理した数値である。

集計範囲:個別

対象期間: H29.4.1~H30.3.31 (単位:百万円)

活動指針の区分		コスト当期金額	該当する 損益計算書項目		
	IS1:法令遵守への対応]	
	IS2: マネジメント・システムの維持・運用	「実施」			「売上原価」
通項	IS3: 情報開示	段階			「販売費及び一般管理費」に対応
目	IS4: 監査及び審査	「監査」			生員」に対心
	IS5: マネジメント・システムの見直し	段階		J	
	IS6: システムの導入	「実施」			「売上原価」
独	IS7:システムの維持・管理	「運用」] -	「販売費及び一般管 理費」
自	IS8: 新技術の研究・開発				「営業外費用」に対応
月日	IS9:情報漏えいに関する係争・訴訟・賠償	「見直し」 「改善」 段階			「特別損失」に対応

図 14 ESG 活動関連コスト計算書(例):情報・セキュリティ活動計算書

(出所) 倍 (2008), 前掲書, p.99 の 図 4.6 に加筆・修正を加えて本図を作成。

さらに、「共通項目」欄において具体的な情報・セキュリティ活動における「実施・運用」→「監査」段階の情報がフィードバックされ、その結果として新たな「実施計画」に基づく自主的な取組みを行うとき、および活動内容の組織的な「見直し」による改善活動を行った場合には、「独自項目」欄にこれらの新規項目を設け、コストを集計する。ここで「計画」に関するコストの集計がなされていないが、計画段階におけるコストを分離する基準を設けることは難しい。例えば、新たな管理システムの導入を計画し、それに伴う組織編成を計画した場合、この段階で具体的な実施計画や実働組織の組成を行うこととなるが、人員配置に関する費用に着目すれば、この時点では実働組織として予定される人員は他部署に所属し稼働事前の打ち合わせ等を行う必要がある。そのため、実際に新たに組成された組織が実際に稼働をはじめる実施段階以降に実際に発生するコストを集計する方が現実的といえる。当期に実行された ESG 関連コストを集計することを目的とし、計画段階のコストは次期以降活動を実行した際に集計する点も本計算書の特徴である。

次期以降「共通項目」欄の「実施・運用」→「監査」段階の情報がフィード

バックされ、その結果として新たな「実施計画」に基づく自主的な取組みを行うとき、および活動内容の組織的な「見直し」による改善活動を行った場合には、「独自項目」欄にこれらの新規項目を設けてコストを集計する。それでは、以下において、損益計算書との統合計算書関係を整理しながら、「①共通項目」と「②独自項目」の中身を解説する。

6.5.1 共通項目

「共通項目」で扱う活動指標は、ESG活動を推進する企業のマネジメント・システムに準拠しながら、「環境」、「労働・人権」、「製品・サービス」、「情報・セキュリティ」の各活動に取り組む基盤となるガバナンス体制の整備がなされているかを判断するための情報整理を行う。すなわち、ESGに関わる事項をリスクと認識し、マネジメントするためのシステムの構築や運用、管理に関した項目が対象となる。

さらに、共通項目に分類した事項を「前期」と「後期」に区分して時間的差異を示すことは、ESG 関連活動を推進するためのガバナンス体制がどの程度整ったのか、またその増減の要因を判断する情報を提供することになる。共有事項としてガバナンス体制を貨幣的価値として明らかにすることにより、企業自身がガバナンスの必要性をどのように意識し、いかにして体制構築を図ろうとしているのか、企業倫理や経営理念の組織への浸透と企業活動としての実践状況を客観的に評価することが可能となる。

具体的には、マネジメント・システムの「計画(P)」、「実施と運用(Do)」、「監査(Check)」、「見直し(Act)」のプロセスに沿った活動内容を整理し、維持・管理のために発生する実質的コストを集計する。計画・策定に関わるコストは、私的コストからの分離が難しいために記述情報として記載するとともに、翌期の実施・運用以降のプロセスに反映されているか否か比較を行う。「共通項目」として分類すべきコストと、記述情報として記載すべき項目について整理したものを、表 13 に示す。

表 13 「共通項目」の活動指針と定量・記述情報の概要

活動指針	コスト分類可能な活動内容	記述情報として記載すべき活動内容
1. ESG関連活動に関する方針		マネジメント・システム構築の策定にかかる方針
および実施計画の策定		マネジメント・システム構築にかかる組織体制
2. 関連法規制への対応	法規制遵守のための取り組みに伴う人件費	
	法規制遵守のための取り組みに伴う外部委託費用	
	法規制に関連した取り組みに要するコスト	
0 1 1 1 1 2 - 1 0	外部機関の支援と認証取得等に要するコスト	
3. マネジメント・システムの 維持・運用	マネジメント・システムの維持・運用に伴って生じる	
1277 1271	•人件費	
	・文書管理コスト	
	・社員教育、研修コスト	
	・専門的知識取得のための教育費、資格取得費	
3. 情報開示	報告書や資料作成に要するコスト	
	ステークホルダーとのコミュニケーション活動に伴って生じるコスト	
4. 監査及び審査	モニタリングや監査の実施に要する人件費	
	外部監査人、専門家への委託費	
	内部監査資料等の作成に要するコスト	
5. マネジメント・システムの見直し	マネジメント・システムの見直しに伴って生じる	マネジメント・システムの改善・是正計画
	・文書改訂コスト	
	・人件費	
	・配置変更にかかる移動・移設費	

(出所) 倍(2008),前掲書,p.101,表 4.1 に加筆・修正を加えて本表を作成。

6.5.2 独自項目

マネジメント・システムの運用に伴って生じる社会的、環境的、経済的な具体的な活動や、係争・賠償などの問題に対処した場合のコストに関しては、独自事項として集計を行う。この項目については、企業独自の活動である点に着目して、自社の活動に合わせて項目の設定を行うこととなる。「独自項目」として分類すべき活動の一例を表 14 に示しておきたい。

以上のように、ESG活動関連コストを識別する会計システムは、ESGを推進するためのマネジメント・システムに準拠した企業活動を「共通項目」と「独自項目」に分類し、各活動におけるコストの集計によってその存在を明らかにしていく。こうした枠組みで得られたコストと財務諸表上の私的コストとを併記した ESG活動関連コスト統合計算書として開示することにより、ガバナンス体制が健全に機能して ESG活動として実践されているか否かを客観的な情報

として提示することが可能となる。このような流れで生成された情報は、企業内のマネジメント・システムの運用に関してプロセス内の管理とシステム実践の効果を判断する際に有用な情報を提供し、外部的な評価と内部的な見直しを通じて社会的責任を遂行するためのマネジメント・システムは継続的に機能することが可能となる。

表 14 「独自項目」の活動指標と各項目における活動内容例

YT #1.16.1#	具体的な活動内容					
活動指標	環境	労働·人権	製品・サービス	情報・セキュリティ		
6. 保全•管理	汚染に関わるコスト	衛生・安全管理コスト	安全管理コスト	情報管理システム維持コスト		
	廃棄物処理コスト	労働環境整備コスト	原材料等の管理コスト	セキュリティシステム維持コスト		
		採用コスト	生産者・取引先との関係維持コスト	プライバシー保護		
		教育コスト				
7. 社会活動	寄付等の拠出額	寄付等の拠出額	寄付等の拠出額	地域住民への教育コスト		
	物品提供に要するコスト	職場・工場の解放にかかるコスト	物品提供に要するコスト			
	環境保全活動に要するコスト	地域住民等への教育コスト	フェアトレード商品の購入コスト			
	地域住民への環境教育コスト	地域活動への参加コスト	アニマル・ウェルフェア商品の購入コスト			
8. 修復•改善	土壌汚染対策コスト	労働環境改善にかかるコスト	製品・サービス改善に要するコスト	システム改修コスト		
	自然環境修復に要するコスト	労働条件等の改善に要するコスト	マーケティングコスト			
9. 係争•訴訟	係争関連コスト	労働環境に関する訴訟関連コスト	知的財産権等に関する係争関連コスト	情報漏洩等に関する		
•賠償	訴訟関連コスト	残業代金等の人件費	訴訟関連コスト	・訴訟関連コスト		
	賠償金·賦課金	賠償金	賠償金	・賠償金		

(出所) 倍 (2008), 前掲書, p.104 の表 4.2 に加筆・修正を加えて本表を作成。

6.6 財務情報と非財務情報を連係したビジネスレポーティングの展開

第3章において概観したように、非財務情報には、①財務情報を補足する定量化が可能な非財務情報(定量情報)と②財務情報と連係可能な物量的な非財務情報(物量情報)、③物量化できる非財務情報のプロセスを補足する②の情報と連係可能な定性的な非財務情報(定性情報)が存在する。本章で行った考察から、①の定量化が可能な非財務情報は法定開示が求められる注記情報ー例えば、例えば、会計期間内で実現しなかった未認識の資産および負債や偶発的な事象、期末時点での財務状態を説明するための分割情報などーだけでなく、既存の財務情報に埋没した ESG 活動関連コストが該当する。

それでは、②財務情報と連係可能な物量的な非財務情報(物量情報)と③物

量化できる非財務情報のプロセスを補足する②の情報と連係可能な定性的な非財務情報(定性情報)は、どのように従来の企業会計システムと連係させて開示へと導けばよいのであろうか。次に、物量情報としての非財務情報の特徴を整理し、開示の枠組みを検討したい。財務情報と連係可能な物量的な非財務情報(物量情報)には、KPI や非 GAAP 指標に基づく APM などが含まれる。APM は GAAP で規定されない財務 KPI とも捉えられる指標であり、利息および税金控除前の営業利益(EBIT)、利息、税金、減価償却費および償却費控除前の利益(EBIDA)、フリー・キャッシュフロー、純有利子負債など財務情報から算出される情報である。

これらの情報は財務情報から直接算出が可能であるため、ESG に関わる個別活動領域に関する活動内容を測定・集計結果を統合した統合計算書に追加して記載することにより、経済的活動の評価が可能となる。一方、KPI は ESG 活動の結果として生成される指標であり、ESG 活動関連コスト計算書に各活動領域における評価指数として分類し記載することによって環境・社会的活動の評価が可能となる。ESG 活動関連コスト計算書の 4 つの活動領域ー「環境」、「労働・人権」、「製品・サービス」、「情報・セキュリティ」ーに分類される KPI を整理すると、表 15 の通りである。

なお、APM と KPI を記載する際には、これらの指数の定義および算出プロセス、データの出所や前提条件、開示目的等を定性情報として記載する必要がある。また、物量情報として開示される APM や KPI のような非財務情報と、それらの情報を説明・補足する定性情報は継続的に開示することにより、企業のESG に関わる活動や経済的活動の期間評価が可能となり、長期的な価値創造活動の評価を支援することにつながる。本章で提案した手法を用いて財務的な定量情報として整理された ESG 活動情報と連係可能な非財務情報を物量化し、さらに定量化・物量化のプロセスを定性的な記述情報で補足説明できれば、ESG活動の全体像はさらに明らかとなろう。

表 15 ESG 活動領域に分類される主な KPI

活動領域	主なKPI	活動領域	主なKPI
	資源・エネルギー消費量		コールセンター稼働率
	再生エネルギー利用状況		店舗数
環	大気・土壌・水系に排出・放出した環境負荷物質		販売ルート
境	騒音	品・	下請依存状況
	悪臭	サ	広告手段
	廃棄物量	l Ľ	商品安全性
	従業員数·新規雇用者·障害者雇用数	ス	含有物質
	雇用状況、女性比率		動物保護方針
	役員の男女構成		遺伝子組み換えに関する方針
労	賃金·諸手当	セ	セキュリティ対策状況
働	残業時間	キュリテ ・ ・	システム導入率
人	有給取得(消化)率		情報教育•訓練
権	育児休暇取得率		技術革新
	衛生管理状況	1	特許取得
	資格取得率		
	教育訓練時間		

(出所)筆者作成。

ESG活動を識別するための会計情報システムは、会計情報をつくり出す企業組織の再編プロセスを通じて ESG活動に関する問題に接近することにより、企業の果たすべき社会的責任を、株主をはじめとするステークホルダーとの関係から明確化するとともに、社会的責任の視点を組み入れた企業活動の成果を会計的な手法で識別・測定・伝達する企業価値評価の新たな尺度を提供することができる。このような枠組みによって体系化された会計情報システムが実際に導入できれば、新たな企業価値評価の尺度が提供できるだけでなく、企業の自律的かつ健全な事業活動の促進にもつながるなど、経済社会が地球環境や人間社会全体と調和を図り、企業が持続的な発展を遂げるための社会インフラとしてその役割を十分に発揮できる基盤となると考えられる。

6.7 本章のまとめ

本章では財務情報と非財務情報との連係に関わる中核的課題として、企業のESG活動に着目し、従来の企業会計システムから認識し・抽出したESG活動関連コストをどのように開示すべきか考察した。企業のESGに関連した活動は、企業が自社の社会的責任を果たすためどう活動すべきか、つまり企業独自の意思決定に基づいて実践される活動を指す。つまり、企業はESGに関連した活動を将来的なリスクに対応する企業価値の維持と創造に資する活動と捉え、どのようにしてステークホルダーに対して果たすべき経済的責任と社会的責任を認識し、社会に対する受託責任として活動を実践しているのか、を明らかにしなければならない。

本博士論文では ESG 活動の具体的な項目として、社会的責任の実践において 重視されている ISO26000 の中核主題と、企業の統合報告書にて増加傾向にあ る開示項目について株主を主とした情報利用者に有用な情報であるとして、次 の4つの活動領域-「環境」、「労働・人権」、「製品・サービス」、「情報・セキ ュリティ」を設定した。しかし、自社の企業価値毀損のリスクおよび企業価値 向上の可能性がある項目は、企業理念に基づき企業独自に設定すべきであると 考える。例えば、国際的な動向として国連に加盟するすべての国が経済、社会、 環境を調和させ、人間、地球及び繁栄のために取り組むべき行動目標として持 続可能な開発目標¹⁰¹(Sustainable Development Goals: SDGs)に注目が集まって いる。SDGsの実践は国をはじめ全ての組織、人が取り組むべき目標であり、企 業が SDGs の取組みを ESG 活動として取り組む場合には SDGs をどのように認 識し、どの目標に対して何を社会的責任として活動しようとしているのか明ら かにすることで ESG 活動として取組みが可能であると考える。本博士論文で提 示したフレームワークに取り込むためには、SDGs を自社の理念や戦略を踏ま えどのように位置づけるのか、ESG 活動関連コスト計算書のどの項目の活動と しているのかを明らかにし、活動コストを集計することが可能である。この際、 企業の理念と活動実体に基づいて ESG 活動関連コスト計算書の項目を設定す

 $^{^{101}}$ United Nations (2015), "Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development", http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1 (アクセス日:2017年12月17日)

る必要がある。

企業価値創造にかかる活動とみなし実践される ESG 活動は、ステークホルダーとどのような関係構築を行い、社会的責任を果たしているのか、ESG に関する活動コストをステークホルダーごとのコストとして算出することにより明らかにすることができる。こうした株主の視点からの情報利用目的に即した情報をまずは開示することにより、ステークホルダーとのコミュニケーションは促進される。ESG 活動は財務情報から抽出される定量情報だけでなく、企業活動の効果や影響を KPI や AMP といった物量情報ないしは定性情報によって表現することも可能である。物量情報の生成プロセスや目的等については、定性情報によって補足説明を加えることにより、その根拠や正確性が確保されるだけなく、そうした情報を有機的に連係することによって企業価値評価を促進する情報となり得る。

以上概観したように、財務情報から抽出される定量情報と企業活動における ESG 活動の評価指数となる物量情報や定性情報との連係を模索することは、組織内においてそれぞれの情報の特性をあらゆる方面から具体的に吟味する契機となるだけでなく、連係・統合情報の開示によって外部のステークホルダーに対する企業の持続的価値の評価を可能とする。こうした新たな体系によって各種情報の関連性を明らかにし、それらを有機的に連係させたビジネスレポーティングシステムが整備できれば、組織内部における情報活用だけでなく、組織外部の情報利用者にとっても企業を評価する際に有益な情報となると推察される。

終章 本博士論文のまとめと今後の展望

7.1 本博士論文の要約と結論

本博士論文の目的は、企業が担うべき説明責任としてのビジネスレポーティングの方向性を探るべく、変革を遂げる社会的要請に対して会計学はどう対処すべきか、その全体像を明らかにするとともに財務報告をどのように再編成して非財務情報との連係を模索すればよいのか、という点である。すなわち、現在、企業が作成する各種報告書の抱える課題を浮き彫りにすることからとり掛かり、それらの課題の検討を通して財務報告の今後のあるべき姿を探究することを目的として研究を進めた。具体的には、企業が担う受託責任に焦点を合せ、企業活動における財務的・社会的アカウンタビリティに対応するために、会計学の視点に立脚して株主の立場から CSR 活動における組織内部の会計情報フローの見直しと再編成に着手している。こうした流れで検討を進めた本博士論文から得られた知見を示すと、下記の通りである。

第1章では、会計学の構造に多大な変化を促す要因は企業をとり巻く市場経済と経済基盤の変化、すなわち産業構造の変化に伴う企業活動の変化であり、その延長線上で展開される企業活動の領域拡大であることを指摘した。さらに、こうした産業構造の変化により、企業価値を形成する資産の中心は物質資産から金融資産へ、さらに近年においては企業の中・長期的な価値創造に不可欠であるとされる知的資産や人的資産などから創出される無形資産に注目が集まっていることを確認した。かかる状況を踏まえた現在の会計学に求められる課題は、これらの資産がどのように関連し合いながら事業活動にいかなる影響を及ぼすのかという点に着目し、それらの課題の解決にどう向き合うかという点にある。今日、市場が求める企業価値評価とは、現在の価値だけでなく、将来的な価値創造と不確実なリスクへの対応策が有効に機能しているかを企業活動全体で捉えることが重要であり、そうした情報ニーズの変化に応え得る財務報告が求められている。したがって、本博士論文の問題提起として、企業がステークホルダーや社会に対していかなる責任を負っているのか、という観点からビジネスレポーティングの今後のあり方を展望している。

第2章においては、企業が社会とどのような関係にあり、いかなる責任を負 うのか、エンティティとしての企業の存在を考究することから企業が担うべき 受託責任を明らかにし、社会に対して企業活動の成果を説明するために会計学 はどのような役割を果たすべきか検討を加えた。ここでは企業活動の私的性と 公共性に着目してエンティティとしての企業を検討した結果、企業の経済活動 が社会的に大きな役割を担うことに伴い、企業は私的な経済活動の主体として だけでなく、私的公共性を有するエンティティとしての側面も有することが明 らかとなった。会計学は私的公共性という複合的な性質を併せ持つ企業の経済 活動を測定して描写すると同時に、それらの情報伝達を通じてステークホルダ ーとの良好な関係を構築しなければならないが、企業の私的公共性に着目する と、持続可能な社会の構築に向けて CSR 活動や ESG 情報の重要性が今後益々 高まるものと推察される。さらに、今日のアカウンタビリティ問題に目を転じ ると、企業は経済的な価値だけでなく、社会的責任という多様なステークホル ダーに関わる責任をどのように説明するのかということにその重心が移行して おり、いかなる情報を誰のためにどう開示するのかをあらためて検討しなけれ ばならい。本章では、情報開示に関わる一連の課題は企業の継続性に関わる課 題の解明だけでなく、財務報告が目指すべき新たな展開の方向性を模索するこ とにもつながることを明らかにしている。

第3章では、財務情報と非財務情報との関係性に関わる動向と変容の検討を通じて、それらの情報特性に着目した情報の類型化を行うとともに、企業価値創造に資する新たな財務報告の方向性について検討を行った。財務報告は財務諸表と決算情報として貨幣価値で表示される会計情報、業績情報などの定量的な会計情報を含む「財務情報」、さらに業績に関わる情報を補足・補完するため財務諸表外で提供される「法定開示すべき非財務情報」、そして「任意開示される非財務情報」とに区分される。さらに上記2つのタイプの非財務情報を情報の質的特性に照らして分類すると、「法定開示すべき非財務情報」は、①財務情報を補足する定量化が可能な非財務情報(定量情報)、「任意開示される非財務情報」は、②財務情報と連係可能な物量的な非財務情報(物量情報)と③物量

化できる非財務情報のプロセスを補足する②の情報と連係可能な定性的な非財 務情報(定性情報)に分類できる。企業の持続可能な価値創造能力を映し出す には、定量的、物量的、定性的な非財務情報が事業活動のプロセスでいかにし て創出されるのか、そうした情報フローを財務情報と関連づけて開示すること 必要である。非財務情報が企業組織内でどのように生成され補正されたか、あ るいは何のためにいかなる事情を根拠として報告に至ったのか、企業組織内の 非財務情報創出プロセスを明らかにすることが適切な企業価値評価へとつなが るのである。本章の中心課題は、これまで財務報告の対象外とされてきた非財 務情報のとり扱いであり、企業の活動実態そのものを対象として比較可能な情 報を生成して開示するには、「根拠」と「結果」を紐づけるため、両者の関係性 を明らかにしなければならない。企業活動の全体像を把握して適正な企業価値 評価へとつなげるには、「マネジメント・システム」をプロセスと捉え、可視化 する新たな仕組みが必要である。持続可能な企業経営を実現するには、従来の 財務報告の枠組みの拡張を図って財務情報と非財務情報との連係を模索し、企 業が保有する各種資産をマネジメント・システムによってどうインプットして アウトプット・アウトカムしたのか、一連のプロセスを統合情報として表現す る新たな財務報告の枠組みが必要であることを示している。

第4章は、企業の中・長期的な価値評価に資する情報提供を目的として、今日注目を集める統合報告に着目し、従来の企業報告の拡充としてではなく、統合思考を踏まえた情報の選別と再構築による新たな企業報告の形態が必要であることを示している。ここでは実際に発行された報告書を参照しながら、新たなビジネスレポーティングの動向と課題を明らかにし、財務的・社会的アカウンタビリティを果たすにはどのような情報開示が求められるか検討を行った。統合報告形態の分析から、CSR活動における情報集約方法として、①ESG活動の項目ごとに分類を行う、②ステークホルダーの視点から分類する方法が採用されていることが明らかとなった。また、社会活動貢献費の内訳を開示することによって、費用対効果を明らかにしている事例もあった。これらの点を踏まえて、社会的活動プロセスの開示に向けた方策として、「企業活動を通じて分配

されたステークホルダーの価値」と「ESG に関連する活動項目」という視点から情報を再編成することが現実的であり、その内訳を示すことによって活動プロセスを明示できる可能性を確認した。さらに、企業の永続性に影響を与える新たなリスクとして、情報セキュリティ対策や情報化対策も重要であることを示した。

第5章では、従来の会計上の概念では識別されなかった ESG 要因が企業価値にいかなる影響を及ぼすのか明らかにすべく、企業はどのような方法によって ESG に関連した要素を識別して ESG 関連リスクに対応すべきか、その方向性について検討を行った。そして、企業内の各部署の活動から生成されるさまざまなデータはどのような流れで集約され、意思決定に有用な情報として生成されているのか、組織内の情報システムのあり方を検討した。ここでは会計情報システムが企業の意思決定プロセスを実現する役割を果たし得ること、さらに全社的な ESG 関連活動を抽出する仕組みとして統合的な会計情報システムの導入が必要であることを指摘し、従来の会計情報システムから生成される財務情報と非財務情報を連係させて統合情報として開示を実践するには、ESG 活動に関連するデータを企業の意思決定システムに基づいて集計する ESG 活動会計システムを整備しなければならないことを明示した。加えて、生成された統合情報が外部の情報利用者の投資意思決定や経営者の意思決定に有用な情報として活用されるための方法として、ESG 活動のプロセスをコントロールするマネジメント・システムの導入が不可欠な条件となることを明らかにしている。

第6章は本博士論文の結論部分に相当する箇所である。ここでは拡張するアカウンタビリティに対処するための財務情報と非財務情報の連係に関わる会計問題の解決策として、情報利用者の利用目的と情報の信頼性を中心に据えたディスクロージャーの視点から、会計情報の再編成と新たな情報開示のあり方を提案し、結論を述べている。すなわち、今日企業に求められる重要な視点は企業に課せられた経済的責任と社会的責任を認識するとともに、社会に対する受託責任を果たすためにどのような企業活動を実践しているのか、すなわち企業理念や活動方針に準拠したマネジメント・システムにしたがって適正に ESG 活

動を実践しているのか、を明らかにすることにある。本博士論文では、そうした目標を達成するための方策として、次に示す2つの計算書の導入を提案している。第一に、株主を中核に据えたステークホルダーに対して企業がどのような流れで価値を創造したのか、そしてその価値をどう分配したかを明らかにする「企業価値創造と企業価値への投資・分配計算書」であり、第二に、統合情報の生成に必要不可欠といえる財務情報と非財務情報との連係を目的として損益計算書と統合して両者の状況を明らかにする「ESG活動関連コスト統合計算書」である。企業の実践すべき CSR活動は、上記の計算書を用いた定量情報だけでなく、企業活動の効果や影響を本研究で検討した KPI や AMP などの物量情報ないしは定性情報によって補完することによって達成できる。こうした物量情報の生成プロセスや目的等については、さらなる定性情報によって補足・説明を加えることにより、その根拠や正確性が担保されるだけなく、それらの情報を有機的に連係することによって適正な企業価値評価へと導く情報源となり得るのである。

以上のように、本博士論文から得られた知見を踏まえて、企業が価値創造に 資する活動実態を情報利用者の目的に沿って開示できる環境を整備できれば、 株主を中心とするステークホルダーとのコミュニケーション活動はこれまで以 上に促進され、さらなる企業価値の向上に貢献できると期待できるのではない だろうか。

7.2 今後の展望

現代の企業には中・長期的な企業価値評価に向け、持続可能な成長に資する 創造的価値の探究が求められており、その実現には従来の財務情報だけでなく 非財務情報との連係を意識した統合情報の開示が必要とされている。例えば、 2013年に IIRC が公表した国際統合報告フレームワークでは、企業価値評価の ために財務情報と非財務情報とを関連づけた開示を要求しており、2015年6 月公表されたわが国の企業統治指針である『コーポレートガバナンス・コー ド』においては、ステークホルダーとのコミュニケーションが企業価値創造に 重要である点を指摘し、コミュニケーションの基盤として財務情報と非財務情報を収集し開示する必要性について言及している。しかし、これらのフレーム ワークや指針おいてその必要性に言及しながらも、財務情報と非財務情報の連 係に関して、財務報告のフレームワークを構築する諸概念とどのように関連す るのか、さらには財務情報と非財務情報との関係性や両者の開示方法にはつい て必ずしも明言されていない。

そこで本博士論文では、企業経営者が負う株主および「ヒト」としての企業との間の受託責任の説明というディスクロージャーの視点から、中・長期的な企業の価値評価に必要な情報開示を目的とした財務情報と非財務情報を有機的に結びつけたビジネスレポーティングのあり方について検討を進めてきた。本博士論文における基本的なスタンスは、企業の社会的責任に関する活動は事業活動を永続させ持続的な価値創造のための活動であることを踏まえて、その活動を評価する重要な要素である ESG 要因をリスクと捉え、企業の ESG に関連した活動をリスク対応に関連した活動とみなして、ESG リスクに対する対応コストと将来のリスクに備えた投資という視点から定量化モデルの構築を試みている。

さらに、本定量化モデルの構築にあたっては、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進するツールであることを考慮して、情報利用者の目的適合性と情報の信頼性の確保を優先し、さらに情報利用目的が明確である株主をステークホルダーの中心に位置づけて会計情報フローの再編成と新たな情報開示のあり方を提言している。しかし、次なるステップとして進むべき課題として次の点も明らかとなっている。第一に、「ヒト」と「モノ」という企業の特性に着目した場合、そうした価値創造の中で企業価値をどのように捉えるかを明らかにしておかなければならない。さらに第一の課題とも関連するが、統合報告を作成する際に、どの観点から報告書の作成が要請されるのかその立ち位置をより明確化することが第二の課題である。そして、最後に本博士論文で提示したフレームワークを実際の企業情報で検証し、その有効性を確認することも重

要な取り組みといえる。本博士論文を通して今後取り組むべき研究課題が明らかとなったが、本博士論文で示した新たなフレームワークはステークホルダーとの良好なコミュニケーションツールとなり得ることを想定したものである。今後、今回検討したような形で会計情報の内部および外部的な効果をより掘り下げて研究を深化させることにより、会計情報開示の範囲と質は情報利用者の利用目的に即した流れで発展を遂げることを期待して本論文の終わりとしたい。以上

謝辞

本博士論文の作成にあたり、多くの方々から親身なご指導と多くの有益なご助言を頂きました。麗澤大学大学院経済研究科長の中野千秋教授をはじめ、本博士論文の主査を務めていただいた倍和博教授、並びに副査を快くお引受けいただいた長谷川泰隆教授と高巖教授に対して、この場を借りて心よりお礼を申し述べたいと思います。

また、学会や研究会においても多くの諸先生方から示唆に富む研究の手がかりを与えていただき、多くのことを学ばせて頂きました。ここでご指導を賜ったすべての方々に感謝の意を表したいと思います。

引用·参考文献

- 1. AICPA (1973), Objectives of Financial Statements: Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements.
- 2. Anthony, Robert N. (1965), Planning and control systems a framework for analysis, Harvard University, Division of Research. (高橋吉之助訳 (1968)『経営管理システムの基礎』ダイヤモンド社).
- 3. Arendt, Hannah (1960), VITA ACTIVA: oder vom tätigen Leben, Kohlhammer, Stuttgart.

 (森一郎訳 (2015)『活動生』みすず書房.)
- 4. Bazerman, Max H. and Tenbruusel, Ann E. (2011), *BLIND SPOTS*, Pinceton University Press. (池村千秋訳 (2013):『倫理の死角:なぜ人と企業は判断を誤るのか』NTT 出版.)
- 5. Bedford, Norton M. (1973), Extensions in accounting disclosure, Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, New Jersey. (武田隆二監修,原田満範訳 (1980)『会計ディスクロージャーの拡張』東洋経済新報社.)
- 6. Boulton, R. E., Libert, B. D. & Samek, S. M. (2000), Cracking the Value Code, Arthur Andersen. (アーサーアンダーセン (2000)『バリューダイナミクス』東洋経済新報社.)
- 7. Deloitte (2016), Alternative performance measure: IFRS in Focus A practical guide.
- 8. EFRAG (2012), Towards a Disclosure Framework for the Notes: Discussion paper.
- 9. EFRAG(2013), Towards a Disclosure Framework for the Notes: FEEDBACK STATEMENT ON DISCUSSION PAPER.
- European Securities and Markets Authority (2015), ESMA Guidelines on Alternative Performance Measures.
- 11. Fung, A., Graham, M., Weil, D. (2007), Full Disclosure: The perils and Promise of Transparency, Cambridge University Press.
- 12. Gray, R., Owen, D., & Maunders, K. (1987), Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability, Prentice-Hall International Ltd.. (山上達人監訳, 水野一郎, 向山敦夫, 國部克彦, 冨増和彦訳 (1992)『企業の社会報告:会計とアカウンタビリティ』白

桃書房.)

- 13. Hatherly, D. (2013), The Failure and the Future of Accounting: Strategy, Stakeholders, and Business Value, Gower Publishing Limited.
- 14. Hopwood, A. G. & Miller, P. (1994), Accounting as Social and Institutional Practice, Cambridge University Press. (岡野浩, 國部克彦, 柴健次監訳 (2003)『社会・組織を構築する会計:欧州における学際的研究』中央経済社.)
- 15. IIRC(2013), Consultation Draft of the International <IR> Framework. (日本公認会計士協会(2014)『国際統合報告』.
- International Organization of Securities Commissions (2016), Statement on Non-GAAP
 Financial Measures.
- 17. ISAB (2006), Discussion Paper (October 2005), Management Commentary, A paper prepared for the International Accounting.
- Nilsson F., Stockenstrand, A.-K. (2015), Financial Accounting and Management Control, Springer.
- 19. Paine, L. S. (2003), Value Shift, McGraw-Hill Education. (鈴木主税,塩原道緒(2004 『バリューシフト - 企業倫理の新時代』毎日新聞社.))
- 20. Robert G. Eccles and Michael P. Krzus (2010), One Report: Integrated Reporting for a Sustainable Strategy. (花堂靖仁監訳, ワンレポート日本語版委員会訳 (2012)『ワンレポート:統合報告が開く持続可能な社会と企業』東洋経済新報社.)
- 21. Simon, Herbert. A. (1977), The new science of management decision, Prentice-Hall. (稲葉元吉, 倉井武夫 (1979)『意思決定の科学』産業能率大学出版部)
- 22. Vatter, William J. (1947), The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Report. (飯岡透, 中原章吉 (1971)『バッター資金会計論』同文舘出版.)
- 23. WICI (2016), WICI Intangibles Reporting Framework 2016.
- 24. Woolf, Arthur H. (1912), A Short History of Accountants and Accountancy, Nabu Press.

 (片岡義雄, 片岡泰彦訳(1997)『ウルフ会計』法政大学出版.)
- 25. U. ハーバマス (1973) 『公共性の構造転換』(細谷貞雄訳, 原著 1962 年) 未来社.
- 26. 青木武典(1996)『会計情報システム』日科技連出版社.

- 27. 青柳文司 (1986)『アメリカ会計学』中央経済社.
- 28. 秋山哲男 (1996)『実践 経営情報システム』中央経済社.
- 29. 新井清光(1985)『企業会計原則論』森山書店.
- 30. 飯田修三,早矢仕健司編(1986)『会計情報と情報開示』白桃書房.
- 31. 石川純治 (2014) 『揺れる現代会計 ハイブリッド構造とその矛盾』日本評論社.
- 32. 石崎忠司(2009)「公共性志向の会計学の確立に向けて」『公共性志向の会計学』中央経済社, pp.173-189.
- 33. 稲葉振一郎 (2008) 『「公共性」論』 NTT 出版.
- 34. 今福愛志 (2004)「CSR 会計のフレームワークの再構築: CSR リスクマネジメント と会計」『企業会計』Vol.56, No.9.
- 35. 今福愛志 (2009)『企業統治の会計学: IFRS アドプションに向けて』中央経済社.
- 36. 今出敏彦 (2013)『ハンナ・アーレントの『人間の条件』再考 世界への愛 』近 代文藝社.
- 37. 岩井克人 (2005) 『会社はだれのものか』 平凡社.
- 38. 岩井克人 (2009) 『会社はこれからどうなるのか』 平凡社.
- 39. 岩崎勇 (2012)「IASB の概念フレームワークにおける会計目的について」『經濟學研究』第 78 巻, 第 5・6 合併号, pp.59-88, 吸収大学経済学会.
- 40. 岩浪貞芳 (2003)「我が国の会計機能の特徴-トライアングル体制における会計の機能」『現代社会文化研究』No.28, pp.65-82.
- 41. 植田和弘, 國部克彦編集 (2013)『社会環境情報ディスクロージャーの展開』中央 経済社.
- 42. 上山信一(2012)「公共の経営学の考え方」(山内弘隆,上山信一編(2012)『公共の経済・経営学 市場と組織からのアプローチ』第5章,慶應義塾出版.)
- 43. 碓氷悟史(1992)『監査理論研究-監視・監督・監査の統合理論-』同文舘.
- 44. 碓氷悟史(2001)『アカウンタビリティ入門』中央経済社.
- 45. 大住莊四朗 (1999)『ニュー・パブリック・マネジメント 理論・ビジョン・戦略』 日本評論社.
- 46. 大住莊四朗(2002)『パブリック・マネジメント 戦略行政への理論と実践』日本

評論社房.

- 47. 大槻櫻子 (2015)「未来を拓くコーポレーションコミュニケーション 第 13 回 日本企業の統合報告に関する事例調査結果 (前編)」『KPMG Insight』 Vol.11.
- 48. 大日方隆 (2005)「会計情報の特質性」, pp.43-55, 斎藤静樹編『討議資料■財務会計の概念フレームワーク』中央経済社.
- 49. 亀川雅人 (2015) 『ガバナンスと利潤の経済学 利潤至上主義とは何か 』創成社.
- 50. 穐山守夫 (2015)「公共性」『千葉商大論叢』千葉商科大学, 53 号 1 巻, pp.213-231.
- 51. 桂木建次, 増田信彦, 藤田暁男, 山田國廣編 (2005) 『(新版) 環境と人間の経済学』 ミネルヴァ書房.
- 52. 桂木隆夫 (2005) 『公共哲学とはなんだろう: 民主主義と市場の新しい見方』勁草 書房.
- 53. 株式会社東京証券取引所 (2015)『コーポレートガバナンス・コード〜企業の持続 的な成長と中長期的な企業価値の向上のために〜』.
- 54. 川崎修 (1998)『アレント 公共性の復讐』講談社.
- 55. 企業会計審議会 (2011) 『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)』.
- 56. 郡司健(1998)『現代会計報告の理論』中央経済社.
- 57. 郡司健(2007)「持続可能性と環境・CSR 会計 持続可能性会計への展望 」『社会関連会計研究』第 23 号, pp.1-9.
- 58. 経済産業省知的財産政策室 (2007)『知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書』.
- 59. 國部克彦 (2013)「社会環境情報ディスクロージャーの本質 公共性の視点から」 『社会環境情報ディスクロージャーの展開』中央経済社, pp.1-21.
- 60. 國部克彦 (2015)「公共哲学からの会計学批判と会計学からの返答」『商学集志』第 84 巻第 3・4 号, pp.89-102.
- 61. 國部克彦 (2016) 「統合報告時代のアカウンタビリティ」『國民經濟雜誌』第 213 巻, 第 5 号, pp.95-115.
- 62. 黒沢清(1980)『会計学基礎理論』中央経済社.

- 63. 郷地英治(1997)『エンドユーザー情報システム論』中央経済社.
- 64. 古賀智敏 (1999)「金融商品と会計パラダイムの転換」『国民経済雑誌』第 180 号, pp.451-56, 神戸大学経済経営学会.
- 65. 古賀智敏 (2002)「金融商品とファイナンス型会計」『會計』第 161 巻第 2 号, pp.62-73.
- 66. 古賀智敏(2003)「無形財の戦略的利用と知的財産報告書」『国民経済雑誌』第 187 号, pp.61-75.
- 67. 斎藤静樹, 徳賀芳弘編 (2011)『企業会計の基礎概念』中央経済社.
- 68. 齋藤純一(2000)『公共性』岩波書店.
- 69. 財団法人企業活力研究所 (2012) 『平成 23 年度調査研究事業:企業における非財務情報の開示のあり方に関する調査研究報告書 (概要版)』.
- 70. 酒井泰弘 (2010) 『リスクの経済思想』ミネルヴァ書房.
- 71. 桜井久勝 (2013)「資本市場研究の課題と展望」pp37-68, 伊藤邦雄, 桜井久勝編『会計情報の有用性』中央経済社.
- 72. 佐々木毅, 金泰昌編 (2001)『公と私の社会科学』東京大学出版会.
- 73. 柴田英樹, 梨岡英理子 (2014) 『進化する環境・CSR 会計 マテリアルフローコスト会計から統合報告まで 』中央経済社.
- 74. 染谷恭次郎(1978)『会計学』中央経済社.
- 75. 染谷恭次郎(1996)『現代財務会計〈第8版〉』中央経済社.
- 76. 高巖 (2004)『CSR 企業価値をどう高めるか』日本経済新聞出版社.
- 77. 髙山朋子 (2006)「受託責任を基礎にした情報開示について」『東京経大学会誌(経営学)』第 250 号, pp.139-149.
- 78. 宝印刷株式会社総合ディスクロージャー研究所 (2014) 『統合報告書による情報開 示の新潮流』同文舘.
- 79. 武田隆二 (2001) 「論壇 会計学認識の基点」 『企業会計』第 53 号, pp.4-10.
- 80. 武田隆二 (2007)「特別寄稿 「産業構造の変化」に伴う「会計のあり方」-新会社法と会計のあり方(その 2)」『會計』第 171 巻, 第 2 号, pp.311-324.
- 81. 田中浩(1999)「経営戦略へのアプローチ-価値連鎖分析の戦略性」, 小川 洌偏(1999)

『会計情報の変革』中央経済社.

- 82. 出見世信之(1997)『企業統治問題の経営学的研究 説明責任関係からの考察 』 文眞堂.
- 83. 日本規格協会(2009)『ISO/DIS2600 仮訳版:社会的責任に関する手引き』国際標準 化機構.
- 84. 日本公認会計士協会 (2015) 「統合報告の国際事例研究」『経営研究調査研究報告』 第 55 号.
- 85. 倍和博 (2005)『CSR 会計を導入する』日本規格協会.
- 86. 倍和博 (2008) 『CSR 会計への展望』森山書店.
- 87. 倍和博 (2013)「ビジネス・モデル概念に基づく企業価値形成プロセス可視化の動向」『會計』第 184 巻, 第 3 号, pp.360-372.
- 88. 倍和博(2014)「非財務情報の開示動向と戦略的活用への視座」『會計』第 186 巻, 第 3 号, pp.307-319.
- 89. 倍和博 (2015)「持続可能な価値創造に資する財務報告の今後のあり方」, 『会計』 第 188 巻第第 5 号, pp.43-55.
- 90. 蓮生郁代(2011)「アカウンタビリティーと責任の概念の関係: 責任概念の生成工場としてのアカウンタビリティーの概念」『国際公共政策研究』第 15 巻, 第 2 号, pp.1-17.
- 91. 藤井則彦(1992)『日本の会計と国際会計』中央経済社.
- 92. 古庄修 (2010)「財務報告の概念フレームワークの形成をめぐる論点と課題」『産業経営研究』第 32 号, pp.107-121.
- 93. 古庄修(2012)『統合報告制度の形成』中央経済社.
- 94. 古庄修(2013)「統合報告の行方と開示フレームワークの再構成」『産業経理』Vol.73, No.2, pp95-104.
- 95. 宮川公男編 (2004)『経営情報システム<第3版>』中央経済社.
- 96. 藪下史郎 (2002)『非対称情報の経済学 スティグリッツ新しい経済学』光分社.
- 97. 八木裕之 (2015) 「会計情報の多様化と統合報告」『會計』第 187 号, 1 巻, pp54-67.
- 98. 山内弘隆, 上山信一(2012)編『公共の経済・経営学 市場と組織からのアプロー

- チ』慶應義塾大学出版.
- 99. 山本清 (2013)『アカウンタビリティを考える どうして「説明責任」になったのか』NTT 出版
- 100. 山脇直司(2004)『公共哲学とは何か』筑摩書房.
- 101. 吉田寛 (1981)「アカウンタビリティの社会的基礎」,『会計』第 199 巻第 2 号, pp.15-30.
- 102. 米山正樹 (2005)「会計基準の変化と基礎概念」『會計』第 167 巻第 1 号, 14-27 頁.
- 103. 寄本勝美(1994)「地球環境時代における市民、企業、行政のパートナーシップ」 『地球環境時代の市民、企業そして行政』ぎょうせい, pp.3-18.
- 104. 麗澤大学企業倫理研究センター編 (2004) 『R-BEC004: CSR ガイドライン』麗 澤大学企業倫理研究センター.
- 105. 若杉明(1985)『企業会計の理論』国元書房.
- 106. 渡部亮 (2004)「エクイティと受託責任の歴史的本質(第 2 回) 株式は share (分け前) か、stock (塊) か、equity (衡平) か」,『FUND MANAGEMENT』No.11, 2005 年新春号, pp.26-33.
- 107. 渡部亮 (2005)「エクイティと受託責任の歴史的本質(第3回) 株主の信託に応える経営者は trustee か fiduciary か」『FUND MANAGEMENT』No.12, 2005 年春号, pp.38-45.